

季刊

唯物論研究協会編集

# 思想と現代

1988

15号

特集

● 天皇制を問い直す

〈座談会〉

かなんことはかなんと言おう

天皇制イデオロギート

寿岳章子 / 中村行秀

現代天皇制の形成

日本文化論

渡辺 真

「国際国家」論と

天皇制イデオロギート

鯨坂 真

文化時評

霧の中の現代天皇制

山口正之

古田 光ほか

志田 昇

発売元

白石書店

# モダニズムと ポストモダニズム

石井伸男・清 真人 著  
後藤道夫・古茂田宏 著

●戦後マルクス主義思想の軌跡——— 定価●2500円

現代の思想的テーマとして、スターリン主義、実存主義、市民主義、  
ポスト・モダンの諸潮流をとりあげ、大胆かつ徹底的に解明する！

# ペレストロイカは進む

スターリン時代の遺産とのたたかい

稲子恒夫 著 スターリン時代の負の遺産とたたかいソ連社会の根本的改革をめざ  
定価●1600円 すペレストロイカは、いまどのような課題に直面しているのか——

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60 TEL(03)292-0481

# 現代思想の境位〈唯物論研究〉 年報3

唯物論研究協会編 定価2800円 千250円

産業社会の論理と非合理主義の哲学—中村雄二郎氏の所説を分析する—  
／碓井敏正 装置の学としての進化的認識論／入江重吉 認知心理学とピアジェの認識論／中島英司 歴史の転換期と女性問題／  
早川紀代 被爆者像の再検討—被爆者は「生ける屍」か／舟橋喜恵 西ドイツにおける「規範論争」／高田純 もういちど “das bewußte Sein” について—石井伸男氏の見解を駁し批判に答える— 秋間実形式論理の個物的区別性と矛盾について／鶴見勉 唯物論と現代社会の行方／仲本章夫

唯物論研究協会編 定価各2800円千250円

唯物論の伝統と現代〈年報85年版〉

弁証法の現代的意義〈年報86年版〉

東京都千代田区神田神保町1-28

白石書店

☎03(291)-7601  
振替東京2-16824

目次

特集 天皇制を問い直す

〈座談会〉

かなんことはかなんと言おう ……寿岳章子／中村行秀／司会・吉田	千秋	3
天皇制イデオロギーと日本文化論……………鯨坂	真	20
現代天皇制の形成……………渡辺	治	34
——吉田茂の天皇論を素材にして——		
「国際国家」論と天皇制イデオロギー……………山口	正之	58

天皇制—わたしの視点

天皇と憲法……………猪飼	隆明	70
和辻哲郎と津田左右吉の天皇制論……………太田	哲男	74
アイヌ民族と天皇制……………小川	隆吉	79
旧天皇制イデオロギーの解体過程……………功刀	俊洋	84
精神の深いところでのつくりかえを土台に……………鈴木	秀一	89
君主制の日本的形態—加藤周一の場合……………鈴木	正史	93
象徴天皇制と思想の節操……………高田	求	99
イギリス君主制と天皇制……………玉井	茂	103
血の純化による絶対化—祭政統合と天皇権……………難波	喜造	107
被爆者にとっての天皇……………舟橋	喜恵	113
天皇制と日本文化論—西田哲学をめぐって……………古田	光	117

文化時評

霧の中の現代天皇制……………志田	昇	122
——皇室イメージの記号論——		

書評

石井・清・後藤・古茂田著『モダニズムとポストモダニズム』…河原	飴	134
ゼレニー著／島崎・早坂監訳『弁証法の現代的位相』……………牧野	広義	136

前号批評

人間と自然との共生を読んで……………田中	一	137
----------------------	---	-----

『思想と現代』総目次（創刊号～第14号）……………	140
---------------------------	-----

唯物論研究協会(全国唯研)第11回(1988年度)総会・研究大会のお知らせ……………	69
--	----

# 特集●天皇制を問い直す

特集にあたって

戦後四十三年の現在、天皇制は大きな問題をはらみつつ、あらためて国民の重大な関心事となつていきます。いうまでもなくそれは、きたるべき“X”デーと“代替わり”儀式に備えての用意周到なキャンペーンに端を発しているものです。

だが、そのキャンペーンが大掛かりになればなるほど、世襲制の“象徴”天皇制は国民主権を明記した憲法原理との矛盾をさらけださざるをえません。天皇制というのは、国民にとつてはもはや無用の長物と化しつつあるのではないだろうか。しかし、日本の支配層にとつてはそうではなく、現天皇制の存続は自分の延命にとつて必要不可欠のようです。はたして、支配層の思惑通り、戦争責任を明言しないまま現天皇制の存続が許されてしまうのかどうか。それは“軍事大国”路線を強行する政策を許しつづけるのかどうかからんだ、今日のさしせまった国民的課題と思われまます。

本特集がその課題にすこしでも応えることになつていれば幸いです。

(編集部)

■特集 天皇制を問い直す

〈座談会〉

# かなんことは かなんと言おう

寿岳章子

中村行秀

司会

(吉田千秋)

司会 本日の対談は、今秋の唯研の研究大会で天皇制の問題

を扱うということで、それに連動する企画になっております。

いろいろな形で天皇制が改めて問題になってきていますが、

ここで思いきった議論を展開しておく必要があるということ

でこの企画になったわけです。また、天皇制問題では、特に

女性の立場からの発言が少ないし、寿岳章子先生がなんとか

思いきった議論をしたものだと言いついていらつしやいまし

たので、ここで思いきりしゃべっていただくという主旨な

んです。それとかみあわせた形で、三月までイギリスにおら

れた中村行秀先生に、日本の思想文化の面からイギリスの王

室との比較等をお話ししていただくということですよ。よろ

しくお願いいたします。

まず寿岳先生の方から天皇制に対する最近の想いを話して

いただけませんか。

## 天皇制は要らんのとちがうか

寿岳 この頃特にインテリの端くれと言われる者はそれなり

に天皇制について取り組んでおかなければいけないと思いま

したのは、私、京都にいるものですから、例の「Xデー」と

絡んで梅原さんの日本学の発想等、きわめて危険な動きが顕著になってきたからなんです。こういうことには私はかなり奥手なんです、天皇制をシンボルとした日本独自のことというのが非常に安易に語られるようになって、しかもそこに中曽根から文部省を飛び越えてお金が出ているわけですね。そして情けないことであり、また無理なことなんです、そこにたくさんの人たちが吸い寄せられる。声のかからない者は別に指をくわえて見ているわけではないのですが、おかしいと思うことがたくさんございました。

我家でもリベリズムとか反軍国主義というのは家庭のなかにあったんですが、皇族や天皇制にかんする論議はほとんどありませんでした。私は国文学系ですから、万葉集など読んでいますと、奈良などに行くとき素敵だわと思う、そういう普通の日本人でした（笑い）。しかし東北大を卒業して、勤労員で工場に行きまして、そのときいろいろな男の人と仲良くなって、社会学をやっている男の人が二人我家に遊びにきていろいろなことを話しあったことがございました。私は男女問題とか平和問題だったらかなりはつきりした思想をもっていましたけれど、天皇制については何も考えていなかったんですね。そこで何でもない社会学をやっている人が、天

皇制なんて要らんのとちがうかと言ったとき、ものすごくびっくりして、やっぱり要るのとちがうなんて呑気たらしいことを言っていたんですね。

天皇制は、天皇が戦争にどういう積極的な役割を果たしたかなど、明治以後と以前ではまったく違う性格が賦与されたように思うんです。京都にいますと特に、人というのは実に変節するものだと思身にしみて思うことが何度もあったんですが、そういうことを体験するなかで、天皇制の果たす役割というのは恐ろしいものだということがわかりました。それと私は唯物論でも何でもございませんですが、人間としてみるときに、戦争の後遺症であんなに困っている人たちがたくさんいるのに、なんであのおじさんは何も考えんのだろうと思うんです。心が痛んでノイローゼになってもしかるべきなのに、けろつとしてるでしょ、あの人。そして原爆をやむをえなかったと言う。普通の人間の道徳としては、悪かったね、すまなかったねの一言が必要だと思うのだけれど、かわいそうな人です。

とまあ、そのぐらいのことは私、たいていの会で言うんです。これは最近決意したんです。平和の問題と天皇制の問題など、困った問題がものすごいスピードで進みつつある。だ

から黙っていて、アラ怖いわなんて言っていたんではしょうがないわけで、身体を張るなんて嫌ですが、言うべきことは言わないと戦中派である私も人間としての義務を果たしていないのではないかと思うようになったんです。

天皇は人がよくて何もお気が付かなくて、側近がみんなやめたことだというのはウソだということが、杉山日記など読むとわかります。あの方は戦争ごっこをしています。人間なら人間の責任を果たしなさいよと思うんですが、あの方はあの意味で狡猾なんですね。父もぞっこん天皇制を憎んでいまして、天皇制を模したものはいっぱいあります。そういうのについて鋭い批判をつづけている昨今です。たとえば宗教の世界がそうで、日本の宗教の腐敗・墮落の原因になっています。国家鎮護・玉体安穩などと祈っていますが、みんなのことを祈ってちょうだいよと言いたい。天皇制はホント日本を毒していますよ。天皇制は、これはみんなの意見だからみんなで決めましょという問題ではないと思うんですね。そういう契約的なものではなく、君臨という言葉がありますが、そういうものである。そういうところでは日本は何も変わっていない部分があって、主権在民でなく、天皇元首論が生きているところがある。そんなことで少し心を入れ替えたわけで

す(笑い)。

**司会** 中村先生、その事情について、イギリスの王制はどうとらえたらよいでしょうか。

**中村** イギリスの王制には、それを必要とする客観的条件がある。たとえばイギリス連邦は文化や価値意識が違ういろいろな国家から成り立っている。それを一つの連邦として統一していくために王制が役立つている。

**寿岳** 接着剤みたいなものですか。

**中村** そうですね。そしてその役割を果たしている。たとえば去年イギリス連邦諸国が南ア連邦に対し制裁を加えるという意見があったのに、サッチャーが制裁しないと頑張ったんです。そうすると連邦諸国から不満がでる。この不満を押さえるのは女王しかないわけで、女王はちゃんとその役割を果たした。またエイズでイギリスがパニック状態になったとき、ダイアナがエイズ患者と握手をし、口を近づけ話しているところをTVで放映する。そうするとパニック状態が治まる。ダイアナは年に四百回も催し物に出席するそうです。働いているわけです。イギリス連邦が今の形で存続し続けるために働いているわけです。だからイギリスでの王制廃止はなかなかむずかしい問題でしょうね。

それにくらべると、日本の天皇制はまさに狭義のイデオロギー（虚偽意識）で、天皇を神様だなんて思わない今の若い人たちがそのまま国民の多数派になれば、天皇制を廃止することはそれほど困難ではないと思う。それだけにいつそう、支配階級が危機感をいだいているのではないのでしょうか。

**寿岳** イギリスにも女王さんは要らないという説がありますか。

**中村** たとえば、バンクロックのグループが、女王は働かないでけしからんということを言っているようですが、それは多数意見にはなれないでいます。世論調査によると、イギリスになぜ女王が必要かという最大の理由は、観光に役立っているということだそうです。つまり王室の費用くらいは彼等自身で稼いでいるというわけで、働いていないという主張に対してはこれで勝てちゃう。別にイギリスの王制を擁護しているわけではないんですが、そういう点からいっても日本の皇室とは違う。

**寿岳** 敗戦直後、天皇が「あ、そう」と言っておちこち歩かれましたわね。あれは、イギリスの女王のようになろうと思われたんだけど、基盤や歴史が違うから、はつきり言って不細工、身に合っていない感じでしたね。やっぱり雲の上にし

ーっとしている方を日本人は好むのではないかしら。

私のいました府立大学で憲法音読の会というのを月に一回やってまして、これは公開ですので、今私もやめても行けるんですが、一条から八条まで、こんなやだなと言いながらもやるとけっこうおもしろくて、なんで男ばかり天皇になるの、女の天皇がいてもいいのになんて話もしています。

イギリスでも教会と深い関係にあるようですが、日本では大嘗会なんて夜、一人でふとんを被って神といろんなことをやるんだそうですね。これは民俗学的にはすごく興味があったそれはそれで構わないんですが、天皇は人間でなく神様だという発想がまた復活しているような気がするんですね。この前の奥野発言なども、天皇に誤謬を犯させたくないという発想でしょう。間違えたなんて許せない、そうするとこの前の戦争も美化せざるをえない。

私、子どもの時から不思議だと思っていたことがあるんです。私等は子どもの時、古い歴史で天孫降臨、万世一系で天皇が治める国だから、ずーっと続くと習ったんですけど、どうして天皇が治めるとずーっと続くのか、そんなもん非論理的な話しやと不思議でした。ただ、なんで天皇制が温存されたんでしょうか。どんな政権争いがあったても残ったんでし



ようか。

**中村** 錦の御旗みたいなものがあつた方が、その時々々の権力者にとつては便利だつたんでしょね。

**寿岳** そういうプラグマティックな意味で存続したんでしょか。そう言えば、本当に天皇に心酔している人と、心の中では冷めているのに上手に使い倒している人といえますね。

**中村** 財界などはだいたい後者の方で、奥野なんていう人は天皇のことを言うと本当に涙を流しますから、前者でしょうね。

**寿岳** それは分析に値する人ですね。

**中村** 小さいときに植えつけられた価値意識というのはすごいと思うんです。僕は今の青年の中に簡単には天皇は神だとか、天皇を中心に国民が結束するなどという意識は持ち込めなれないと思つていますが、考えてみますと、教育勅語は一八九〇年ですか、その勅語がつけられたのは天皇の宣伝のためですよ。つまり大宣伝をやらないと国民は天皇なんて知らなかったというのが当時の状況でした。しかし、それから四〇年くらいの間には天皇制が教育の力で日本国民のなかに浸透させられてしまふんですよ。

**寿岳** 明治までは民衆には天皇なんてあまり関係なかつたで

すからね。殿さんや將軍さんの方が関係ありました。だから私は日本人に疑惑を持つています。そんなにコロッと変わったのにその後はどうして変わらへんのか。教育勅語なんて民衆にとつてはうらみ節で、なかにはあれのどこが悪いねんという人もいますが、パロディもいっぱいできていますんですよ。

**中村** 「チン重い」なんて僕たちもやっていましたよ。

**寿岳** しかしどこが悪いねんという人もいる。

**中村** なびきだすとダーツといく。

**寿岳** 個我というかアイデンティティを自分で存立させようとしな。タクシーに乗ると運転手さんなんか、あれは立派ですなんて言うんです。しかし親に孝なんてこと、なんで天皇に教えてもらわなならんの？ そんなこと自分でわかることでしょうかと言うんですけどね。

**中村** ロンドンに行きますとね、たとえばバスなど停留所でもなくても止まっていれば、乗つてもいいし降りてもいい。それを車掌が咎めない。その代わり怪我をしたらお前の責任だというわけです。地下鉄に乗つてもアナウンスもない。その代わり至る所に駅名案内図が貼つてある。

**寿岳** 日本はうるさいですね。やれ年寄りに席を譲れとか、

戸口に立ち止まらずに中に入れてどうか。人をバカにするなど  
思いますね。

**中村** 信号もね、「赤信号、みんなで渡ればこわくない」と  
いう日本人にたいして、「赤信号、自分でたしかめて渡れば  
こわくない」というのがあちらの考え方で、赤信号なのに警  
官でも渡る。

### あいまいな“象徴”制

**司会** どうも日本人はなびき精神が強いようです。ところ  
で、これは一昨年の世論調査ですが、天皇制を廃止すべきだ  
というのは六・三%、今のまま存続すべきだ七五・六%、地  
位をもっと強めるべきだ二・〇%という結果がでています。  
象徴制だったらよさそうだというのが三分の二ほどいる。こ  
れを先生方はどうみられますか。

**寿岳** 象徴というのは実にあいまいでごまかしますよ。だい  
たいこれは日本に本来ある概念ではないですね。

**司会** 漢語ですよ、いつ頃日本に入ったんでしょう。  
**寿岳** おそらく明治以後でないですか。

**司会** 右翼的な学者は、天皇制というのはもともと象徴だっ

たんだということ、戦前の絶対主義的な天皇制と今日のい  
わゆる象徴天皇制の垣根を取り払って考え、だから天皇制は  
存続していくのだという議論をたてる。その時の象徴の意味  
をどう考えますか。

**寿岳** 心理学的に象徴ということを考えるところは文学上の  
イデーとも関連して大変な問題を含んでいます。明治の坪内  
逍遙と森鷗外との論争にそれがよく表れていますが、これが  
国家体制に関わってくるのだから大変な問題です。

**司会** 象徴という言葉を生身の人間に使うというのはあまり  
ないのではないですか。中村先生、どうでしょうか。

**中村** 象徴ということばは、もともと概念的に規定しにくい  
ものに使われるのだから、内容はあいまいですよ。だけど、  
憲法で天皇が象徴だというのは、「元首」でなくて象徴にす  
ぎないということ、その点でははっきりしていたと思うの  
です。そこがどんどんあいまいにされてきている。

イギリスの女王は政治的な権限はあるんですが、行使しな  
いということになっていて、こちらの方がむしろ象徴的です。  
日本は象徴にすぎないにもかかわらず、実質的には政治的活  
動もする。

先ほどの世論調査ですが、天皇は今、国民にとってそれほ

ど悪いことはしていない。だから今、廃止すべきだというふうには思わない。しかし、いつまでも存続すべきか、それともそのうちに廃止すべきかと聞いたら違った結果になるのではないか。

**司会** しかし、その次の調査項目が天皇制はこの先五〇年間にどうなるかという質問で、なくなるとするのが六・九%、なくならないというのが六一・六%なんです。

**中村** 「なくなる」というのと「なくすべきだ」というのでは違ってくるように思うのですが、樂觀的すぎるかな。

**寿岳** 今私たちがこうして幸せに暮らしているのは天皇が判をついたからだと言えませんか、でも開戦の判をついたのもあの方だということは問わないですよ。日本人は水に流すという思想をもっていて、これは恐ろしい。私は復讐の鬼と化せと言ってます（笑）。

**中村** 自分に対してなされた悪業に対して「許すけれども忘れない」というのが西欧流の寛大さであるようですが、日本は反対で、「水に流す」つまり許さずに忘れる。

**寿岳** 日本人は、昔のことはもうええやないですか、言わんときましよう、個人のレベルから言いますね。私なんか、京都大学が女を入れなかったことを、あの世までもっていき

ますよ。別に化けてやるわけではないですが、良い世の中を作るにはそういう恨みは必要だと思うんです。それにどうして忘れられましょう。中国の日本人孤児のこと。

私たち、京都の非核の政府を求める会で自分たちでお金を出して本を二冊作ったのが存じですか。『ハート・オブ・ピース』というのができたのほやほやで、去年は『根っこに憲法』というのを作りました。これには普通の人の恨み節などがかなり入っていて、良い意見がたくさんですが、右翼はこういう本は読まないので、殴り込みにはきませんでしたね。

それからもう一つ、住井すゑさんのところで講演をしたことがあるんです。あの方は天皇制についてもすごい批判者ですね。部落解放で頑張っている方は皆さん、天皇制こそが差別の元だと言います。で、その講演会に中学生くらいのかわいい女の子も聞いていましたね、その子が講演が終わったとき、「質問」と言ったら手を挙げて、「なんで天皇制ってあるんですか」と言ったんです。住井さんは「あの人になりましたからです」とおっしゃったんですが、私の答えは、天皇制を置いておくととても便利な人がいるので置いてあるのよといったものだったんですが、イノセントの人たちには天皇制



氏子章岳寿

なんて不思議なものに見えるんでしょうね。

「日の丸」「君が代」って嫌ですね

中村 だからこのまま放っておけば三、四百年でなくなってしまうのではないか。それでは困るというので今の教育の反動攻勢がある。言葉だけではなかなか浸透しない。しかし国旗掲揚とか君が代を歌わせるとかをやらせることで子どもたちの意識の中に天皇制を浸透させようという戦前と同じことをやろうとしているのが今の「日の丸」「君が代」の教育です。それからもう一つ見すごせないのはこのことを教員採用の踏み絵に使おうとしていることです。教師を変える、これはわりと短期にできますからね。

寿岳 私はずっと京都にいますが、蛭川さん時代には君が代は全然なかった。言葉というのはイメージをはっきり指定しますから、国歌は君が代とは別のにしてほしいと思います。でも、個人的な意見ですが、日の丸いうたらあれこそまさにシンボルですから、日本に憲法を尊び戦争の過ちがはつきりした段階では私は日の丸掲げてもいいと思っただけです。今の段階では絶対嫌ですけどね。京都は長い間そうだったん



中 村 行 秀 氏

ですけど、この頃はすさまじいものです。府庁も学校も日の丸は常時掲揚です。それから君が代。歌わない子がいると教師に報告させ、それを是認する教師を摘発する。兵庫の教員試験を受けた人の話しを聞きましたら、あなたは君が代を歌えますかと聞くんですって。こんな憲法違反ですよ。で、奈良の女子大の史学を出たその人は、「意味を考えなかったら歌えますけど、意味を考えたら歌えません」てまともに答えたんですって。こんな採用されませんわね。高校でもかつては、自由・平和・民主主義の三原則が闊歩していたけれど最近では禁句だと現場からの報告はすさまじいです。教育は思想を変える有効な手立てだから教育六法問題等も起こっているわけですね。

中村 立命館の岩井（忠熊）先生は、いわゆる教育界というのはイデオロギー的には軍隊と並んでもっとも強固な天皇主義だったところだと発言されていらっしやいますが、その通りなんで、今だってそういうところがあります。

司会 岐阜はひどくて、天皇在位六〇年のときに県などが後援して、中学・小学生を千人余り集めて祝賀記念集会をやったんです。全国唯一です。京都ではどうでしょうか。

寿岳 中曽根以後、京都でも右翼が活発化しましてね、幸い

革新勢力はまだ強く京都だからできることがたくさんあるんですが、それでも目をつけられるといろいろな仕事を押しつけてきて組合活動ができないようにさせられるんです。でもあまりにもひどい弾圧のために、このところ組織率がよくなかったんですが、逆によくなくなってきているそうです。

去年の五月三日に朝日新聞が「女たちにとって憲法は」という特集を京都版だけですけどしたんです。六〇代で私がトップ。それから五〇代、四〇代、三〇代とそれぞれおもしろい人が続いて、立派に憲法擁護したんです。三〇代の人はおもしろい本屋さんで、君が代、日の丸の裁判闘争をやっている人です。京都ではね、君が代歌うのが嫌だからテープを回したんです。そしたらそのテープ代などは不正支出だと言ってきたんですよ（笑い）。そのことをめぐって闘っている本屋の社長さんで、それは愉快な人でした。ところが二〇代がいけませんの。京大の教育のかわいい女子学生さんだったんですが、憲法のことなど考えたこともないと言ってます。それであなたお家の人と憲法の話ししないのと聞いたら全然しないと言ってます。戦後の物質世界にどっぷりと沈みこんでいるんですね。そしたら新聞社の方もエライの呼んできたと思っただけでしょう、あなた就職に困っているんじゃないのと

言ったんですね。そしたらね、ええ、だから永久就職の方がいいかしらなんて言って（笑い）、話しにならないかったですよ。

過激な方は爆弾闘争やし、もつとまともな闘いをしていかなあきまへんよね。今頑張っているのは京都と沖繩くらいですか。

**司会** その沖繩もすごい圧力をかけられて、以前は日の丸の掲揚率は五〇%くらいだったのに去年は八〇%くらいになっちゃったようで、残念ですね。

**寿岳** 昔だって日の丸の揚げっぱなしなんてなかった。

**中村** 千葉県のある中学校では、毎朝夕「君が代」とともに日の丸の掲揚と降納がされるのですが、その時どこにいても掲揚台の方を向いて直立不動をとることになっているそうですよ。まさに戦争中と同じですよ。

### 天皇制は差別の元

**寿岳** 母親大会であちこち行くんですが、教育の話でもちきりですね。この前熊本へ行っただんですが、あそこは自治体ごとに家族制度復活の決議を採択させているんですね。家族

制度というのも小天皇制なんです。いったいどういう国民や  
思いますね。敗戦を終戦と言い換え、占領軍を進駐軍と言  
換えてごまかしているうちに一番肝心なものをおろそかにし  
てしまったんですね。

**司会** 戦後になって象徴という用語になったけれども、あ  
ゆる差別と抑圧の根っこに天皇制があつて、それが根本のと  
ころで払拭されないまま今に至っているということになるで  
しょうか。

**中村** そうですね。歴史学の山田敬男さんは、戦後の象徴天  
皇制の機能として、日米安保体制を支える安定システムの働  
き、国家と国民の一体感を組織するイデオロギーの働きとな  
らんで、社会の上下関係、差別関係を温存し、階級的秩序を  
支える働きと、国民の民主主義的意識・主権者意識・権利意  
識を歪める働きをあげています。たとえば会社でも非常に長  
く勤めた有能な社員が二代目のボンクラ社長に敬語を使うの  
が当然だということは、民主主義的、合理的に考えればあり  
えないことです。

**寿岳** 私はできるだけ天皇個人を問題にするのではなく天皇制  
を問題にしようと思うんだけど、それでもあの人、「来て  
くれて」とか「やってくれて」とか「みな」とか言うでしょ

う。あれでは昔と変わらないじゃないですか。みんな来てく  
ださって大変嬉しく思いますというように、敬語をお使いに  
なるべきだと思うんです。

**司会** そのうちお前なんて言いだしかねないですね。

**中村** お前という言葉、お嫌いでしょう。

**寿岳** 嫌い！（笑い）あの方ホント懺悔しておられないで  
すよ。

**中村** 新聞で「子分でも親戚でもないのに、「みな」と呼ば  
れるすじあいはない」という投書をみました。こういうセ  
ンスが国民の多くのものになってほしいですね。

**寿岳** 私もね、TVを見ながらさかんに野次るんです。で、  
そのときはね、あたしはみなの中にはいってないよーと言っ  
たんです。

**司会** 言葉の問題からいっても天皇は差別の根源ですね。

**寿岳** もうすぐ崩御という言葉を使うだろうなどと話題にな  
っていますね。マスコミは一部はきちんとした批判者なのだ  
けれど、宮内庁勤めの記者たちにはまったく思想がない。敬  
語を使ってもいいけれど、向こうにも使っちゃうだいたいと要  
求してもいいのではないですか。

**中村** 敬語でお話をおうかがいするということは、批判喪失

の状態で話をきくことだ、と松浦総三さんが日本のジャーナリズムを批判されています。マスコミは、天皇だけでなく、国王などには敬語を使うが、民主的に選ばれた国の代表には敬語を使わない。どうせ敬語を使うんだつたら、レーガンやゴルバチョフや竹下首相にも使うべきでしょう。

**寿岳** この間NHKでニュースキャスターが竹下首相がいらっしやいましたなんて言っていました、それも聞き苦しいものでしたよ。

**中村** そうでしようね。だから差別的な敬語は使うべきでないと思います。

**寿岳** あの人たちにかんしては、浩宮がなかなか結婚できなかったりして、人間としてはかわいそうとも思うし、なんかどうしようもないところへ追いつめられて厄介者になりつつありますね。美智子さんなどを使って変にお化けみたいになりつつある。これは戦争とは何であったのかという反省を国民レベルでしていないからだと思うんです。一億総懺悔となつたでしょう。そりゃ私だって、もっと天皇制について勉強しておけばよかつたとか、多少は懺悔しますよ。私はね、今度はぼんやり罪を作れと言っているんです(笑い)。そういうことを言いたくなるほど、ひどいことがいろいろあつたけ

れどあれはみんな戦争が悪かつたんですという発想なんですよね。

**中村** 天皇がそう言っています。国民が始めた戦争だから自分分は阻止できなかったんだと。

**寿岳** それいつの発言？

**中村** ジョン・ガンサーが『マッカーサーの謎』でマッカーサーに対する発言として紹介しています。

**寿岳** そりゃ国民にだつて責任はあるけれど、責任といつてもいろいろ層があるわけよ。しかも許せないのは負けたからこうなつたんだ、勝てばよかつたのだという発想があることね。私たちは、勝つても負けても戦争はあかんのやということとでなければいけない。

私は特にアイヌなど異民族の人たちこそ、天皇制のものすごい犠牲者だと思つています。間違つてしまつた歴史というのは、どうやって訂正するのか、朝鮮や南京の人たちにどうしたら詫びられるか、私はアイヌの人たちに北海道を返すべきだと本気で思っています。

**司会** 天皇制の問題は、日本の国民の間の問題だけでなく、他の民族との関係の問題もあつて、これが歴史上、非常に大きいですね。



**中村** 国際社会で受け入れられる思想ではないですね。人間以上の存在を認めるなどという時代ではないですから。

**寿岳** どんな反共国でもかつての天皇制が復活することは嫌がるでしょうね。

**中村** それを日本国のアイデンティティとしてもちこみみたいわけだから、非常に無理がある。

### 女性の意識は複雑ですよ

**寿岳** そしてそれに抵抗する姿勢が弱いですね。しかも人は変わる。その点私は女の人を信頼します。一応権力機構からはずれていますので、偉いさんにもなりませんし、よき批判者です。女たちこそもっとも被害者であるかもしれない。

**司会** そのところをもう少し述べていただけませんか。

**寿岳** 美容院へ行きますとね、この頃少し衰えましたけれど女性週刊誌には皇室についての記事がいっぱい載っていて、それを見ては髪型がどうか話しているんです。皇室を崇め奉っているわけではない。民衆というのは覆す力をもってはいないけれど、クールで冷めたところがある。このクールさが表だっているうちにどうかしないといけない。靖国法案

のときには手こずりましたね。お国のために死んだのだから国が祀るのは当然だと言う。お国という変な言い方があって、これは宗教的な感情とは別なんです。女の意識も複雑で、右翼に再編されるようなものでもない。美智子さんにかんしては、言わば仲間の出世した人として見ているわけで、タレントですわね。

**中村** 女性が地域で教育問題などで活動しているでしょう。ところが自分の子どもが教育年齢を過ぎてしまうととたんに関心がなくなる人がいる。相対的にいえば男はそういうときでも関心を持ち続ける。これは女性の強いところでもあるのだが、抽象的なレベルで論議するとどうでもよくなって、関心を失うというようなところがある。そういう点からいくと、天皇制の問題というのは女性は意外と弱いのではないか。

**寿岳** それは言えますが、一方無関心であることが意義あるような無関心にしていかなければいけないとも思うんです。女には母親大会のような女特有の会があつて、そういうところのふくらまり方を見ていると、少数かもしれないけれど下のレベルでしっかりしたものがあつたのではないか。男はどこまでいっても抽象論で、もう一つ力がない。そのところは男と女の力を絡みあわせてやっていきたいと思えます。

女は幽霊になるんです。男はならない、体制側だったから、どんな貧乏なお百姓さんでも女という蹴散らかす存在をもっていたから、そのうらみ節を復活させていきたいですね。

ところで鹿児島島の知覧へいらっしやったことありますか。

あそこは夢のような武家屋敷と特攻隊の出撃地とが共存しているんです。私は青年団に呼ばれて平和について講演したんですが、とても感激してくれるんですね。でも一方特攻隊と自分たちとを比べて、あの人たちは偉い、自分たちはダメだなんて言うんです。あそこへ行くと特攻隊を拜まんばかりで異様な雰囲気があります。あの美しい家並みとそれとがどこかでつながっているような気がするんです。日本人の戦争観に変な美意識があるでしょ。そしてね、そこには朝鮮征伐のときの耳塚があって、これを郷土史家がケロッとして説明しているんです。

### 国家の枠を越えなくては

**司会** どこかでまだ国家の意識、枠を越えられないところがあるからでしょうか。

**寿岳** 私は憲法を守る婦人の会というのをやっています、

その講演で国と国家という概念を分けるべきだ、国というのは支配者が誰になろうと私たちに関係しているものだが、国家は権力機構だという話がありました。このことは大変重要で、日の丸や君が代は国家側のものですよね。オリンピックで旗を掲げるの、私は反対なんです。

**中村** 私も大嫌いです。オリンピックは本来は個人の資格で参加するのではないですか。もともと、国というのは国土や文化を指すが、国家というのは少数の支配者が国民を支配するための機構である。しかしその際に国民の利益という装いをとる。たとえば教育はみんなのためにするとか。そういうものを買いて支配階級の利益が貫徹する。実はこういう話を授業でして、教室から出たら丸坊主で学生服を着た右翼らしい学生が三人立っていたんです。一瞬こちらも身構えたのですが、彼らは直立姿勢で、自分たちは今まで選挙になると自民党の応援に行ったりしていたが、今の話を聞いて間違っていたことがわかったと言うんですね。びっくりしたと同時に感激しましたね。

**寿岳** 一所懸命話すべきなんです。私最近には木口小平に擬っているんです。今の四五、六の人はもう木口小平を知らないでしょう。日清戦争の時の人で「死んでもラッパを放しま

せんでした”で有名な人なんです、岡山県出身で郷土史をやっている高校の先生が木口小平のことを調べたんです。そうしましたら、木口小平という人はいたにはいたが、ラッパの話としては架空の存在で、二人の若い農村出身の兵隊を合わせて、兵士を鼓舞するために国家が作りあげた伝説のようなんです。

京都で平和のための戦争展というのをやりまして、私はその実行委員長なんです、この木口小平がずっと出ていたんですね。若いお母さんが子連れで来まして、子どもが「このおじさん何？」と聞きますと、「このおじさんは責任感の強いおじさんやねんで」と説明するんです。今、木口小平が復活しているんですね。企業が利用しているそうです。この前浜田へ講演に行きましたら、なんとお城の上の公園に木口小平の銅像があるじゃありませんか。こんなみんなうそですよと私喚いてきましたけどね（笑）。

**中村** 戦後二宮尊徳とかの銅像も含めて取り壊すことになっていたのどちがいますか。

**寿岳** 取ってないですよ。それどころか二宮尊徳ものすごく復活しますね。ミニチュアから大きいので一日に何百と売れているそうです。特定の県では復興運動が起こって

るし、ミニチュアは企業が表彰のときなどに記念品としてあげるんです。でも二宮さんかてほんとはそんな人と違うんですよ。

**中村** 夜這いの専門家だったか（笑）。

**寿岳** 財政再建の能力のあった人ですが、柴刈りのイメージとは違う。木口小平も在郷軍人会を通じて企業が利用し復活しつつある。軍国主義というのはいろいろなところで化けて出る。これがやがて天皇制につながると思います。

**中村** 天皇元首化の反動化の強まりは一九七五年を境にでてきた。六〇年代はあまり天皇が持ち上げられなかった。いわゆる「所得倍増」が、国民統合のイデオロギーになって、天皇制を持ち出す必要がなかった。これは七四年のオイルショックでくずれるのですが、しばらくは「会社あつての社員」というオドロシのイデオロギーで、ともかくも労資協調路線をつなぐことができた。しかし今労働者は、これでは何も豊かにならないということに気がつき始めているのではないでしょう。そこに企業の危機意識があつて、たとえば西ドイツより二ヶ月も余計に働かされるなど、西欧の基準からすると俺たちは貧しいということに気がつく。で企業は、西欧の基準で物を考えるな、日本は独自なんだと言う。そういうとこ

ろでも天皇制が持ち込まれてきているのだと思います。

**寿岳** 日本には民主主義というものがほとんどないように思われる。ある外人が、日本の夫婦はオイとハイばかりでおかしいと言っていました。要するにオイが天皇で、ハイが民衆でけしからんことです。それなのに黙ってやらしとけというところがある。しんどさを押し、かなんことはかなんと言おうという抵抗の姿勢がほとんどない。企業が自衛隊入隊という形で新入社員の研修やるでしょう、あんな訓練の仕方ありません。

**中村** 外国ではまずないでしょうね。たとえば会社の朝礼で「ガンバローッ」と叫ぶ。保険の勧誘などの職場では女性にも「ヤルゾーッ」などと叫ばせているそうですよ。西欧人の眼には「狂気」としか映らないでしょうね。

**司会** 組織の一員として従順な人間をつくるということだけになっているのですね。

**寿岳** もつと個に徹すべきです。

**中村** イギリスにいて日本の経済成長の秘密はあの画一的な組織化にあるということを感じました。イギリスなんか、教育でも各地域が別々にやっていて、たとえば、義務教育の年齢や大学の在学年数なども、スコットランドとイングリ

ド、ウェールズではちがうなど、組織化、中央集権ということに対する抵抗がつよい。日本の中央官庁の支配とはまるでちがっています。

**司会** その中央集権支配による秩序安全構造は、戸籍に表れているようですが。

**寿岳** 私は戸籍は全廃したいと思っています。あんなものがあるから掌握されて兵隊に持って行かれるようになっていきます。戸籍は明治からできたわけで、天皇制と結びついている。私はこの頃すぐラディカルになって、結婚なんて何も届けんかてええやないか、生活集団があったらええやないかと思っています。それでむちゃくちゃになると思っている。何か相手に寄りかかっているからであって、愛しあっていたらどうということないでしょうと思う。姓もなんで変えなあかんの。一方にむちゃくちゃなことがあって、一方で非常に形式的なものが人間をつなぎとめようとしている。内容が何もない。

若い心を持って

**司会** 最後に、天皇制廃止に向けて若者に一言ずつお願いし

ます。

**寿岳** あるから永久にあると思つてはいけないので、長い間かかつて人間が作つてきたものなのだから、若い心を持つているなら、悪いところがあれば率直に認め、無残なことを生みだした制度が果たして必要なかどうか、もつと自主的に考えましょう。

**中村** 若者にたいするわれわれの問題という観念からいわせてもらえば、今まで日本の天皇帝がどんなにひどいことをやってきたかということは、かなり明らかになってきていると思いますが、それを明らかにすることももつとやっていかなければいけない。と同時に、そういう形だけでなく、若い人たちの関心に噛み合う形での問題提起をする必要がある。

たとえば網野（善彦）さんが『日本社会と天皇帝』のなかで、短大の学生たちに天皇帝について話しても興味をもつてこない。ところが「今の天皇が死んで皇太子が天皇になって年号が変わったら、昭和生れのあなたたちは一時代前の人間になるのだよ。」というようなことを言ったら興味を示してくれたと書いておられます。こういう工夫が大切だと思ふんです。たった二〇人そこそこの働かない皇室のために年間一六一億円が遣われていて、しかも皇室詰めの記者が六〇〇人以

上もいるとかいうことをもつと若い人たちに知らせていく。そういうように、若い人たちの関心に噛み合う形での問題提起をして、彼らが天皇問題を自由に考え論議できるきっかけをつくる必要があります。

司会 まだまだ話は続きそうですが、本日はどうもありがとうございました。

（じゅがく あきこ 国語学）  
（なかむら ゆきひで 千葉短期大学・哲学）

# 天皇制イデオロギーと日本文化論

鯨坂 真

## 一 天皇制イデオロギーの現在

近年、天皇制イデオロギーが政治的に利用されることが目立つようになり、理論上も問題とされることが多くなった。

それには中曽根内閣の登場が関係していると思われるが、この内閣の性格が旧い天皇制イデオロギーの復活を促進した側面は否定できないところであろう。同時に現天皇が高齢のため、いわゆるXデー近しの感があり、事実、昨年の病氣入院のこともあって、マスコミなどが過度に天皇問題をあおりた

てている側面も感じられる。しかしそのような内閣や首相の性格や、天皇の高齢化といったような、いわば偶然的な側面ではなく、もっと奥深い日本支配層全体のイデオロギー上の必要があつて、昨今の天皇制イデオロギーの利用強化があると考えねばならぬであろう。

そのような面についても、筆者は別稿でふれたことがある（拙稿『新京都学派』の日本文化論、『文化評論』一九八六年五月号、後に『文化評論』保存版「天皇制を問う」所収）ので、ここでは重複をさけて、この面にはあまり立ち回らないことにしたいが、しかしわが国の支配層が天皇制イデオロギーを強

化しようとしている必要性については一言しておくことによ  
 う。それは、六〇年代、七〇年代と高度成長政策に基づく  
 「所得倍増」論的な経済イデオロギーで国民を引っばってき  
 た日本の支配層が、八〇年代の今日、かつてのような高度成  
 長を続けることは深刻な貿易摩擦のもとではもはや極めて困  
 難であり、しかも落ち目のアメリカ帝国主義を支えるため、  
 その要求をいれて軍備拡張などを一層推進せねばならぬ立場  
 にある。そしてこの方向は当然に国民の要求と深刻な矛盾を  
 引き起さざるを得ない。したがって彼らは一方で「科学技術  
 立国」をめざして、科学技術開発政策や一にぎりのエリート  
 科学者養成のための教育政策などを押しすすめると同時に、  
 他方で旧い高度成長イデオロギーにかわる国民統合のための  
 新しい原理を構築することを緊急の課題としており、そのた  
 めに天皇制を中心とした新国家主義イデオロギーを作り上げ  
 ようとしているといえよう。

しかしその場合に、戦前のような天皇制絶対主義そのまま  
 ではあまりに時代おくれであり、とくに若い世代はついてこ  
 ないことを彼らも承知しており、そこで編み出されて来たも  
 のが「日本文化論」による天皇制イデオロギーの補強であっ  
 たと思われる。

本稿においては、このような天皇制イデオロギーと日本文  
 化論の結びつきについて、およびそれと関連する若干の問題  
 について考察することにした。すなわち、第一は、発足し  
 て二年目に入った「国際日本文化研究センター」とくに所長  
 の梅原猛氏らによる日本文化論、第二に、ニュータイプの文  
 化人類学の日本文化論について、とくにそれらのものと天皇  
 制イデオロギーとの関係を中心にしながら論じることにした  
 い。

## 二 「新京都学派」の場合

明治維新以降に形成された天皇制イデオロギーは天皇を  
 「現人神あらひとがみ」とするものであって、明治憲法にも「天皇は神聖  
 にして侵すべからず」と書かれていた。つまり天皇は神だと  
 いうのであった。

しかし一九四五年の敗戦によって、天皇は人間になった。  
 米軍占領下で戦争責任をのがれ、天皇制の形だけは残すため  
 に、天皇の「人間宣言」がなされた。こうして絶対主義的天  
 皇制は象徴天皇制となった。絶対主義的天皇制の場合、天皇  
 の絶対性の根拠は「神の御子」だということであり、人々が

それをはたして納得していたかどうかは別として、ともかく天照大神の直系の子孫だということであった。しかし戦後の人間となった天皇の権威の根拠をどこに求めるか、これは天皇制護持論者にとつての難問であった。まずは新憲法にうたわれているとおり、天皇は「日本国の象徴」であり、「国民統合の象徴」であるという象徴論が説かれた。しかし象徴とは何か説明しにくい理念である。新憲法制定当時、学校教育において、象徴とは帽子の徽章であり、団体の旗のことだといわれた。しかしもしそうならば国に国旗があり、マークがあればいい理屈で、マークのかわりに人間が必要は必ずしもないということになる。象徴論は日本の思想的風土にはなじみにくい弱点をもっていたといえよう。

保守陣営が新憲法を「押しつけ憲法」といい、「自主憲法制定」というかたちで憲法を改悪しようと呼べる理由の一つがここにあった。三島由紀夫が「天皇はなぜ人間となり給いしや」といつて嘆いたのもこの点である。憲法第九条に示されている非武装平和の理念を拭い去るとともに、今一度、天皇の権威を復活せしめたいという彼らの願望が続いた。

政党レベルでいえば自民党に根強いこの憲法改悪願望は、けっして国民多数の支持するところとならず、一部のマスコミ

がいう「保守化」の時代においても、憲法改悪支持派は減少を続けていることは各種世論調査に示されているところである。いわゆる「保守化」の時代とは、すべて現状のままが望ましいというムードであつて、軍備拡張も自衛隊の軍隊化も憲法改悪もやってほしくないという現状肯定の圧倒的な世論であつてみれば、当面の支配構造も安泰かもしれないが、天皇制の制度的復活強化はもはや不可能である。

自民党の中でも最も頑強な憲法改悪論者たるさすがの中曽根前首相も憲法問題は中曽根内閣の課題ではないと一歩後退せざるをえなかつた情況である。そこでかわりに考え出されたのが象徴天皇制のままでの天皇の政治利用の強化、そして天皇制を基礎づける新たなイデオロギーの構築であつたといえる。

そのような意図から中曽根前首相（もちろん個人ではなくその政策ブレインの発案であろう）が目をつけたのが、「新京都学派」のイデオロギーであつたと思われる。代表的な論者は梅原猛・上山春平・梅棹忠雄氏らである。この人々の理論に共通の点は、日本文化の伝統は諸外国とくにヨーロッパ諸国とは相異なる特徴をもつものであるとその特殊性を強調し、ヨーロッパ文明が行きづまつている現代において、アジア文化と



くに日本文化こそ人類の未来を切り開いていく可能性をもった文化であるとしてその優越性を説くところにある。

そしてその日本文化の伝統の中心にあるものが天皇制であるとして、天皇制を文化的伝統として合理化しようとするのである。

日本文化の内容をどうとらえるかは各論者によって多少異なるが、たとえば梅原猛氏は日本文化の特徴を「和」の精神だという。

梅原氏によれば、そのような文化的伝統はすでに縄文時代から形成されたもので、「生命の一体感」という考えだという。縄文人はこの生命の一体感をもって、自然と調和して生きた。人間相互だけでなく、その他の動物、魚や鳥、草や木も、すべて生命をもっており、これらすべての生命は同じ根から分かれたものだとの一体感であり、これを後に仏教的に表現したものが、「草木国土悉皆成仏」という言葉だという。これは涅槃経の「一切衆生悉有仏性」という思想を發展させたものだが、これは「一切衆生」（すべての人々）だけではなく、「草木国土」草でも木でもことごとく仏となりうるという生命の一体感を表現した言葉だという。これを一言で言うならば聖徳太子十七条憲法の「和をもって貴しとなす」

の精神である。この「和」こそ「広大な宇宙や神秘への畏怖、そこから生まれる生命をいとおしむ心」である。日本社会の構成原理はこの「和」であって、西洋諸国のような個人の自由・平等・人権などを構成原理とする社会とは根本的に異ると梅原氏は言う。

一般的にいって「生命の一体感」、動植物すべての生命の調和を説くことは、たとえば今日いたるところで資本主義的大工業による自然環境の破壊がすみ、地球全体の生物の生存すら危ぶまれているような情況のもとでは必要なことであるといえよう。しかし梅原氏の言うところはそのような意味ではなく、この原始的で生氣論的・汎神論的な生命観を日本特有の文化的伝統であり、西洋文化に対する優越性を示すものだというのである。そしてこの生命の調和、「和」の原理が日本の国家や社会の中心にあったというのである。

しかしこれは到底われわれを納得せしめるものではない。このような生氣論的・汎神論的な考え方はどの民族でも原始時代にはあったものであるし、また日本において「和」の精神が言われるからといって、日本民族がいつも争わず平和に暮らして来たかという、けっしてそうではなく、他民族と同様に様々争い・不和・衝突があり、天皇家自身が幾たび

も血族同士・兄弟同士で血みどろの争いを繰り返して来た歴史をもつのが現実である。むしろ「和をもって貴しとなす」とは国内統一、民衆統合のため、支配者・権力者が被支配層・

人民にたいして押しつけた支配と服従のイデオロギーであったと言わねばならない。「和」の原理を日本文化の伝統であるとするこのような思想が中曽根前首相はじめ支配層の人々にとつて、まさに今日の情況のもとで求められていたイデオロギーであったと思われるのである。

この梅原猛氏らの日本文化論の原型は、実は西田哲学・和辻倫理学にあることは梅原氏自身が認めるとおりである。そしてこのことも先の拙稿『『新京都学派』の日本文化論』ですでに述べたところなので簡単にしたいのだが、必要な範囲で西田・和辻の日本文化論の要点を記しておくことにする。

西田幾太郎は『日本文化の問題』（一九四〇年、岩波新書）において、「日本文化の特色」は「和をもって貴しとなす」の「和」だが、より正確に言えば「日本精神の真髄は物に於て、事に於て一となる」と言うことではなければならない。……それが矛盾的自己同一として皇室中心ということであろう。」

という。要するに日本文化の特色は「己を空しうする」こと、「無心」であり、「和」であり、それは「矛盾的自己同一と

しての皇室中心」の「和」に向つて「己を空しうする」ことだということである。

「矛盾的自己同一」とは何かといえば、「皇室は此等の主体的なるものを超越して、主体的一と個体的多との矛盾的自己同一として自己自身を限定する世界の位置にあつたと思う」というような表現の中にその性格がよくあらわれていると思われるのであるが、「主体的なるもの」あるいは「主体的一」とは、蘇我、藤原、源氏、足利、徳川などの権力者をさしている。そして「個物的多」とは民衆・人民・国民である。したがつて西田が言うのは、「皇室」はけつして権力者ではなく、時の幕府など権力を超越した存在で、この権力と人民とが矛盾して相容れないところを皇室が統一する。そのような権力と人民とを統一する超越的存在が皇室（天皇家）であるという。つまり「矛盾的自己同一」とは矛盾し相容れない二つのものを、理屈抜きで合一せしめる超越的働きとでもいうようなことである。西田はこのように天皇を国民統合の超越的原理だと言うのである。

日本文化は権力と権力との争いとか、権力者と人民との矛盾・衝突とかがあつても、この矛盾・対立を「和」の精神で統合する。その中心が天皇だというのが西田の天皇論である。

そしてそのような天皇を中心として、どんな矛盾・対立も理屈抜きで「和」の状態にもっていつてしまうものが日本文化の特質だといっているのである。

和辻倫理学の特色は「間柄主義」の倫理学といわれるように、個人を主体とするのではなく、親子の間柄・兄弟の間柄、そしてそれらが結合されている「家」という有機的共同体に、倫理的価値の基礎をみるところにある。ヨーロッパ近代の倫理思想のほとんどが、個人を主体とした自由や人種に基礎をおいて考えられていたのに対して、和辻倫理学の基礎に考えられている人間関係は、けっして個別化（個人化）されない「間柄」なのである。このようにして個人の自由や人権などの理念を抜きにしたところで成り立つ人間集団は当然に一種の自然的共同体である。それは「家」という血縁共同体から村落共同体のような地縁共同体、文化共同体としての民族という階梯で考えられ、その最高の段階の共同体として国家が考えられている。こうして国家は「和」の最高の実現形態だとされる。このような国家的「和」の中心にいる天皇への絶対的帰依こそが最高の倫理的価値だとされる。

このようにして和辻倫理学は西田哲学とともに、天皇を日本的「和」の中心におき、「家族国家」の倫理を国民統合の

原理にすえる天皇制イデオロギーを構成する。しかしこれは戦前の明治憲法が天皇を主権者であると規定し、天皇は「現人神」であるというイデオロギーの支配した時代においてはいくらかの近代性をもち、インテリむけのイデオロギーという性格をもっていた。ところが敗戦後、天皇の「人間宣言」があり、新憲法制定によって象徴天皇制となったことよって、戦前の旧い天皇制イデオロギーは無力となり、ここで俄然注目されることになったのが西田・和辻の天皇制論であった。

特に和辻は戦後の新憲法制定過程での論議に積極的に登場し、自己の日本文化論を駆使して象徴天皇制肯定の論陣をはった。彼の言うところは、天皇はもともと権力者であったことはなく、いつも「国民の全体意志の表現者」であった。これはつまり「国民統合の象徴」ということであり、天皇はそもそも最初から主権者ではなく象徴天皇であったのだとして、憲法草案の支持を表明するものであった。

天皇が太古以来、象徴であったかどうか極めて疑わしいが、それはここでは問わないこととして論をすすめることにしよう。今日の象徴天皇制のもので、ある程度、国民を納得せしめうる天皇制擁護の理論を求めるとすれば、この西田・和辻

型の「理論」しかないであろうと思われる。それは日本の文化的伝統は「和」の精神であり、国家的規模での「和」の中心は天皇であるということ、したがって天皇制は日本文化の伝統の中心にあるものであり、それゆえに天皇制は維持されるべきである、このような論理構成になるであろう。そして梅原猛氏などはその方向での天皇制イデオロギーを整備しようとしている。そして日本の支配層がまさにそこをこのところを期待しているのだと思われる。

### 三 文化人類学と天皇制イデオロギー

天皇制問題を考える時に、もう一つ考えに入れておくべきだと思うのは、最近の文化人類学の動向である。最近流行の文化人類学が構造主義やポスト構造主義・記号論などの考え方を駆使して、日本文化論や天皇制問題に言及することが目立っている。山口昌男氏などがその中心だと思われるのだが、この人たちの論調の中に気になる点が少なくない。山口氏らの文化人類学は、梅原猛氏らのように支配層と結んで天皇制の基礎づけと賛美をやるうという動きを示しているわけではない。山口氏個人についていえば天皇制について批判

的な論述も見られるのだが、一連の著作を通して見られる印象は、天皇制の構造をあれこれの様々な角度から、第三者的・評論的に——その意味で客観的に——論じてみせているだけで、自分の立場がどこにあるのかあいまいだということである。そのあいまいさの故に今日まさに問題だと思われる。以下において主としてこの山口昌男氏の日本文化論と天皇制論を検討し、そのあいまいさとはどのようなことか、何が問題なのかという点を提示したい。

山口氏の説に立ちいる前に、それがどのような影響を与えているかという点で気づいたことを記しておこう。昨年从今年にかけて猪瀬直樹『ミカドの肖像』（小学館、一九八六年）という本が出て、かなり部厚い本であるのにちよつとしたベストセラーになり、大宅壮一ノンフィクション賞を受けるということがあった。このノンフィクション作家・猪瀬氏の依拠した理論が山口氏の理論である。山口氏らの文化人類学は天皇制問題に関してもこのように一般ジャーナリズムなどにも広く影響を及ぼしている。

猪瀬氏のこの著作も天皇制の諸側面をノンフィクションとして書いただけで、権力擁護をやっているわけでもなく、とりたててわれわれが批判しなければならぬといった内容とも

思われない。ただ天皇制問題がのどかな文化論の問題になっ  
てしまっていて、これでいいのだろうかと言わざるを得ない。  
内容について要点だけ述べれば、これは三つのテーマを取り  
上げていて、第一は西武のプリンスホテルがなぜ皇族の土地  
に建てられているか、第二はロンドンで百年前に生れたオペ  
レッタ、ミカドがなぜいまも欧米人の喝采を浴びつづけてい  
るか、第三は明治天皇の「御真影」はなぜ西洋人の面立ちを  
しているか、この三つのテーマをジャーナリストティックに事  
細かに調べて書いている。

プリンスホテルについていえば、西武の先代堤康次郎が軽  
井沢一帯に進出するため、戦後すぐの頃、中軽井沢にあった  
旧朝香宮の別荘を買いつつ、プリンスホテルとした。そこに  
夏皇太子一家が泊まる。こうして皇太子に別荘を提供するこ

とによってブランドを借用した形で、中軽井沢の値うちを引  
き上げて、西武は進出していったという話である。

明治天皇の「御真影」については、写真ぎらいの天皇が写  
真をとらせなかったため、宮内大臣がイタリア人キョソネにこ  
っそりスケッチさせた。あわてて描いたので西洋人の顔にな  
ってしまった。これをコンテ画にしたものを写真にとつて  
「御真影」として配布し、天皇崇拜の強化に利用したとい  
話である。

ノンフィクション作家の筆は、この話をなかなか面白く書  
いている。しかし結論だけというと右のとおりたわいもない  
話であつて、これでいいのだろうかと言いたくなる態のもの  
である。

この猪瀬直樹と山口昌男の対談集『ミカドと世紀末』（平

## 教育史料出版会

# 天皇をどう教えるか

法政二高教諭  
渡辺賢二  
ジャーナリスト  
有田芳生

●「昭和」が子どもたちに遺したものは……  
Xデー、そのとき子どもたちに「天皇をどう教えるか」  
現場教師の教育実践とジャーナリストの旺盛な取材の共  
同労作！ 戦争責任・沖縄・教科書問題などを展開する  
「天皇」に関する授業論！ 天皇の勅語、Xデー放送マニ  
ユアルなど、資料多数収録！

1400円

法政大学助教授  
佐貫 浩  
●学校教育の平和的原理の探究  
子どもたちのための学校をどうつ  
くるか——。今日の支配的・病理  
的な学校原理を克服し、子どもた  
ちを平和の主体に育てるための現  
代学校論！

1700円

## 学校を変える思想

●101 東京都千代田区三崎町1-2-2  
電話03(291)3571 ■振替・東京2-79022

凡社、一九八七年」というものも出ていて、山口氏の文化人類学的天皇制論の内幕がよくわかる仕組になっているが、これも参照しつつ、山口昌男『知の遠近法』（岩波書店、一九八二年）などにおける氏の天皇制論を見ていくことにしよう。

山口氏は『知の遠近法』に収録されている「天皇制の象徴的空間」という論文の中で、天皇制を文化人類学的に扱う意図およびその方法論について次のように書いている。

「私が学問形成を始めたころは、天皇制は牙を抜かれた無害無益な制度であるという楽天ムードが世間を支配していた。昭和二十八年頃である。しかし、私には、あれほど人の心を揺さぶり支配した天皇制の根が、一夜にして消え去るとは思われなかった。当時は、権力とイデオロギーの結合形態としてのみ天皇制を見ていたから、そうした支配形態が崩れたことによって天皇制は形骸化したと見ていた。私には、天皇制を支えていたものは、むしろ、日本人の生活の隅々まで支配しているがら意識されない行動様式・思考形態であったのではないかと思われた。……私は……われわれの裡に巢喰う天皇制を抉り出す必要があることを主張した。しかし私には、当時の実証主義・マルクス主義の歴史学が天皇制と日本人の精神構造のかかり合いを究明するための概念装置もモデル

も持ち合わせていないように思えた。それゆえ、私はむしろ関心を、ジョージ・トムソンら英国のマルクス主義者の人類学的王権論に導かれて、日本研究から誘い出され人類学の王権研究に移行した。……私は『神話のシステムとしての王権』という論文を一九七二年に発表した。この論文において、私は今日の言葉でいえばパラダイムとしての政治組織という観点から、王権とコスモロジーの関係を説いた。この頃までに私は、天皇制に現われた精神史の問題を日本固有のもののみとしては捉えず、神話論・宇宙論という観点から構造論として捉えることができるという方法的見透しを持った。……私の意図は、天皇制の分析を人間科学の展開の軸にすることである。そのために天皇制を、日本における歴史（表層構造）と構造（深層構造）を記号論を介して弁証法的に捉えるためのモデル構築の材料としたいと考えている。」

ここでいろいろなことが言われているのだが、昭和二八年頃にマルクス主義者も含めて「天皇制は牙を抜かれた無害無益な制度」になったと考えていたかどうかは一つの問題であろうが、この際この点は脇に措くとして、まず山口氏が「天皇制の根が、一夜にして消え去るとは思われなかった」と言っている点は積極的に評価できる点だと思われる。しかし問

題をはらんでいて、にわかに賛成しかねる点は「天皇制を支持していたものは、むしろ、日本人の生活の隅々まで支配しながら意識されない行動様式・思考形態にあったのではないか」「われわれの裡に巢喰う天皇制を抉り出す必要がある」といわれている点である。

天皇制は単なる習俗ではない。それは日本の国家の支配体制であり、国家権力のあり方であり、それを補強する強力なイデオロギーを伴った歴史的制度である。それを山口氏はあたかも自然的共同体における習俗のごときものとして論じている。天皇制を支えていたものを「日本人の生活の隅々まで支配しながら意識されない行動様式」だといって済ましていいものであろうか。これでは国家権力そのものとしての天皇制が見逃されて、それは単に日本人の心の構造の問題となってしまう。「われわれの裡に巢喰う天皇制」というこの考え方は、歴史的客観的実在としての天皇制を日本国民個人の心のあり方の問題として主観化してしまうことになっている。このような天皇制の主観化は、天皇の戦争責任をはじめとして、あらゆる不合理な点を日本国民個人々の責任に解消してしまうことになる。

さて山口氏の天皇制論をもう少し立ち入って具体的に見て

みよう。

山口氏が天皇制を論ずるための「概念装置」は「中心」と「周縁」であり、この「中心・周縁」論から出てくる「トリックスター」（偽瞞の神）という概念である。

「中心にある天皇（王）と周縁としての皇子（王子）の關係」という枠組で天皇制を捉えると日本人の意識構造が理解できる面があると氏はいう。このような天皇制の構造は多くの文学作品の中に見られるが、謡曲『蟬丸』の放浪する盲目の皇子（蟬丸）や、『源氏物語』などのほか記紀神話の中のヤマトタケルとスサノオノミコトに典型的に見られるという。これらの人物はいずれも(1)皇子あるいは皇弟としての出自をもち、(2)盲目とか怪力・粗暴・残酷といった異常性をもち、(3)追放・放浪（反中心）の運命をもち、(4)都（中心）に対する辺境（周縁）にあり、(5)相反するものの一一致（貴と賤、粗暴と情愛の細かさなど）という性格をもつ。このようなヤマトタケルやスサノオノミコトが「トリックスター」と呼ばれる。ここに見られるような中心と周縁という構造で天皇制はバランスをとっているのだという。

中心と周縁はまた村の「内」と「外」ということでもあり、これは村落共同体の想像力の基盤でもあった。したがって

「この村落的世界を基盤とする想像力は……国家レベルの想像力においても再現される。本来村落レベルで司祭制を基盤として展開していった天皇制は、古代国家の中心的権力として公権力を専有する形で、律令制と呼ばれる支配体制を確立していった。この場合、中心の秩序におさまりきらない諸力（周縁）は、天皇制神話の中に代償作用を見出した。」<sup>(2)</sup>つまり、中心としての古代天皇制権力とこれに従わぬ諸力（周縁）という構図になるが、この周縁の諸力も単に敵対的で結局は力によって屈服させられる勢力ではなく、周縁ではあるが、「相互補足的関係」にある勢力であって、それはヤマトタケルやスサノオノミコトの天皇制神話に表現されていると山口氏はいうのである。

すなわちヤマトタケルやスサノオノミコトは「両義的な神として一つの世界の二つの相貌を同時に帯びているのである。彼は模範的主人公であるとともに、偽瞞の神（トリックスタ―）であり、秩序の確立者であるとともに、混沌の導入者である。この両面性においてこの神は、天皇制の潜在的な性格を顕在化する手懸りになる。この神は秩序の確立者（中心）であるとともに、反秩序の行為のゆえ追放され放浪する（周縁性）神として天皇制の静と動の両面を体現していると言え

る。」<sup>(3)</sup>

中心と周縁との関係はこのような関係として捉えられるので、中心としての王権にさからう諸力は周縁性をもちながらも、中心と徹底的な対立関係にあるのではなく、対立しながらも相互補完関係にあるという神話構造になっていると山口氏はいう。

「天皇制神話において、スサノオノミコトの占める位置を考慮に入れて整理をすれば、天皇制は神話の次元においてスサノオノミコトを介して、罪、近親相姦、反逆、疫病、闘い、時の腐蝕、秩序に統合不可能で理解不可能な部分に、形を与え場を与えて統合しているということになる。」<sup>(4)</sup>この「王子のトリックスターの性格にその統合の働きが現われる。この両端を包括するところに天皇制は宇宙論的充足を完成させる。王権が日常生活の秩序の基礎であるとすれば王子は非日常的諸力の化現であるということになる。」<sup>(5)</sup>「王が中心の秩序を固めることによって……そうした秩序から排除されることによって形成される混沌を生み出していくように、王子の役割は、周縁において混沌と直面する技術を開発することによって、混沌を秩序に媒介するところにある。」<sup>(6)</sup>このようにして王（中心）と王子（周縁）とは相互補完の関係にあり、ここ



に「天皇制の深層構造」があるというのである。中心と周縁とは対立するように見えて、決して徹底的には対立せず、結局は秩序を求めて中心へと組みこまれていく構造、これが天皇制の深層構造であり、日本人の「意識されない行動様式」だということである。

このような山口氏の天皇制論は歴史的現実と照らし合せた時にはたしてどこまで妥当性をもっているか。これが問題である。

この天皇制論は神話の分析には一定の妥当性をもっているであろう。しかし現実の天皇制を考えると、このような中心と周縁という概念装置、そこから出てくるトリックスターといった一種の「貴種流離譚」・「放浪のプリンス」といった枠組で天皇制の構造が解明されるであろうか。

対談集『ミカドと世紀末』の中で具体的に取り扱われるのは、神話や文学以外では、明治天皇（中心の大帝）に対して大正天皇がトリックスターと見なされるとか、昭和天皇は永く在位した点もあつて後に大帝といわれるかもしれないが、今の皇太子がトリックスターにされる可能性があるとか言われている程度である。つまり大正天皇が「脳膜炎様の病氣」で、あの情態であつたので明治天皇がえらかったと言われる

根拠になつた、日本人はそのようなトリックスター（スケープゴート）を仕立てて、それとの対比で中心の王を権威づけるという精神構造をもっていると言っているのであるが、その程度であつて、それ以上ではない。いま日本の支配層が国民支配の統合原理として天皇制イデオロギーの復活強化をはかろうとしている現実の解明にいくらかでも役立つとはどうい思えない。

そのほか近く予想されるXデーについて、大正のXデーなどをふりかえつて、恩赦の問題や即位式の問題を取り上げて、その時点では全てがゆるされるのであつて、「われわれの時間観念が全部流されるわけです。われわれ自身の中にあるいろいろな汚れとか何から何まで全部流し去る」といった区切りである。これは「天皇崩御の祝祭空間」といふべきものと二人の対談者はいつている。

日本の支配層がマスコミを総動員し、天皇のXデーさえ利用して、人民支配のため天皇制イデオロギーを最大限に活用しようとしている現実を目の前にしながら、文化人類学者は「天皇崩御の祝祭空間」などと、まるで他人事のように言い対談を楽しんでいる。

彼らは天皇制の支配構造についてこのようにあれこれの現

象的事实をとりあげて、第三者風に評論しているだけなのだ  
が、一体、天皇制をどう評価し、これとどう向き合っていこ  
うとしているのか、ほとんど語られることがない。山口氏が  
『知の遠近法』の中でわずかに語っているところは次のとお  
りである。

「天皇制は日本の精神空間の光と闇を抱えることによって、  
反日常的心意を自らの軌跡の上に絶えずからめとる構造を持  
っている。天皇制に収斂される可能性があるとはいえ、精神  
と行為における非定着の指向は、この方向における普遍性と  
多義性と、それを『哄笑』の宇宙に切り換えることを許す自  
律性を獲得することによって、『中心』の比重を低め、これ  
を盲腸を散らすような過程を経て無化することを可能にする  
かも知れない。そのためわれわれ一人一人の自律的な浮遊性  
の軌道の拡大を図らなければならない。周縁に凝結される多  
義的空間をわれわれは絶えず醸成し、そうした空間を足がか  
りにして、様々な現実を遊ぶ可塑性を自らのものにしなけれ  
ばならないだろう」<sup>(8)</sup>。

きわめてわかりにくい表現である。天皇制などというもの  
はあまり深刻に考えず、笑いとばして無害化してしまおうと  
いうことのようにであるが、対談集『ミカドと世紀末』でも相

手にこのところをわかり易く説明してほしいと迫られてい  
るが、ほとんど具体的には語られていない。ただ「天皇制も  
外側の権力ではなく、自分たちのなかに根づいている」。

「天皇制はわれわれの内側に内在する構造である」。「天皇  
制をいかに迎え撃つかというのは、天皇制といかに遊ぶかと  
いう問題になっていくんですね。遊ぶという観点ね。システ  
ムとしての天皇を見据えて、天皇制と遊ぶことによって天皇  
制を超えていく。気がついたら天皇制を必要としなくなっ  
ていたという状態を実現するのが、理想的なのではないでしょ  
うか」<sup>(9)</sup>などと語られているだけである。

「天皇制と遊ぶ」とか、「盲腸をちらすように」とか内実  
は不明な抽象的な表現であるが、要するに天皇制に一定の距  
離をおいて相対化して捉えることを積み重ね、たとえば大正  
天皇は脳膜炎でトリックスター化するしかなかった、それと  
の対比で明治天皇は偉かったように見えるだけだよなどと笑  
いの対象にしてしまえということであり、結局はそのように  
内面の主観的操作で天皇制的心情から自由になろうというこ  
とであり、天皇などというものは国民が何も偉いものだと思  
わないようになれば、それで無害化できるのだという主張と  
解される。

このような結論から見るとまことに気楽な天皇制論である。しかし天皇制はそのような主観的な操作でどのようなにもなるようなものとは思われない。「王様は裸だ」と叫んだ子供のように、国民皆がそう認めればいいというのは一面そのとおりであるが、他面において王が裸であると言うことが出来ないようにしている支配権力が客観的に存在し、強い力もち、同時にそれが王が裸ではないと信じこませるための教育やマスコミなどの強いイデオロギー装置を所有している現実を無視することはできない。

文化人類学的なこの種の天皇制論は、日本人の意識構造・行動様式そして文化の構造が天皇制的なものを生み出す構造になっているという現状肯定の議論に行きつかざるを得ない。山口氏や猪瀬氏はそのつもりではないようであるが、このような理論は誰かがそれを使って天皇制の永続の必然性を主張し、これを賛美するための概念装置にもたやすく転化し得るものだと思われる。天皇制を笑いとばして無害化させようという程度の考えでは、天皇制イデオロギーの側から笑われるだけのことはないだろうか。

(1) 山口昌男『知の遠近法』三九五ページ以下

- (2) 同右、三六〇ページ
- (3) 同右、三六一ページ
- (4) 同右、三六二ページ
- (5) 同右、三六三ページ
- (6) 同右、三六六ページ
- (7) 山口昌男・猪瀬直樹『ミカドと世紀末』、九七ページ以下
- (8) 山口昌男『知の遠近法』三九七ページ以下
- (9) 山口昌男・猪瀬直樹『ミカドと世紀末』、一七九ページ

(あじさか まこと 関西大学・哲学)



# 現代天皇制の形成

——吉田茂の天皇論を素材にして——

渡 辺 治

## 一 現代天皇制論の課題

八〇年代に入って、天皇をめぐる制度・イデオロギーが改めて動きつつある。もつとも、こんなことを言うとき強い反論

が返ってくるかも知れない。“天皇制はそれまでといえども着々と強化の歩みを進めてきたのであって、何も八〇年代に始まったことではないではないか”と。なるほど、天皇制を強化しようという勢力なり試みがそれ以前の段階でも根強く存在していたことは事実である。六六年に実現をみた建国記

念の日制定の動き、六八年の明治百年祭、そして六九年以来くり返された靖国神社の国家護持法案の動きなどは、六〇—七〇年代におけるそうした試みのほんの一例である。けれども、六、七〇年代のそれと、八〇年代に入って改めて登場している動きとは随分と質を異にしているように思われる。

六、七〇年代の天皇制強化の動きと、七九年の元号法制定を劃期とする八〇年代のその最大の違いは、前者が支配階級内の反主流的分派によってのみ担われていたのに対し、後者は支配階級の一一致した要請を背景にしていると思われる点である。もしそう言えるのであれば、八〇年代に入ってこの新

しい動きが政治的支配の構造のいかなる変化にもとづいているのか、又その変化の中で天皇はいかなる新しい役割を担わされようとしているのかを検討することは、現代天皇制論の重要な課題となると思われる。

ところで、八〇年代における天皇制の活性化の要因には、さしあたり二つの区別されるものがあるようにみえる。そのひとつは、天皇裕仁の高齢化と代替りの接近に伴い、天皇裕仁にくっついてデ・ファクトに存続してきた諸制度の法制化が必至となったことである。元号の法制化がその典型例であるが、靖国神社をめぐる動きなどにもこの側面がないわけではない。しかし、天皇制の活性化の契機はこれだけではない。

それにからみつづ、しかしそれとは相対的に独自に、統治構造の中で天皇の位置を高めようという意図にもとづくものが存在することも明らかである。一九八六年に行なわれた天皇在位六〇年式典や八五年の靖国神社への公式参拝などは、後者の契機にもとづくと思われる。前者、すなわち、“Xデー”の切迫に伴う動きの方はどちらかといえば消極的、現状維持的であるのに対し、後者の方は明らかに天皇制の強化をめざしている。それが一体いかなる背景で生じ、そこではいかなる統治のあり方が模索されているのが問題なのである。

しかし、この点を知るには、戦後において、時々の政治的支配構造の中で天皇制がいかなる役割を担わされてきたかを歴史的に検討する必要がある。それをふまえなければ、八〇年代における天皇制強化の持つ新しい性格は明確には分らない。ところが、この歴史的検討については、従来、存外きちんとした分析がないようにみえる。こんなことをいうと、又しても反論が出そうである。確かに、天皇制については——その正統化のためのイデオロギーをふりまくものを除いても——汗牛充棟、ただならぬ量の検討があり、そこでは戦後天皇制の歴史的展開についても様々に論及されておりそうしたこととはとづくに解決済みとみえなくもない。

けれども、あえて乱暴に言わせていただくと、従来の現代天皇制の多くは、天皇制強化の危険性を指摘し特にそのやり方のたくみさに注意を喚起しているのであるが、一体いかなる意味で危険なのか、別の言葉でいえば政治支配の中で天皇制がいかなる役割を担ってきたか、担おうとしているかについては必ずしも説得的でないように感ぜられるのである。そしてその理由は、それら天皇制論が方法・視角上の共通したかたよりを持っている点に求められそうである。

第一に、戦後天皇制論の多くは、戦後、時期を追うに従っ

て天皇制はほぼ一貫して強化されていく、ととらえている。いわば天皇制強化の連続史観である。けれども本当にそうであろうか。高度成長をはさんでの日本社会の大規模な変容や戦後の民主主義運動の昂揚にかかわらず、天皇制はノッペラボーに強化の一途をたどりえたのであろうか？ 又、もしそうだとすると八〇年代に入って改めて天皇制を強化する必要などないのではないか？ こうした疑問が次々に湧いてくる。総じていうと、この連続史観では八〇年代の天皇をめぐる新しい動きの意味はとらえられないように思われる。

第二に、現代天皇制論の多くは、政治支配の中で天皇制、支配のイデオロギーとしての天皇制イデオロギーを論じながら、奇妙なことに、支配構造全体の中で天皇の役割の検討は意外に十分でない。天皇をめぐる制度、天皇についてのイデオロギーのみがとり出され、その危険が指摘されて終りがちである。しかし、戦後においては、天皇は、少なくとも憲法制度上はたんなる「象徴」であって統治制度の主軸を占めていないばかりか、実体的にも天皇が統治の主軸を占めたこととはなかった。したがって戦後天皇制の政治的役割をみる場合には、その時々の政治支配の構造の中で天皇の位置・役割を検討することが不可欠なのである。

第三に、従来の現代天皇制論では、天皇の地位・役割をめぐる政治的支配層内の分岐や対抗にほとんど眼がむけられていない。しかし、政治支配のあり方をめぐっては、時々の階級対抗を反映して、支配階級内にたえず分岐・対抗が生れ、この対抗を媒介にして、既存の政治的支配構造の変化がもたらされると考えられる。とくに天皇制は、戦前戦時日本国家の中核的装置であっただけに、支配構造内での天皇の利用可能性、したがってその地位をめぐっては、支配階級内にたえず分岐と対抗が存続した。

とりわけ、六〇年代以降、政治的支配層の主流は、それまで支配層が一致して推進してきた天皇制的統治への復活路線を断念して、進行中の高度成長に乗った新しい統治のあり方を追求した。そこでは、天皇制とそのイデオロギーの果すべき役割は、五〇年代に比べて格段に縮小された。他方、こうした主流の新しい、経済主義的統治に対して、政治的支配層内の権威的分派は、危機感と反発を強めた。六〇、七〇年代において、くり返し天皇制の復古的・権威的強化の動きが台頭したこと、しかし全体としてみると、政治的社会的支配構造の中で天皇の占める比重が下がっていったことの原因は、こうした支配層内の対抗に求められると思われる。ともあれ、

現代天皇制の分析には、支配層の天皇構想をめぐった分岐・対抗の検討が不可欠となるのである。

けれども、以上のような点を考慮しつつ戦後支配構造の中の天皇の地位の変化を歴史的に検討し、それをふまえて八〇年代の新しい動きを知るという作業は、紙数の関係で到底できない。そこで、本稿は、戦後日本に特有の政治支配の形成に少なからぬ役割を果たした、吉田茂の天皇構想を検討することを通じて、戦後政治支配構造の形成期における天皇の地位の変化についての大きなデッサンを試みたい。

吉田を素材としたために、政治支配の中での天皇制の役割が大きく変化する六〇年代以降の、いわば最も興味深い時期の検討がつけ足り程度になってしまったことは残念である。実は、当初のもくろみでは、吉田と中曽根康弘の二人の天皇論を素材とし、六〇年代以降は、中曽根に登場してもらおうと考えていたのだが、紙数の関係で割愛した。他日を期したい。

## 二 天皇制存続の危機に際して（一九四五—四六）

危機意識の欠如 敗戦によって、戦時体制下に政治支配の中心を占めていた軍部が消滅し、いわゆる重臣・宮廷勢力

がさしあたり政治支配の担当者となった。敗戦と連合国による占領は、この戦争を遂行してきた天皇制の存立に重大な危機をもたらしたが、実際には政治的支配層の全てがこの深刻な危機を認識したわけではなかった。かえって、重臣・宮廷グループの圧倒的多数は、一九三〇年代中葉以降、とりわけ戦時体制の下「正常な」政治運営を阻害してきた軍部の没落によって、「本来的な」立憲政への復帰が可能になった、と考えていた。確かに、占領軍の進駐の前に、天皇制の前途に不安はあったが、その点でも多数派は存外楽観的であった。彼らは、いずれも英米協調派であることを自認していたから、「あのアメリカがひどいことをするはずはない」と安心感を抱いていたし、又戦後の急速な冷戦の激化の下では反共主義の点からも急進的改革は避けられる、と考えていたのである。本稿の主人公たる吉田茂や内大臣の木戸幸一、そして天皇裕仁自身がさしあたりこれらグループの代表格であった。

吉田茂は、敗戦直後の八月二十七日、来栖三郎に宛て、次のような書簡を送った。

「敬覆 遂二来るものか来候。If du Devil has a son,surely he is To.今迄の処我負け振も古今東西未曾有の出来栄と可申、皇国再建の気運も自ら茲二可蔵、軍なる政治の瘡切開除去、

政界明朗国民道義昂揚、外交自ら一新可致、加之科学振興、米資招致ニより而財界立直り、遂ニ帝国の真髓一段と發揮するに至らハ、此敗戦必ずしも悪からず。…事態存外順調、茲ニ至れるハ一ニ聖断ニよる戦局終結。よくこそこの此御勇断と唯感激の外無之、誠ニ皇天尚未た我を捨てずと奉存候。」と。

ここでの吉田は、当年の支配層主流の感じを極めて率直に表明していた。まず第一、この手紙の異常なまでの明るさをとくと御覧いただきたい。なるほど終戦工作からんで憲兵隊に投獄され、しらみに食われたあとが化膿して赤チンだらけになった吉田にとって、敗戦と軍部の没落はメデタシメデタシであることは分るが、それにしても、敗戦が天皇制の將來にもたらす不安が微塵もないことは、かなり注目されることである。

もつとも、さすがに同じ主流派とはいえ、ポツダム宣言受諾で「国体護持」が可能であるかを悩みに悩んだ木戸や裕仁は、吉田ほどアツケラカンと喜んではいなかった。この吉田書簡に前後する八月二十九日、天皇は木戸に対し、「戦争責任者を連合国に引渡すは真に苦痛にして忍び難きところなるが、自分が一人引受けて退位でもして納める訳にはいかないだらうか」と相談をもちかけ、木戸から、うっかり退位などする

と戦犯として訴追されかねないし又共和制論が台頭するかも知れないぞ、と脅されている。けれどもここでは戦争遂行の張本人たる天皇ですらこの程度でお茶をにごそうともくろんでいたことが重要である。吉田と裕仁の差はこの場合無視できる体のものであった。

天皇の戦争責任への無自覚　吉田書簡で注目すべき第二の点は、吉田が天皇の「聖断」に心底感謝しているらしい点である。「よくこそこの此御勇断」(?! )と。先走って言えば、この「御聖断」論こそ、その後現在に至るまで四〇年以上にわたり天皇裕仁のありがたさを吹聴する議論の中心に座るのが——曰く、「この御聖断により本土は焼土となることをまぬかれ戦後の復興・繁栄が可能となった」と(?! )——、さしあたりここで注目すべきは、天皇の「御聖断」に涙するといふ心性は、吉田ら支配層の実感であった、という点である。ここには、統治権の総攬者であり、統帥大権の保持者たる天皇の責任を追求しようとする姿勢はみじんもない。悪いのは全て「悪魔」の「息子」の軍部＝Tojoであり、そしてそれだけなのである。

ともあれ、敗戦直後の時点で、支配層の主流は天皇の統治責任をさほど深刻に考えていなかったこと、したがって天皇



制の存続についてもさほど心配しておらず、当然天皇制の改革にも消極的であったことを確認しておけば足りる。

#### 天皇退位論の噴出

これら支配層主流の楽観的展望に対し、天皇制の前途に一層激しい見方をし、したがって天皇制の存続のためには占領権力に先手を打つての改革が不可避であると考えたグループがいた。その代表格が近衛文麿であった。これは支配層内では少数派であったが、彼らは、先の見地から、天皇裕仁の退位、憲法改正による天皇大権の削減を志向したのである。

まず第一に、近衛ら——このグループには、皇族の高松宮や東久邇宮も入っていることに注目——は、いかなる意味でも天皇の戦争責任はまぬがれないという判断の下、裕仁を退位させることによって、天皇制そのものの存続をはかろうとした。近衛は、こう主張した。「国体に関し国民投票をやつて、天皇制を確立するのがよいと思う。陛下が御退位になつて、高松宮が摂政におなりになるとよいと思う。ぐずぐずしている、陛下にも天皇制そのものにも及んでくる恐れがある。憲法改正は先に行くほど、極端な議論に動かされることにもなる。共和制になる恐れも非常にあると自分は思う」と。<sup>(3)</sup>

近衛らが天皇の退位を主張したのは一九四五年の秋であつ

たが、近衛の自殺後も、退位論は、政治的劃期のたびごとに、支配層内部からくり返し噴出した。<sup>(4)</sup>

まず四六年一月、GHQの公職追放令を機に退位論が出、天皇も侍従長の藤田尚徳に「これは私にも退位せよというナゾではないだろうか」と尋ね、幣原首相にマッカーサーの真意を聞かせようとしている。<sup>(5)</sup> 又、のちにふれるようにGHQの作成した憲法草案を受け入れるか否かの山場であつた一九四六年三月四日付の読売新聞に米国記者の手になる天皇退位の観測記事が出たが、そこには名前は伏せられていたものの皇族であり元首相の東久邇宮の天皇退位論が紹介されていて、支配層の主流派に衝撃を与えた。続いて、四六年末には、皇室典範の改正にからめて典範中に天皇退位の規定を入れるかどうかの議論が起り、改正を審議した貴族院で南原繁らが天皇は退位すべきである、と論陣をはっている。

さらに一九四八年、極東裁判の判決を前にして、又々退位論が持ち上がり、最後に、一九五二年講和条約の発効を前に支配層内から退位論が強く出された。この時には、戦犯問題との関係でそれまで退位に反対していた木戸までも、天皇が何らかの形で国民に陳謝すべきだという意見を獄中から具申したのである。

それに対して、吉田ら支配層主流は、退位論に反対し、退位論が台頭する度にその鎮静化に大わらわであった。例えば、吉田は改正皇室典範に天皇退位の規定を入れるのに反対し、又、四八年、五二年の退位論の台頭に対しても懸命に押さえにかかっている。

このような退位論をめぐる支配階級内の対立の背景はその後に変更されるが、ここではとりあえず次の点にふれておきたい。裕仁を「切る」ことよって戦争への非難が天皇制批判に立ち至ることを阻止しようというのが退位論者の構想であったのに対し、支配層の主流派はむしろ、天皇裕仁を前面に押し立てることによって天皇制の存続を強行しようともくろんだ。「平和主義者」であり「自由主義者」であり何より「御聖断」によって日本民族の壊滅を救った裕仁の存在こそ天皇制の有難味が顕現しているのであり、これに代りうる人格はない、というのが彼らの判断であった。

それはともかく、このような退位論をめぐる支配層内の抗争が延々と続いたということに示されるように、講和の時期あたりまで、天皇制は動揺を続けていたということに注目しておく必要がある。

## 憲法改正論

第二に、近衛ら支配層内の改革派は、同じ

く天皇制の存続のために、天皇制の改革を中心とした憲法改正の必要を唱えた。近衛らの憲法改正論と支配層主流派の改憲消極論の対抗については、すでに別のところで検討したことがあるので、ここでは省略する。<sup>7)</sup>ひと言でいえば、近衛の改正構想の核心は、軍の統帥・編成も国務であることを明確にして統帥権独立を明示的に否定し、軍の独走を防止する制度上の保障を入れること——これが近衛が敗戦から学んだ唯一・最大の教訓であった(!)——と、天皇制に民主的色彩をほどこすこと、この二つであった。こうした改革によって始めて、天皇制は存続可能である、と考えたのである。

しかし、吉田を筆頭とする支配層の主流はこの程度の憲法改正にも強力に反対した。近衛らは、占領権力に「先手を打つて」の天皇制改革により危機を乗り切ろうとしたのに対し、吉田らは、現行憲法の運用で十分立憲政の実を示せるという判断を持っていた。さらに、主流派は、下手に憲法の天皇条項に手をつけると、改正論議に火をつけて一層急進的改革論を引きだしかねない、と考えたのである。吉田が、「こと皇室になると頑固であった。(憲法改正論に)てんで耳をかさなかった」<sup>8)</sup>といわれる含意はその辺にあった、と思われる。

## 支配層主流派の立憲君主制論

さて、以上のような、敗戦

直後の支配層内の分岐は、その背後に政治支配のあり方をめぐるかなり重大な認識の相違を含んでいたと思われる。その第一は、これらの分岐の背後には戦前・戦時の天皇制統治体制に対する評価の相違があった、ということである。この差が、来るべき戦後の支配構造をいかなる形で構想するか、いかえれば戦前からの統治のあり方をどこまで押し通せるかの意見の相違を生んだのである。この点は現代天皇制を考える場合にも重要な論点なので少しくわしくみておこう。

すでに示唆したように、支配層の主流は明治憲法下の天皇制は基本的にイギリス並みの立憲君主制であり、無謀な対米英開戦をくいとめられなかったのも明治憲法体制の故というよりは、天皇が余りにも立憲君主的に自己の意思を謙抑した結果である、ととらえていた。吉田は、こういう。「昭和前半期の）狂瀾怒涛期に対処せられるに当り、陛下には「統（reign）して治（govern）せず」との立憲君主としての信条を終始堅持せられたのである。政府が閣議の決定を以て上奏すれば必ず御裁可あらせらるゝを常とする」と。だから対米英開戦時に天皇は不本意ながら、開戦の詔書にサインしたのだ、と吉田はいいたいのである。しかし例外もある、天皇は「国家の大事」に至れば「毅然」立憲君主の枠をこえて

「聖断を下される」場合がある、と吉田は続ける。それが二・二六事件の際の反乱軍への断固たる鎮圧命令であり、大戦終結の「聖断」であった、と。では対米英開戦の際には「国家の大事」ではなかったのか？ という疑念が即座に湧くがそれについては吉田は語っていない。

しかし、その点は天皇裕仁本人が、より明瞭に説明している。曰く、「戦争終結の際、私は自ら決定を下しました。それは首相が閣内で意見をまとめあげることではできず、私に意見を求めたからです。：開戦時には閣議決定があり、私はその決定を覆すことはできなかった。これは帝国憲法の条項に合致する」という具合である。だから天皇には責任はない、と。

戦後、有象無象の天皇讚美論は、否というほど、敗戦後における天皇の苦悩と、身の犠牲をいとわぬ態度を強調している。恐らく天皇の誠実さは疑えないであろう。しかし注目すべきは、裕仁は、論理的には、かつて一度たりとも自己の責任を認めたことはなく、したがって反省したことはない、という点である。この点は戦後の天皇の行動を理解する鍵であると思われるのであえて強調しておきたい。しかし、それでは一体誰れに責任があるのか。戦争への突入は、ひとえに軍部による立憲制の攪乱の故であり、こうした攪乱を許したの

は確かに統帥権独立という制度上の問題であるが、これとて明文憲法上の制度ではないのだから運用によって十分是正可能だというわけである。

それに対し、近衛らの少数派は、主流派に比べると、正當にも、明治憲法体制の持つ通例の立憲君主制とは異なる、あるいは立憲君主からはみだす側面を認識していた。統帥大権の保持者である天皇が承認しなければ戦争突入はありえなかったし、統帥権の問題には内閣は全然発言権はなかったし、統帥と国務を統轄しうるのは、「陛下ただ御一人」<sup>12</sup>しかないものであるから、天皇の戦争責任はまぬがれない。又かかる事態の再来防止のためには改憲によって天皇制を通例の立憲君主制にする必要がある、と考えたのである。

**民衆観の相違** 支配層内の分岐の背後には、第二に、こうした天皇制の統治を国内の民衆や連合国の世論がどう見ているか、という点での判断の違いもあった。この点でも、近衛ら改革派の方が民衆や連合国世論のインパクトを厳しくみていた。彼らは、これだけの戦争を行なった天皇制が到底無傷で生き残れるとは考えておらず、しかも改革を遅らせればそれだけ民衆や連合国の世論に厳しくなりついに共和国に至る、という危機感を持っていた。この危機感が彼らの改革

への切迫感を増大させたのである。

それに対して、吉田ら主流派は、連合国の世論に対して極めて楽観的な「仲間意識」<sup>13</sup>を持っていたことはすでに述べた。

しかし彼らも民衆の動向に対する警戒心と恐怖心は改革派同様強いものがあつた。例えば吉田は、敗戦の年の一月三日の「明治節」に、それまで行つたことのない明治神宮への参拜にでかけ、「あれだけの人が出ていたので安心した」と語つている<sup>13</sup>。民衆の一挙手一投足にはびりびりしていたのである。それにもかかわらず、彼らは民衆の動向の中に、改革派の判断とは異なる性向をみてとつたのである。すなわち、主流派は、民衆が依然裕仁を支持しており、それを媒介にして伝統的支配への依存を脱していない、と判断した。そうだとすれば、裕仁の退位や憲法改正はむしろ逆効果であり、敗戦にもかかわらず裕仁が相変らず天皇として居座っていることを通して、伝統的秩序の存続をアピールした方がよいと思われたのである。

実際の政治過程においては、GHQは、支配階級内の改革派の構想をもはるかに超える急進的憲法改革を行ない、支配層のこうした対抗を一気に押し流してしまつた。しかし、他方、GHQは、支配層内の主流派とは異なる見地からではあ

るが、天皇裕仁の統合力を重くみ、これを占領支配さらには日本の安定的再建に利用しようとした。<sup>①</sup>そのためマッカーサーとGHQは天皇裕仁の戦犯としての訴追、退位に反対した。

その結果、憲法改革によって、天皇制は根本的に変容を受け、天皇は、イギリス流立憲君主制と比べてもはるかに徹底して政治的権限から遠ざけられたにもかかわらず、支配層の主流派が新しい天皇制を可能な限り伝統的に運用しうる余地を残した。こうして、支配層の主流派の極めて伝統主義的な天皇構想は、戦後の象徴天皇の運用に大きな刻印を残すことになるのである。

### 三 天皇制の連続と断絶（一九四六―五二年）

吉田茂対片山・芦田 宮廷・重臣グループ主流の改革消極

姿勢に業を煮やした占領権力が自ら手を下して憲法改革を推進したことにより、伝統的政治支配構造は、いわば「外から」強力的に変更され、それを劃期として戦後の政治構造は新しい時期に入った。憲法が公布された一九四六年から講和の発効する五二年までが戦後政治支配の、したがって戦後天皇制の第二期となる。この時期は、敗戦直後の第一期とも、又講

和以後の時期とも異なつて、支配層内の統治をめぐる対抗が比較的稀薄であるという特徴を持っていた。それは、この時期には占領権力の強力な支配が貫徹していたため国内支配層が独自に政治判断を下し政策を遂行する余地が小さかったこと、又GHQの公職追放と戦犯追及により、五〇年代に支配層の明確な分派を形成する政治指導者達の多くがパージされたり拘禁されていたことなどの理由によると考えられる。

それでも、この時代にも、政治支配のあり方——その中で天皇をめぐる対立は存在していたし、それは象徴天皇の出生に無視しえぬ影響を与えている。

さて、この時期に政治支配層の主流を形成したのも、吉田をはじめとする前期の主流派であった。彼らは、憲法改正には極めて消極的であったが、GHQの憲法草案の提示を受けてその立場を急速に転換し、新憲法を承認した上でそれを可及的に伝統的に運用せんと試みた。しかし他面主流派は、軍事外交面では、——戦時日本に対する彼らなりの「反省」をふまえて新しい方向をうちだした。それは、軍事的にも外交的にも徹底的にアメリカに従属・依存しアメリカを媒介にして国際的に復活しようとするものであった。この点は再軍備のあり方に如実にあらわれ、それに関連して天皇のあり方に

も影響を与えることになる。

それに対して、前期の改革派の系譜を受け継いだのは、新憲法の施行直後から一年半に渡りあいついで政権を担当する片山哲や芦田均らであった。彼らは主流派に比べると、より新憲法の体系に忠実な政治支配を追及しようとした。したがって天皇のあり方についても吉田らに比べ、象徴天皇としての新しいあり方を重視した。しかし軍事・外交政策では、彼ら、とくに芦田は、主流派と同じく対米関係を重視しつつその枠内で、より自立的方向を模索した。この方向はこの時期にはさほどはつきりあらわれないが講和以降になると、憲法「改正」と公然たる再軍備を主張する潮流につながっていく。こうして国内政治では伝統主義的な吉田が改憲消極論をとり、国内政治ではより新憲法的な芦田が公然たる再軍備を主張して改憲派に接近していくというねじれが生じるのである。この時期の天皇政策はかかる複雑な対抗の中で遂行されることになる。

**憲法草案受諾の「聖断」** さて、GHQから突然英文の憲法草案をみせられた時、日本政府側の一員に吉田がおり、彼がくやしさにモーニングのズボンのすそを握りしめていたという話はよく知られている。しかし吉田は、時の首相の幣原

——同じく憲法改正に消極的であった——と共に、閣内ではいち早く改憲草案受け入れ側に転向した。これは、GHQが草案を提示した際、この程度の改革をしなければ連合国の世論の下で到底天皇制を維持できない旨を強調したことを受け取めた結果であった、と思われる。

この判断は天皇もほぼ同様であったが、天皇の方が一層明治憲法下の天皇——統治権総攬者としての天皇、に執着した。それは、新憲法草案の受諾を決定した四六年三月五日の閣議をめぐるエピソードによくあらわれている。それは、新憲法草案の受入れの是非をめぐる閣議が容易に決着をみなかった際幣原首相が天皇に奏上してその「御聖断」をおおぎ、「よいではないか」のひと言で受入れに一決したという話である。とくに、この「御聖断」は終戦時の「御聖断」と共に、吉田がくり返し喧伝して有難みを吹聴したものである。吉田曰く、「総司令部より憲法改正試案を提示された。それには、第一条に『天皇は国のシンボルとする』とあったので、閣議において議論百出、旬日に亘って容易に結論を得る能わざりし時、陛下には『象徴でよいではないか、この上閣議を延ばすはよろしからず』との御詔がありし旨伝えられるに及び、閣僚一同実に豁然として別に天地の開くる思いをし、衆議た

ちどころに一致したのである」<sup>(15)</sup>と。

けれども、芦田日記でその経緯をみると、この「聖断」はそんな単純なものでないことが判明する。実はこの「聖断」の背後には、先に述べた四六年三月四日付読売新聞の報道に象徴されるような天皇退位の国際的世論の昂まりという問題があった。三月四日の読売報道、とくにそこで「皇族」も退位に賛成しているという報道は、天皇制護持をもくろむ天皇や宮内省、GHQに「一大打撃」(芦田)を与え、彼らは途方にくれた。こういう報道が続けば、連合国の天皇制批判の世論に油をそそぎ、それに乗じて極東委員会が乗りだせば、GHQのいうとおり「象徴」の線での天皇制維持すら難しくなる。かくして、「今となつては致方あるまい、<sup>(17)</sup>」という裕仁の発言がでてくるのである。決して裕仁は「象徴」に満足などしていなかった。その証拠に、裕仁は「致方あるまい」と言つたそばからなお未練がましく、皇室典範改正の発議権は天皇に留保できないか、華族廃止についても堂上華族だけでは残せないか、と幣原に頼んでいるのである。<sup>(18)</sup>けれども、とにかく、天皇も不承不承憲法改正を飲んだ。あとは運用の勝負となる。

支配層の主流は以後新憲法の成立に奮闘した。それは、と

にかくこの線で天皇制を維持し、天皇の存立をめぐる議論に決着をつけたいと思つたからである。だから、吉田は、新憲法の成立を喜んだ。岳父牧野伸顕に宛てて吉田は次のような書簡を送っている。「もとより新憲法につき種々難点これあり候えども、現状一応右にて満足致し候はかこれなく、また右にて一応けりをつけ置く方、内外の状勢よろしくと存じ候次第にこれあり」云々と。まことに吉田ら支配層は「右にて一応けりをつけ置く」ことを切望したのである。

「内憂」をめぐる対抗　しかし、というか当然にというか、吉田ら支配層の主流は象徴天皇を可能な限り明治憲法下の天皇の実態と連続させて読もうとした。もともと、皮肉なことに、新憲法の施行は、吉田の手でなく、初の社会党首班内閣である片山内閣の下で始まることとなった。

当然のことながら、新憲法下の象徴天皇は一切の政治的権限を剥奪された儀礼的存在であった。もはや昨日までの天皇とは名前、同じでも制度上の地位は一変した。そこで、片山内閣は曲りなりにもそういう制度上の抜本的变化に應じて、新しい象徴天皇のあり方を模索したようにみえる。ところがそれに対し、天皇の方はかかる変化を容易に認めようとしなかった。この点が、象徴天皇制の発足に際して、天皇制をい

かなるものとして作っていくかをめぐっての支配層内の対抗の焦点となったのである。

敗戦後も、実的には占領権力の支配下に入ったとはいえ、天皇は相も変わらず明治憲法体制下の統治権総攬者として執務を続けていた。その点では八月一五日は、何の変化をももたらさなかったということに注意せねばならない。だから依然國務大臣はその所掌事務を天皇に奏上し、とくに総理大臣は頻繁に奏上をくり返した。しかし、片山内閣は、旧来の奏上をとりやめた。制度上は天皇への「内奏」にかわったが、この内奏は著しく縮小されたのである。ところが、天皇はこれに、いたく不満を持った。

例えば、片山内閣の外相となった芦田に対し、天皇は外交問題での内奏の少なさを難詰している。芦田日記に曰く、「十八日（七月）に侍従次長が外務次官の許にみえて陛下は外交問題について御宸念遊ばしてゐる…外務大臣が内奏にみえないのか…との話があった」と。芦田はこうした天皇の苛立ちについて、「新憲法になって以後、余り陛下が内治外交に御立入りになる如き印象を与へることは皇室のためにも、日本全体のためにも良いことではない。だから私は内奏に行かないのである」と至極まっとうなコメントを記しているが、

天皇は内奏を終えた芦田に「又時々来てくれ」と頻繁な内奏を要求している。又、芦田内閣に入って以降の四八年五月一日、芦田は天皇への拝謁に際し、改めて「新憲法によって國務の範囲が限定せられ、旧来のように各大臣が所掌事務を奏上致さないことになりましたが、然し陛下に対する閣僚の心持には毫末も変りはありません」と憲法上の変化を確認しているが、天皇は「それにしても」と不満をもらしている。明らかに天皇には、國務各大臣の頻繁な「奏上」がなければ執務（？）にさしつかえるという意識があった。内奏の頻度が天皇制のあり方をめぐる対抗の一焦点となっていたのである。

「統治権の総二者」天皇 頻繁な「内奏」を求めたことにもあらわれているが、天皇は、新憲法の下で「象徴」としての分を守り、国政にかかわることを自粛しようなどとはさらさら思わなかった。主権者としての自覚を持って相変らず国政に関与せんとしたのである。とくに天皇が関心を持ち「ご宸念遊ばされ」た領域は、外交とりわけ日本の安全保障の領域と、国内政治においては戦後新しく台頭した社会主義・共產主義の政治勢力の動向であった。ところが、芦田・片山内閣期には、かかる天皇の政治への関与は制約されがちであつ



たため、彼は外交問題については内閣を通さず直接に占領権力にアプローチしようとはかったのである。

例えば片山内閣発足直後の四七年五月六日マッカーサーとの第四回会談において天皇は自ら非武装日本の安全保障問題をとりあげ、国連による保障の不安を述べた上で、アメリカによる保障を求めている。「日本ノ安全保障ヲ凶ル為ニハ、アングロサクソンノ代表者デアル米国ガ其ノイニシアチブヲ執ルコトヲ要スルノデアリマシテ、此ノ為元帥ノ御支援ヲ期待シテ居リマス」云々と。<sup>23</sup>

さらにその延長上で、四七年九月、天皇は宮内庁御用掛の寺崎英成を通じてシーボルトに、講和後の日本の安全保障のために必要ならアメリカが沖繩を長期に軍事占領すること、しかもその手続きは長期の「貸与」という形式で行なうことを提案したのである。<sup>23</sup>

こうした動きは明らかに、当時の片山内閣の「指導と助言」などは全く受けず、その外交とは別に行なわれた「二重外交」であった。この同じ時期に、天皇が外交問題で芦田の内奏が少ないことをなじっていたことを重ね合わせれば、天皇は片山内閣の態度に不満を持って、「主権者」として独自行動にでた、と考えられる。しかもこうした政治行動は、國務大臣

の「輔弼」抜きで行なわれていることをみれば、裕仁の力説する明治憲法下の「立憲君主」としての限界をもはるかに逸脱したものであった。

さすがに、内政について、天皇はGHQに直接接触することとはしていないが、この面でもいたく関心は旺盛であった。例えば、一九四八年三月一〇日、芦田内閣発足時の拝謁に際し、天皇は芦田に「共産党に対しては何とか手を打つことが必要と思うが」と問い、又芦田内閣への社会党「左派の入閣」がどんな影響があるかをしつこく聞いている。<sup>24</sup>

以上のような天皇の行動をみれば、戦前と戦後の憲法上の断絶という意識は全くなかったことがよく分る。裕仁は一度は「今となっては致方あるまい」と象徴への後退を認めたものの、実際には新憲法下でも明治憲法下の主権者として押し通そうとしたのである。ちなみに天皇裕仁の発言には一貫して戦前と戦後との連続ということが強調されている。例えば、大分のちになるが、一九七五年『ニューズウィーク』のバーナード・クリッシャーとのインタビュで、「戦前と戦後の役割を比較していただけませんか」という記者の質問に裕仁はこう答えている。「精神的には何らの変化もなかった。：私は常に憲法を厳格に守るように行動してきた」と。<sup>25</sup> 根本的

に変わってしまった二つの「憲法」をふたつながら守ろうとすれば到底精神的に「何らの変化もな」しにはいられないはずだ、ということに裕仁は全く気づいていない。彼にとつての「憲法」とは明治憲法なのである。そう理解しなければ、この発言は意味不明となる。

伝統的秩序の要としての天皇　それはともあれ、片山＝芦田内閣はこうした天皇の行動をとにかくにも規制しようとし、そうする中で新しい制度づくりを行なおうとした。天皇の猛烈な抵抗を排しての宮内庁改革も貫行した。<sup>(26)</sup>ところが、四八年一〇月における第二次吉田内閣の発足以降、こうした天皇の志向と内閣の意向が合致し、「天皇の復権」が進行することとなった。

まず第一に、片山＝芦田内閣期と異なり、吉田は頻繁に天皇に内奏を行なった。「国会開会中でもひそかに皇居に(27)あがり、内々陛下に御報告申し上げたことが何回かあった」。そして、農林大臣は毎年秋、その年の米の収穫予想を内奏することが慣行化し、大蔵大臣は次年度予算案の説明に上がるようになった。又、都知事と警視總監も毎年末首都の治安の報告に上(28)がることとなった。これら内奏の慣行は、明治憲法下の主権者天皇の慣行のミニチュア版であった。

第二に、吉田は、日本の伝統的秩序のシンボルとしての天皇制の強化を試みて、次々と天皇の諸儀式を復活あるいは新設していった。この時期に行幸が定型化され、五二年には皇太子の立太子礼、成年式が大規模に営まれた。立太子礼に際して、吉田は「臣茂」と称して鬻鬻を買ったが、それを弁解する発言において、吉田は次のように伝統的権威としての天皇観を語っている。「そもそも如何なる世となつても、父母、兄弟、長幼の序、先輩後輩の順、社会上下の礼儀なくしては、その社会の秩序は保たれず、国家の安定を得ることは不可能である。わが国古来の歴史的観念、伝統的精神よりすれば、皇室がわが民族の始祖、宗家である。これは理論ではなく事実であり伝統である。皇室を尊崇するのが、人倫の義であり、社会秩序の基礎となり来つたのである。故にわが国の民主主義も、この観念、精神を基礎とせねばならない」と。<sup>(29)</sup>

したがって、吉田にとつて、天皇をめぐる諸儀式の復活は、吉田の考える政治支配の安定に極めて重要なものであり、極めて自覚的・意図的であつたことに注目しなければならない。「終戦時までは公式的意義をもって継続し来たれる宮中の諸儀式は、今後もやはりこれを皇室御一家の祭典とするに止めず、いわば国民の祭典として取り行い、従つて閣僚その他の

有資格者のみならず広く国民代表も参列するように致しては」どうか、とか、栄典制度を皇室の所管にして天皇の仁慈をふりまいた方がよいとか、国家の功労者をもつと皇室に招待しろ、と吉田は提言している。<sup>30)</sup>

「天皇の軍隊」の否定 このように、吉田は天皇を伝統的支配の要として再興強化する政策をせつせと押し進めたが、それは必ずしも明治憲法体制下の天皇の完全復活を志向したものではなかった。とくに、吉田は、明治憲法下の天皇が持っていた軍との結合の復活には強い反対をした。それは吉田ら支配層がほぼ一致して持っていた、唯一の敗戦の教訓であったといえる。くわしいことは省略せざるをえないが、五〇年朝鮮戦争の勃発直後マッカーサーは日本の非武装方針を放棄して再軍備の命令を行なった。その際、日本の再軍備のあり方をめぐって二つの構想があった。ひとつは、旧帝国軍隊の幹部とGⅡがぐんで作っていた構想であり、それは端的な帝国軍隊の再建方式であった。それに対して、こういう再軍備の持つ危険性を警戒して——それは占領権力にも戦後日本の政治的支配層にもあった——再軍備をアメリカ軍のヘゲモニーで行なうという、いわば対米従属軍方式であった。その場合、前者の構想では当然に天皇の存在が重要とならざるを

えない。現に前者の構想を推進した旧参謀本部高級参謀服部卓四郎を中心とするグループの再軍備構想「国防軍の中央機構第一次案」では、憲法九条の改正と天皇の権能強化が主張され、その「編制大綱」(五〇年三月)では「新国防軍は総帥として天皇を戴く」ことが明記されていた。<sup>32)</sup>

吉田は日本の再軍備にあたり、こうした服部グループを徹底的に排除し、内政の上で仇敵であったGSと手をくみさえして、再軍備を後者の構想で推進したのである。そのポイントは、創設される予備隊の制服の長である総監に、服部ではなく、内務官僚出身の林敬三を起用したことであった。こうして、予備隊→自衛隊は「天皇の軍隊」たることを否定されたのであるが、それでは一体何を軍の団結の要にするかをめぐって、後年自衛隊は新たな難関に直面することになるのである。

#### 四 新しい天皇制論の台頭(一九五二—六〇年)

戦前の天皇制的統治への復古志向 一九五二年、サンフランシスコ講和によって占領支配は一応終結した。占領権力の重しがとれて自己の政治的意思決定権を持てるようになった

政治的支配層は、先にみたように、大きく二つの対抗勢力に分れた。すなわち前期から政治支配の主流を占めていた吉田派と、鳩山一郎、岸信介らの戦犯・追放解除組を中心に結集した反主流派である。吉田主流派はすでに述べたように、講和以後の日本の国際社会への復帰を徹底した対米依存によって果そうとした。軍事政策においては、彼らは対米従属の軍隊を、憲法九条をそのままにしてなしくずしに拡大しようとはかった。それに対して、講和以後新たに台頭した反主流派は、反占領・独立というナシヨナリスティックなスローガンを旗印にただけに、大枠では反共・自由陣営の一員として国際社会への復帰をめざしつつ、対米依存から脱却して、より自主的方向をとることを主張した。そのためにも彼らは、「自主防衛」によって屈辱的な安保条約を改訂し、安保を対等な同盟条約にすることをめざした。そして、その障害となっている非武装を定めた憲法の「改正」を主張したのである。こうして支配層の二つの潮流の焦点は、外交・軍事政策上の対立に帰因する憲法「改正」の是非となった。

しかし、五〇年代における支配層の、この二大分派は、外交＝憲法政策では激しく対立したものの、政治支配のあり方については、ほぼ同じような構想を持っていた。というのは、

支配層のいずれのグループにとっても、占領権力の制約がなくなつた今や、現存支配の安定を実現しうる最も望ましい形態は、使、い、慣、れ、た、天、皇、制、的、統、治、を、お、い、て、な、か、つ、た、か、ら、で、あ、る。

こうして、講和を前後して支配層は一致して、戦後改革で新たに作られた民主的制度の復古的改編を追求することとなつた。そこでめざされたのは、様々な領域での行政権の拡大、自治体警察その他の地方自治や分権の制度の改編・再中央集権化、各種行政委員会の改廃、市民的・政治的自由の縮減、天皇制やナシヨナリズムイデオロギーの復活・鼓吹などなど、であつた。これら政治支配の領域での対立点といえ、復古的改編を、憲法「改正」という形で公然と徹底的に行なうか、それとも民衆の憲法への支持を念頭において、憲法典には手を触れずになしくずしに進めるかの違いだけであつた。

もっとも、天皇制的統治への復古の追求といつても、敗戦と戦後改革を経過した段階では文字通りの復古はありえなかつた。本稿の問題として、天皇制についていふと、その「元首」化を呼号する改憲派においてすら、天皇を明治憲法下のごとき統治権の総攬者に戻すということは考えられておらず、政治支配の面ではむしろ「元首」の権限拡大を通じての行政権の拡大・強化がもくろまれ、イデオロギー的には伝

統的支配と国家的統合の要としての役割の強化がめざされたのである。

前の時期における吉田の天皇制強化の構想と、この時期の支配層、とくに改憲派の天皇制構想の違いは、後者においては天皇が伝統的秩序のみならず、国家的統合のシンボルとしての役割を求められるようになった、という点であった。

#### 中曽根康弘の天皇制論

むしろ、政治的支配の中での天皇

の地位について、この時期に注目されるのは、以上のような「天皇制的統治への復古というようなやり方では変貌しつづける日本社会と国民意識の下で安定した支配を実現することはできないのではないか」、と考へ、危機感を燃やす新しい潮流が台頭してきたことであった。こうした新しい動きは、五〇年代末葉の警職法闘争から安保闘争に至る民主主義運動の昂揚によって、復古政策が断念され統治の転換が志向される、六〇年代になって、支配層の主流をとらえることになる。しかし、五〇年代には、こうした動きは、まだ支配層のごく一部に存在していたにとどまった。こうした新しい潮流のリーダーは、「青年将校」中曽根康弘であった。そこで、ここでは吉田ら支配層に対抗して登場してくる中曽根の天皇論を検討することにより、新しい天皇制の構想をみてみよう。

五〇年代の中曽根は「自主憲法の制定」を主張するバリバリの改憲論者であったが、その天皇論は、吉田ら伝統主義的天皇論とは当初からニュアンスを異にしていた。戦中派の政治家中曽根にとって、天皇裕仁は、吉田のようにアツケラカシと免罪して済ませうる存在ではなかったのである。

中曽根は講和直前の一九五二年一月三十一日、衆議院予算委員会で質問に立って、その最後に天皇裕仁の退位を主張して、首相の吉田に解答を迫った。この退位論こそが、中曽根の天皇論の原点であった、と思われる。曰く、「最後に御質問を申し上げますが、それは天皇の御退位の問題であります。：現天皇が一貫して平和論者であつて、戦争の形式的責任がないことは、世界及び国民のひとしく認めるところであります。しかし、：神聖不可侵の御身分より解放せられた天皇が、地上のわれわれと同じ一員として、過去の戦争について人間的苦悩を感じられておられることもあり得るのであります。もしこの天皇の人間の苦悩が、外からの束縛によってほぐされない状態であるならば、この束縛を解くことが、古くして新しい天皇制にふさわしいことといわなければなりません。：天皇が御みずからの御意思で御退位あそばされるなら、：最後の機会として、平和条約発効の日が最も適当であると思わ

れるのであります<sup>33</sup>と。いやにもってまわった言い方であるが、中曽根は「天皇は講和を機に自分で退位すべきだ」といいたのである。中曽根はそれに続けて最後に、こう本音を語る。「皇太子も成年に達せられ：た今日、天皇がみずから御退位あそばされることは、遺家族その他の戦争犠牲者たち、に多大の感銘を与え、天皇制の道徳的基礎を確立し、天皇制を若返らせると共に、確固不拔のものに護持するゆえんのものであると説く者もありますが、政府の見解はこの点いかなるものでございましょうか<sup>34</sup>」(傍点引用者)と。傍点部を逆に読めば、中曽根が天皇裕仁の居座りをどうみていたかは明瞭であった。首相吉田茂が立って、「日本民族の愛国心の象徴であり、日本国民が心から敬愛しておる陛下」の「御退位を希望するがごとき者は、私は非国民<sup>35</sup>と思うのであります」と答えたのは、「臣茂」としてはけだし「当然」であった、といえよう。ともあれ、この中曽根質問は、支配層内に、天皇制の戦後的革新を主張する新しい潮流が台頭したことを象徴する出来事であった。

天皇制の若返り 五〇年代における中曽根の改憲論は、民族独立・自主憲法制定論であり、九条の「改正」による自主防衛↓安保破棄・対等条約化がもつばら強調されており、

天皇のことは余り語られていない。しかしそれでも彼の作った改憲草案中には、他の改憲論同様、天皇の「元首」化が主張され、「元首」天皇は、内閣の進言にもとづくとはいえ、予算の公布、条約の批准、宣戦・講和の布告、非常事態宣言、緊急勅令公布、国務大臣の任免、全権委任状、信認状の授与、恩赦権などの強大な権限が与えられることになっていた<sup>36</sup>。しかし、中曽根は、こうした天皇制を、どうも、裕仁によってでなく皇太子の天皇就任の下で実現することを想定していたと思われる。先の国会での退位論と、彼が改憲の第一の理由として「老朽化」した「日本民族の若返り」と日本の新しい発展<sup>37</sup>を第一に掲げていることを合わせると、そうとしか思われない。

しかも、中曽根は、五〇年代後半になるとこの「元首」化論を放棄して、象徴天皇論に転向する。そして、その象徴天皇の若返りと強化を主張するようになるのである。曰く、「日本は天皇といいますが、皇族というものは国民大衆の生活の中にしみ込むような…人間天皇というものを確保しなくちゃいけないと思うのです。そういう点から…私は女帝を認めていいと思うのです。…それから皇族や天皇の取扱いいうものをあまり昔のように華族の藩屏でとり囲むというやり

方は感心しない。：たとえば皇太子が結婚する場合も、学習院出でなければいかぬとか、：公爵以上の血縁でなければいかぬとか、そういう考え自体が非常に古い考え方です。極論にいえば田舎の百姓の娘でも聡明で、健康で代表的日本人なら、私は結婚の資格があると思うのです。：、退位の自由も認めていい」(傍点引用者)。

一九五九年、皇太子と正田美智子が結婚し、世はミッチーブームで湧いた。それをさして松下圭一は「大衆天皇制」論を展開したが、中曽根はその数年前に、すでにこの「大衆天皇制」の方向を新しい天皇制のあるべき姿として打ち出していたのである。中曽根が皇太子の結婚を評価したのは当然であった。

ちなみに吉田は女帝に反対であった。又、皇太子と美智子の結婚を推進した小泉信三とは親友でありながら、皇太子と「平民」との結婚に強い難色を示した。時代は明らかに、吉田の天皇制から中曽根の天皇制に移りつつあったのである。

## 五 むすびにかえて

——戦後天皇制のその後についての若干のみとおし——

六〇年代以降の天皇制の地盤沈下

六〇年代に入ると、中

曾根の主張したような「大衆天皇制」が支配的になるのは必定と思われた。この予想はしかし半ばあたり、半ばはずれた。

半ばあたった、というのはこうである。六〇年代以降になつて、中曽根的天皇論の線に沿った新しい天皇イデオロギーが急速に普及した。それは、戦後憲法で登場した「象徴」天皇、すなわち政治権力と切りはなれた天皇こそ、実は日本古来からの天皇の本来の姿なのだ、という、いわば象徴天皇イデオロギーとでもいうべきものであった。<sup>(40)</sup>これは敗戦後、和辻哲郎らによつてすでに唱えられていたものだが、六〇年代に急速に国民の中に浸透し、吉田の立憲君主天皇イデオロギーと並んで、支配的イデオロギーとして定着した。しかも注目すべきことに、この象徴天皇イデオロギーは、立憲君主制論と違つて、戦前の明治憲法体制下の天皇、すなわち「軍刀を持つた天皇」を天皇制の歴史の「例外」「間違い」として否定し、戦後天皇制こそ天皇制の本然の姿に戻つたものと評価した。そのことによつて、民衆の中に依然根強い戦争への忌避や軍国主義への警戒心を受け取め、六〇年代以降の天皇制イデオロギーの主流となつていくのである。それは又、天皇裕仁から皇太子への代替りにも適合するものであった。

けれども、こうした大衆天皇制論、象徴天皇イデオロギーの漸次的定着、という予測は半ばはずれた。それは、六〇年代以降七〇年代末葉にいたる間、政治的支配構造の中で、又支配的イデオロギーの内部で、天皇制並びにそのイデオロギーそのものの地盤沈下が起こったからである。

天皇的統治への復古政策を挫折させられた支配層の主流は、六〇年代に入るや、高度成長の中で形成されつつあった企業の強力な労働者支配——企業至上主義的な協調的労働組合の制覇、の上に乗って、経済主義的に保守支配の安定をはかるという新しい方向を追求した<sup>40</sup>。この新しい政治支配の下で、今や統合の要をなしたのは、従来の伝統的支配においてのよ

うに、〈国家〉あるいは〈天皇〉でなく、〈企業〉であった。又、六〇年代において日本資本主義は、アメリカ帝国主義に軍事的のみならず、金融・技術面、原燃料面、市場面でも従属依存して高度成長を遂げたが、この時代は、アメリカ帝国主義の力の絶頂期であり、日本はいわば安定したアメリカ圏の中で安心して“商人”に徹することができた。そのため、支配層は、相対的に国家的統合＝ナショナリズムを軽視しえたのである。こういういくつかの条件の下で、天皇制は、政治支配の中で地盤沈下をしていったのである。吉田から岸ま

での政治家と異なって、池田以降の首相はもはや天皇のことを語らなくなった。六〇年代半ばには、農林大臣、大蔵大臣の定期的内奏が取りやめになったことは、こうした地盤沈下を象徴する事態であった。この時代の天皇に求められた新しい役割は、日米関係を基軸とする、日本の西側陣営内での復活を国際的・国内的にアピールすることであった。一九七一年の訪欧、七五年の訪米を中心とする“皇室外交”がこの時代の天皇制の固有の役割であった。

**天皇制の間歇的噴出** 勿論この二〇年間として、天皇制はただ地盤沈下し続けたわけではなかった。支配層の主流派に對抗して、六〇年代初めに形成された権威的分派は、主流の追求する経済主義的統治が国民への迎合であり、統治の腐敗と統合の危機を招来すると主張した。この派は、主流派の統治が国家的統合の解体をもたらすという危機意識にもとづいて、改憲を中心とする統治の権威的改革を主張したが、その一環として、紀元節復活、明治百年祭、靖国神社の国家護持など、天皇制の国家的統合的側面の強化をはかった。六〇年代における天皇制の間歇的噴出はこの勢力の運動によるものであった。けれどもこうした権威的改革派は、七〇年における安保改訂が見送られるあたりからしばらく独自の政治勢力として力を



失うに至った。

それによって、天皇制に独自の役割を求める勢力が、台頭した。それは自衛隊である。自衛隊は六〇年代から七〇年代にかけて、数次の年次防衛計画の中で巨大化していったが、それにつれて、軍にとって不可欠の、統合のシンボルの欠如に悩むようになった。「帝国軍人は、天皇陛下のご馬前で喜んで死んでいきました。しかし…今は隊員に政治家のために死ねと教えるべきですか。吉田…のために命を投げだせとは、私にはどうしてもいえません<sup>(43)</sup>」という自衛隊幹部の発する難問が登場したのである。「陛下」にかわり、名目的には「自由主義・民主主義体制」の擁護が掲げられたが、日本の軍隊はかつて、かかるイデオロギーの下で闘った経験を持っていない。かつて予備隊の初代総監林敬三がいみじくも言ったように、日本軍人が「デモクラシーのために命を投げだすことは期待できない<sup>(44)</sup>」。そうである限り、どうしても天皇は必要であった。一九六一年以来、自衛隊上級指揮官の天皇拝謁が始まり、又六〇年代に殉職自衛官の護国神社への合祀促進が追求され始めたのは、こうした事態を背景にしていた。

以上のように、政治支配全体の中での天皇制の地盤沈下と、部分領域での天皇制の——とくに国家統合的契機の——強化

が、六〇年代から七〇年代末に至る特徴であった。

こうして、ようやく、当初本稿が設定した現代天皇制の課題を解く入口にたどりついた。八〇年代における天皇制の復活現象は、かかる六、七〇年代の天皇の地位が、又ひとつ大きく転換しようとしている結果である、と思われる。本稿の検討をいわば序論として、改めて、その過程が分析されねばならない。

(1) 衆議院憲政記念館『憲政記念館の十年』(一九八二年)、一四頁に収録。

(2) 『木戸幸一日記下巻』(東京大学出版会、一九六六年)、一三三〇頁。

(3) 矢部貞治『近衛文磨 下』(刊行会、一九五二年)、六二七頁。

(4) 退位論については、多数の書物が、天皇の「苦悩」を称讃する立場で扱っている。さしあたり、秦郁彦『裕仁天皇五つの決断』(講談社、一九八四年)第五章、高橋紘+鈴木邦彦『天皇家の密使たち』(徳間書店、一九八一年)など参照。

(5) 藤田尚徳『侍従長の回想』(一九六〇年、中公文庫版、一九八七年)二一六頁。

(6) 吉田茂『回想十年 第二巻』(新潮社、一九五七年)五六頁。

(7) 拙著『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、一九八七年）第一章をみよ。

(8) 住本利男『占領秘録』（毎日新聞社、一九五二年、六五年合本版）七八頁。

(9) 吉田、前掲『回想十年 第四卷』、八三—四頁。

(10) 同前、八四—五頁。

(11) 高橋紘編著『陛下、お尋ね申し上げます』（文春文庫版、一九八八年）、二二—頁。なお同様の発言は、藤田、前掲『侍従長の回想』二〇五頁以下。

(12) 近衛文麿「手記」、藤田、前掲、一八五頁。

(13) 矢部、前掲『近衛文麿 下』、五九五頁。

(14) さしあたり、秦郁彦、前掲『裕仁天皇五つの決断』第五章。

(15) 吉田、前掲『回想十年 第四卷』、八六頁。

(16) 『芦田均日記 第一巻』（岩波書店、一九八六年）、八九頁。

(17) (18) 同前、九〇頁。

(19) 猪木正道『評伝吉田茂 下』（読売新聞社、一九八一年）、二〇七頁。

(20) 前掲『芦田均日記 第二巻』、一—三頁。

(21) 同前、一〇七頁。

(22) 児島襄『日本占領（3）』（文春文庫版、一九八七年）、

二八頁以下に収録。

(23) 進藤栄一「分割された領土」（『世界』一九七九年四月号）を参照。

(24) 前掲『芦田均日記 第二巻』七二頁。

(25) 高橋紘前掲編著『陛下、お尋ね申し上げます』、二二—頁。

(26) 鈴木一『人間天皇の素顔』（平安書店、一九七四年）参照。

(27) 藤樫準二『天皇とともに五十年』（毎日新聞社、一九七七年）、一七一頁。

(28) 同前、一七四頁。

(29) 吉田、前掲『回想十年 第四巻』、七九—八〇頁。

(30) 同前、七三—四、七六、七七頁。

(31) 前掲、拙著『日本国憲法「改正」史』第二章、参照。

(32) 秦郁彦『史録日本再軍備』（文芸春秋、一九七六年）、一六六頁。

(33) (34) (35) 『第一三回国会衆議院予算委員会議事録』第五号、一九頁。なお、臼井敏男「臣・康弘の『場あたり』哲學」（『朝日ジャーナル』一九八六年四月一—号）も参照。

(36) 中曾根『自主憲法の基本的性格』（憲法調査会、一九五五年）、八六頁。

- (37) 同前、七二頁。
- (38) 「自民党憲法調査会第三回総会議事録」(『自由民主党憲法調査会資料三』に収録)、八二頁。
- (39) 松下「大衆天皇制論」、『続大衆天皇制論』(『中央公論』一九五九年四月、九月号)。
- (40) 例えば「中曾根康弘氏の『わが天皇論』」(『サンデー毎日』一九七三年六月二四日号)。
- (41) 同前。
- (42) この点につき、くわしくは、前掲拙著『日本国憲法「改正」史』第五章、又拙稿「保守政治と革新自治体」(歴研他編『講座日本歴史現代2』東大出版会、一九八五年、所収)、「現代日本の権威的社会構造と国家」(藤田勇編『権威的秩序と国家』、東大出版会、一九八七年)、などを参照。
- (43) (44) コワルスキー『日本再軍備』(サイマル出版、一九六九年)、一一二九頁。

(わたなべ おさむ 東京大学・憲法学)

# 差別と天皇制

小林末夫

天皇が高貴尊厳にされればされるほど、国民大衆は卑賤にされる。天皇元首化が策謀される今、天皇政治の実態を国民大衆の立場から見直し、それがいかに国民をあざむき、人格を奪い、戦争にかりたてたかをふり返り、天皇制の真実を見抜き、平和と民主主義を守る思想と実践を探究する。

○内容から 叡明神のごとき明治天皇／天皇の財産／帝国議会・教育勅語・右翼と天皇／天皇と忠君愛国の兵士／現天皇と戦争／戦後の天皇家の財産／天皇と自衛隊／部落問題と天皇制／天皇と朝鮮人／天皇とは国民にとって何であったか

定価1900円

白石書店

東京都千代田区神田神保町1-28

振替東京2-16824

# 「国際国家」論と天皇制イデオロギー

山口正之

## 「力の驕り」と天皇制「復活」

ことしの一月、首相に就任したばかりの竹下氏がはじめての日米首脳会談に臨んだ時のことだ。ホワイトハウスで第一回会談に入る前、恒例の報道陣の写真撮影に对应してレーガン大統領と並んでソファアに腰を下ろした首相は、あたりを見回して「みなさんのカメラは全部日本製ですね」とやらかしてしまった。もちろん軽いジョークのつもりであったろうが、案外な波紋を呼ぶことになった。

「こわばった笑い声が広がった」と『ニューズ・ウィーク』誌（二月三日号）は報じている。「いささか不愉快な現実を浴びせかけられて、ほんの一瞬ではあったが、丁重な外交儀礼的一幕が乱されてしまった。それはあたかも、正餐会に招かれた客が、無遠慮にも招待主のぶよぶよした腹に指を突き付けて笑いだしたようなものであった」。同誌は、今後相当期間にわたって米国に対する「主要な挑戦」は日本からくるということ。「ロナルド・レーガンはだれにも劣らずよく知っている」一例として、この事件を取り上げたのである。

つづいて四月二二日、米下院が問題の包括通商法案を圧倒

的大差で可決したとき、田村通産相は記者会見で、「米議会には、貿易問題だけでなく、反日感情、人種差別があるのではないかという憤りを覚える。大国意識の思いがりだ」と強い反発をぶち上げた。この田村発言はすぐに反響を呼び、米国のテレビ、新聞が大きく報道した。二三日付の『ワシントン・ポスト』紙は、「日本の高官、貿易法案をこきおろす」という見出しで、経済面のトップに扱ったほどだ。

この田村発言に対する米国側の反響の典型的なものは、『「ニューヨーク・タイムズ・ウィークリー・レビュー」』（五月八日号）に掲載されたジェラルド・L・カーティスの「日本の力の驕り」と題する一文であろう。カーティスは「知日派」学者としてよく知られているコロンビア大学政治学教授だ。

カーティスは日本が「自らの成功は、世界の他の国々は単に日本ほど有能でないだけであり、かれらが日本にさまざまな要求を押し付けようとするのは、かれら自身の弱さのあらわれだと考える権利を日本に与えるのだと信じている」のは、「日本の傲慢さ」であると主張している。「いまや日本は力の驕りのいくつかの兆候を示しつつある」。「反日感情と人種差別」についての田村発言は、その兆候の最新の表現だとカーティスは書いている。

日本の驚異的な経済的な成功が、「米国の没落」と結び付いて、その国際的な影響力の急速な増大を伴ってきていることは、疑うべくもない。そして、「経済超大国ニッポン」の登場は、必然的に「力の驕りのいくつかの兆候」を随伴せずにはおかないこと、また、その「兆候」のひとつとして天皇制の「復活」傾向が位置付けられるだろうこと、などを理解することはそれほど困難ではあるまい。問題は、訪れようとしているかに見える「日本の世紀」や「太平洋の世紀」は、それ以前の「イギリスの世紀」や「アメリカの世紀」あるいは「大西洋の世紀」などと、ひどく「異質」なものになりそうだという不安な予感が世界に広がっているということだ。

### 経済摩擦と文化摩擦

「反日感情と人種差別」についての田村発言は、田村氏の個人的な「憤り」の発露であったというだけではなく、経済界を含む日本の支配層全体に多かれ少なかれ共通に潜在している「ホンネ」の表れでもあったと見ていいように思われる。

米国側から日本の「市場開放」についてのさまざまな要求、たとえば最近の例としては、半導体協定、建設市場開放問題、

牛肉・オレンジ自由化問題などは、日本側としてはどうにも対応に困る理不尽な要求であった。日本は「関税」についても、「非関税障壁」についても、「自由化」のための最大限の措置をすでに講じてしまっているつもりであった。これ以上の米国商品の輸入の増大ということになると、「自由競争・自由放任」の原則での「市場開放」だけでは対応できそうもないことは、明らかであった。そこで、通産省はお得意の「行政指導」で企業に対米輸入増大の義務的な「割り当て」をし、また、企業の方もその割り当ての消化に全力を上げるといったいさかさかマンガティックな対策までが実施されるといった状況となった。「行政指導」が「自由な市場」とはおよそ反対の方法であることはいうまでもない。

たしかに米国政府は、「市場開放」というよりは、日本政府は米国商品の輸入の増大を「保証」すべきだという要求を突き付けてきているとしか思えないようなところがある。田村発言が米国の「大国意識」の表れだといったのには、それなりの根拠がある。外務省の「対米軟弱外交」批判が自民党内にも強まる傾向があると伝えられているぐらいだ。

ところがカーティスによると、日本側のこのような態度が「日本にとってのもっとも緊密な友人たちにすら苛立ちを与

える」理由になるのである。「日本の保護主義に対する米国からの批判を『ジャパン・バッシング（日本たたき）』と論難しながら、その一方では米国の保護主義に不平をいたがる日本人の偏好が、日本にとってのもっとも緊密な友人たちにすら苛立ちを与えていることは、すこしも驚くべきことではない」。

あきらかに日米間には「保護主義」についての「パーセプション・ギャップ」が存在している。いいかえれば、「自由貿易」のゲームのルールが日本と米国とでは異なっているということだ。共通のルールによらない貿易戦争が、日米双方に「苛立ち」を生じるのは当然だというほかはない。日本側には米国の態度が「反日感情と人種差別」に見えるように、米国側には日本の態度は「ほとんど人種主義的信念」のように映る。「多くの古い世代の日本人は、日本はユニークであつて、その成功を他の国がコピーするのは不可能だ」というほとんど人種主義的信念にとらわれている」（『タイム』七月七日号）。

実際のところ、日米間の「摩擦」は経済問題というよりは、「東と西との広大な文化的な相違」に起因する部分が大きいのといってもいいのではないか。近刊予定の『第三の世紀』の

共著者の一人であるジョー・コットキンによると、米国内の  
だれ一人として、今日のヨーロッパは他のどこにも劣らず保  
護主義的だということに注意していかないようだ、という。た  
とえば、イタリアに米国産のワインを売り込もうとしてみる  
がいい、とコットキンは指摘している。相違は「米国人はヨ  
ーロッパ人の競争によって脅かされているとは感じていない  
ということである。われわれはヨーロッパからきた。われわ  
れはかれらと親戚だと感じている。われわれが日本人や朝鮮  
人についても同じ感情を持つようになるまでには長い時間が  
かかるだろう」（『ニューズ・ウィーク』前出）。

それだけではない。アジアも一つではない。日本と韓国・  
朝鮮との間でさえ、文化、価値観、人間関係での相違に大き  
な相違がある。ライシャワーが指摘しているように、「まさ  
しく日本人は、文化的にきわめて特異な国民でありつづけた。  
近隣の中国や朝鮮半島とも鋭く相違している。日本の高級文  
明のほとんどが、これらの地域に由来するにもかかわらずで  
ある」（『ザ・ジャパニーズ』国弘正雄訳 文芸春秋社 一九七六  
年）。

日本社会の「閉鎖的体質」といわれる問題は、まさにここ  
にかかわる。イデオロギーとしての天皇制は、この「閉鎖的

体質」という文化的基盤に支えられている。

### 「新国家主義」と「日本のアイデンティティ」

最近の天皇制の「復活」傾向が、中曽根前内閣の「新国家  
主義」と緊密に結びついて進行してきたということについて  
は、大きな異論はあるまい。それでは、「新国家主義」は戦  
前の「超国家主義」と比べてどこが新しいかという点と、中  
曽根氏のもう一つのスローガンである「国際国家」論と表裏一  
体のものとして提起されたという点にあるとあってよからう。  
いわば「国際国家」とミックスされた「国家主義」というカ  
クテルだ。中曽根氏が「国際国家」という独自の創造語をは  
じめて打ち出したのは、一九八三年九月の臨時国会の所信表  
明演説においてであった。

この演説で中曽根氏は「経済の国際化にとどまらず、我が  
国を文化的にも政治的にも積極的に世界的役割を果たす国に  
さらに前進させなければ、真の国際国家たり得ない」と述べ  
たうえで、「我々日本人が、二千年の伝統の上に立って自ら  
の特色を發揮しつつ、文化的にも政治的にも世界と調和し、  
世界的普遍性を兼ね備えることが今強く求められているので

ある」と強調した。

八七年度通常国会の施政方針演説も「固有の民族的特徴及び古い文化的伝統と近代科学を巧みに、そして、相互に補充させ、それぞれの特色を發揮させ合う日本人の生き方の独自性を、誇るべき特色として子々孫々にわたって維持し、發展させるべき」ことを訴えた。このように「世界的普遍性」や「近代科学」と「補充結合」された「固有の民族的特徴及び古い文化的伝統」を、中曽根氏が「日本のアイデンティティ」論として展開したのは、八五年九月の自民党軽井沢セミナーでの講演であった。

ここで中曽根氏は、「世界的なプリンシプルで日本の過去の業績を批判し、日本のアイデンティティを確立する必要がある」として、「我々が確立しようとするアイデンティティは、決して偏狭なものであってはならない。超国家主義の過失を犯してはならない」「それは学問的かつ科学的なものでなければならぬ」と語った。同じ講演の前半の部分では、「国家というものは長い間、とくに日本のような場合は自然の共同体として発生している。契約国家ではない」という興味深い指摘も出てくる。

「自然的共同体」の「古い文化的伝統」としての「日本の

アイデンティティ」の内容は、「大平総理政策研究会報告書」

の『「二一世紀への提言」で定式化された「日本教」と同根のものであることはほぼ確実である。この「提言」は主張していた、「欧米の他者から竣別された『個・自己』の主張・確立を求める『個人主義』や、『個』を否定しようとする『全体主義』に対し、日本は、『人間』、『仲間（なかま）』、『世間』ということばにみられるように、『人と人との間柄』や『個と全体』などを大切にする『間柄主義』とでもいえるべき文化的特色をもつ。それは、『日本教』ともいわれる『人間主義』である。「分をわきまえ、分を尽くすことを求められ、血縁、地縁、学縁、社縁など『縁（えにし）』で結ばれ、なかまと一緒にいることによって安心する『なかま社会』、『イエ社会』を特質としている。「和をもって貴しとなし、『以心伝心』による情報伝達や合意形成・意思決定の方法」。このような「なかま社会」「イエ社会」「タテ社会」「和の社会」あるいは「間柄社会」もしくは「単一社会」などとして総括されるような「日本のアイデンティティ」が、特殊日本的な支配構造としての天皇制に与えられた「社会人類学」的なターミノロジーであることは、いうまでもないところであろう。「学問的かつ科学的」で「世界的普遍性」を兼ね備



えた「日本のアイデンティティ」とは、「社会人類学」的な方法によって「日本教」として再定式化された天皇制のことにはかならない。

このことは、中曽根氏が首相としては最後の自民党セミナ―（八七年八月）で行なった「健全なナシヨナリズム」についての講演で公然と露呈された。「健全なナシヨナリズムが必要だ。これは国民が運命共同体の意思を持ち、世界の中で主体性を示し、協力し、発展することだ。そういう時に我々が国家の統一をはかるには象徴としての天皇の存在が大切だ」。「天皇は超然として天空に輝く太陽のような存在だ」。

「日本のアイデンティティ」は、どのようにいじくりまわしてみても、結局のところ、悪名高い「天皇への帰一」を核心とするほかはない。しかしまた、「天皇への帰一」を「イエ社会」などの社会人類学的なチームに言い換える必要があるというところに、かつて戸坂潤が「日本イデオロギー」とよんだものが、日本の経済的成功そのものによって必然的に崩壊せざるを得なくなりつつある危機の深さが反映されている。ここで「危機」というのは、文字通りの「危機」であることに注意しなければならない。イデオロギーとしての天皇制の「危機」は、このイデオロギーの自然的消滅や安楽死を意

味しているわけではない。むしろ反対に、死滅が迫った支配的イデオロギーの絶望的で復讐主義的な反撃の脅威を語っているのである。エリック・エリクソンがヒトラー・ナチズムの台頭の心理的源泉を「ドイツのアイデンティティ」の「危機」のなかに求めたことを想起する必要があるだろう。

### 「和の社会」と「閉鎖的体質」

外に向かつては「国際国家」を唱え、内に向かつては「新国家主義」を主張する使い分けの破綻が全世界に暴露されたのが、八六年秋の中曽根氏の有名な「人種差別発言」であった。このとき、ワシントン・ポスト紙（八六年九月二四日付）は、「日本は『国際化』を叫ぶ陰で民族の同質性を薄められるのを恐れている」と批判した。たしかに、日本資本主義の「集中豪雨」的な国際的進出は、伝統的な「日本のアイデンティティ」をたえず掘り崩す方向に作用しないわけにはいかない。天皇制の「復活」傾向を支えている「力の驕り」と「アイデンティティの危機」はともに、「追い付き型近代化」の終了とよばれる日本における資本主義的発展の新しい段階を物質的基盤としている。「追い付き型近代化」の主要な内容は、

「追い付き型工業化」である。現代日本が先進工業諸国に「追い付いた」ばかりか、その先頭に躍り出ていることは、あまりにも明白な事実である。

そして、エリクソンが「アイデンティティ」を彼の分析の戦略的な概念に据えたのは、家父長制的な農民社会が急激な工業化の波に、したがってまた急激な国際化の波に、洗い流されるとき、「アイデンティティの危機」は「避けがたい」ものとなるということを示すためであった。「避けがたい」ことを「知る」必要があるのだ。これを「知る」ことができず、すでに現実的地盤を喪失しつつある古いアイデンティティの「復活」に幻想を抱いているかぎり、人は、現実の発展に恨みを抱き、防御的で懲罰的な態度で人生に臨むようになり、結局は、破壊的か自閉的かのいずれかの形式での「自我の崩壊」に陥ることになりやすいというのが、エリクソンの警告であった。

エリクソンはむしろ、「アイデンティティの危機」とりわけ「民族的なアイデンティティの危機」は、「偽りの種」から解放されて「はじめて人類が一つの類になる好機」を与えたと信じたのである。「超国家主義」であれ「新国家主義」であれ、すべてのナショナリズムは、エリクソンによると、

「偽りの種」のイデオロギーにほかならない。「アイデンティティの危機」は「偽りの種」の危機である。

日本資本主義の驚異的な工業化の成功は、一方では、日本の凄まじいグローバルな国際的な進出をもたらし、他方では、この高度経済成長の「秘密兵器」とうたわれた「えにし社会」や「和の社会」の物質的基盤であった稲作農耕社会をとりかえしようもなく崩壊させてきた。「イエとムラの崩壊」による日本の精神的危機は、この国が「自由な個人」に——あるいはまさに「個人主義」に——一度も正統性を与えたことはないという歴史的発展の特殊性によって、特別に困難な時期を通過しつつある。

血縁・地縁の「えにし」によって結合された「自然的共同体」の崩壊は、この「えにし」のなかに埋没していた「個人的人間」の自覚的形成を育てる一方では、この解放された「自由な個人」を、血縁・地縁の「えにし」の相互依存関係の狭隘な枠を越えて、ますます拡大する交通関係に、『共産党宣言』がいったような「諸国民の全面的な交通、その全面的な相互依存関係」のネットワークのなかに、編入する。

「個人主義」と「国際主義」は、血縁・地縁の「自然的共同体」の崩壊の二つの表現形態である。

「他者から峻別された」自由な個人のモラルの歴史的経験を持ったことのない国民が、「イエとムラの崩壊」の激流に放り込まれたときの「アイデンティティの危機」の衝撃が、国際国家と国家主義のカクテルとしての「新国家主義」、あるいは、「世界的普遍性」を「兼ね備える」方向への天皇制イデオロギーの再編成という「あどけない願望」を生み出したのだ。「再編成」の過程には二つの側面がある。それは、一方では、前近代的なイデオロギーの不可避的な崩壊の過渡形態であり、他方では、この不可避的な崩壊を阻止し逆転させようとする絶望的な抵抗の形態である。「日本のアイデンティティ」の死滅の「プロシヤ的ユンケル的」な道だといっているかもしれない。

エリクソンは米国について「ほとんど他のどこよりも、自ら選んだ歴史をもつ、自らを選択して自らがつくった国」と規定した。このような近代の「契約国家」と対比すれば、日本はなおはるかに多く「自然的共同体」の性格を残しているというのは、そのとおりであろう。だがそれは、中曽根氏やその他の「日本教」信者たちが考えるように、日本の「誇るべき特色」などでは全くない。「自然的共同体」であるということは、その社会はまだ理性的で自由な民主的社會からは

ほど遠いということであり、性別、年齢による長幼の序、身分の差別、種族や民族の差別などの「生まれによる差別」、つまりは「自然的差別」の「えにし」——エリッヒ・フロムのいう「第一次的絆」——のなかに個人は無差別に融合しているということなのである。

血縁・地縁を結合の絆とする「自然的共同体」の特徴を、マルクスは「一定の局限された人間集団の付属物にしていた自然的紐帯」「他の人間との自然的な種族関係のへその緒からまだ離れていない個人的人間の未成熟」と規定し、テンニエスは「肉体と血の形而上学的結合」とよんだ。ここには、「肉体と血」の「えにし」による親密な連帯は存在するが、自由な個人はまだ生まれていない。疎外感がないのは、自由がないからだ。マルクスがいったように、「自然的共同体」は「人格的不自由」と「人格的隷属関係」の世界である。「イエ社会」についての錯覚からも解放されていいころではないか。『ドイツ・イデオロギー』はすでに指摘していた、「家族のなかに潜在する奴隸制」と。

「自然的共同体」はまちがいがなく「和の社会」である。この「和」は「肉体と血」を等しくする「一定の局限された人間集団」だけに限定された連帯であり、部族的で種族的な連

帯であるにすぎない。また、「和をもって貴しとなす」というのは「さかろうことなかれ」ということであって、「個人的人間の未成熟」を基礎とする連帯である。当然ながら、この共同体は、肉体と血と土地を異にする他の人間集団に対しては、極度に閉鎖的で排外主義的である。「ヨソもの」や「ガイジン」に対してはいつも緊張して警戒的であり、決して心を許すことができない。

「和の社会」の「閉鎖的体質」の变革が、日本資本主義の急速な「国際化」の進行につれて、猶予することができない問題として提起されてきたということ——、これこそ、真に現代日本に対する歴史の挑戦だというべきであろう。

### 「頑固な外国人ざらい」

ライシャワーが書いているように、「世界の主要国家群の中で、日本ぐらいその長い歴史のほとんどを孤立した状態で過ごした国はちょっと考えられない」。「孤立は彼らにその文化の大部分を、自ら工夫発明することを強制し、同じ位どの国民にもみられない、いくつかの際立った特色をつくり上げさせた」（『ザ・ジャパニーズ』前出）。この島国的孤立性

によって、日本は他のアジア諸国とも鋭く区別される特異な文化を持つことになった。日本が他民族の支配を受けたことのないアジアにおけるほとんど唯一の国であるという事情も、その「閉鎖的体質」の頑強さの歴史的な要因となっている。

日本の天皇制も君主制の一種ではある。だがそれは、なかば原始的な民族宗教（神道）として正統性を保持している点で、他のどの君主制とも異質であることは、よく知られている通りである。野坂参三氏は、延安で行なった報告「民主的日本の建設」（一九四五年四月）のなかで、天皇が「現人神（あらひとがみ）」として「半宗教的役割」を果たしていることを指摘した。同じ意味で亀井勝一郎は天皇制国家を「疑似宗教国家」と規定した。このような天皇制の民族宗教的な性格は、「肉体と血の形而上学的結合」としての種族的民族的共同体を社会的基盤として成立できたことは、あきらかであろう。

「自然的共同体」の自給自足的閉鎖性は、交換の発展によって、交通関係の拡大によって、つまりは「国際化」によって、掘り崩される。国際的な交換の発展こそは、「どんな万里の長城をもうちくずし、未開人のどんなに頑固な外国人ざらいをも降伏させずにはおかない重砲」（『共産党宣言』）である。日本の「黒船開国」はまさにこの「重砲」であった。し

かし、日本の「外国人ぎらい」は特別に頑固であり、「和の社会」の「一億一心」的団結は、「外庄」に対しては、いつでも過敏に反応せずにはすまなかった。

「開国」以来の日本が、ほとんど周期的に極端な排外主義（尊皇攘夷と極端な排外主義（鹿鳴館の文明開化）の両極端の間に揺れ動いて定まることがなかったのは、この「なかま社会」の排他意識の強烈さの反映である。だがまた、「外庄」に対する異常なまでの警戒心が、日本の資本の爆発的な攻撃力のエネルギーの源泉となってきたことも、たしかである。最新の「外庄」としての円高・ドル安と「ジャパン・バッシング」の嵐のなかから、日本企業がさらに強化された競争力を装備して立ち現われてくるだろうことは、ほとんど疑う余地を残さない。「包囲された要塞」の危機感「玉碎」的な反発力に転化されるであろう。

しかし、どんなに「特異」であるとしても、日本の文化的特徴を日本人の「人類学」的資質によって説明する必要はあるまい。エンゲルスは中世ヨーロッパについて『反デュリング論』のなかで指摘している、「交換は限られており、生産様式は安定していて、外に向かつては地方的閉鎖性が、内に向かつては地方的団結があった」。日本の場合、外に向か

つての「閉鎖性」と内に向かつての「団結」が並み外れて強く、しかも、高度に発展した資本主義時代にまで生き残ってきたという特徴はあるが、それは長期にわたって外部世界から隔絶して自らを形成することを余儀なくされたという歴史的發展の特殊性によって十分説明できるところである。

ということは、日本の頑固な「外国人ぎらい」も、その基盤となつている「自然的共同体」とともに、徐々として緩慢にはあるが、やはり不可避免的に崩壊していきつつあるし、今後その崩壊はますます加速されるであろう、ということである。

こうして、日本における「自然的共同体」の崩壊は、「プロシヤ的ユンケル的」であるにせよ、この国ではじめて「自由な個人」の生誕を避けたいものにしていく。「自由な個人」による国際主義的連帯の精神は、部族的天皇制への宗教的信仰を確実に死滅させることになるだろう。もちろん、激しい抵抗を突破することによってではあるが。

### 「復活」としての「墮落」

マルクスとエンゲルスにとつて、歴史は猿から人間への発

展の歴史であり、その人間のより全面的な人間への発展の歴史であり、したがってまた、部族史から世界史への発展の歴史であった。『ドイツ・イデオロギー』の表現によれば、「局地的な諸個人」が「世界史的な、経験において普遍的な諸個人」にまで高まることなしには、人間は、部族的民族的な偏狭さから解放されて全人類的な連帯に結合されることはできない。「ひとりひとりの個人の解放は、歴史の世界史への完全な転化の度合いに依りて成就される」。

この歴史の発展への資本主義時代の最大の貢献は、「世界市場」の創出を通じて、はじめて「一つの世界」をつくり出したということである。日本の資本の急速な国際的進出も、「そう意図してではなく、いわば本本意に」ではあるが、「一つの世界」へ諸個人と諸民族を融合する共通の事業への日本なりの参加の方法となっている。「国境の消滅」や「ポーターレス・エコノミー」は、すくなくとも経済的には、なかば経験的な現実になりつつある。この経済的基盤のうえに「一つの世界文化」への異なる諸民族文化の融合も進むことになるう。

部族史の世界史への転化が進めば進むほど、部族的アイデンティティとしての天皇制信仰の変容と解体も進行して行く。

最近の天皇制「復活」は、まずもって、天皇制の露骨な商業主義的利用となって現われている。「Xデー」をめぐる狂騒は、その典型だといえよう。京都財界は「Xデー」を「京都復権」のイベントに仕立てようという商魂の逞しさをみせているぐらいだ。天皇制の「政治」的利用も、中曽根内閣以来、とくに目立ってきた。挫折したとはいえ、皇太子夫妻の韓国訪問を組織して当時の全斗煥独裁政権支援の政治的デモンストレーションに役立たせようとした露骨な策謀もあった。「神聖にして犯すべからざる」天皇制からのブルジョアの「墮落」の道程は後戻りがきかない地点まできた。

「世界的普遍性」や「近代科学」と「補完結合」することによって天皇制を再編成しようとする企ては、やはり、本来の「神聖」天皇制の崩壊形態に帰着するほかはないのである。それは、「世界史的な、経験において普遍的な諸個人」の生誕が、日本でも生死の課題となるときがすでに到来していることを告知する歴史の警鐘である。日本の理性は「偽りの種」のイデオロギーの呪縛を断ち切るためにたたかわなければならぬ。

(やまぐち まさゆき 大阪経済法科大学・経済原論)

# 唯物論研究協会（全国唯研）

## 第11回（1988年度）総会・研究大会

〔日 時〕 10月22日（土）

p. m. 13:30～15:00 年次総会

p. m. 15:10～18:00 分科会

p. m. 18:10～20:00 懇親会

10月23日（日）

a. m. 10:00～12:00 個人研究発表

p. m. 13:30～16:30 シンポジウム

〔会 場〕 東京農工大学

（〒183 府中市晴見町3-8-1 京王線府中駅よりバス15分またはJR中央線国分寺駅よりバス15分）

### 〈分科会〉

第一分科会 「現象学と唯物論」

第二分科会 「都市の思想」

第三分科会 「自然科学の人間像」

10/22（土） p. m. 15:10～18:00

### 〈シンポジウム〉

（テーマ） 「天皇制イデオロギーを問う」

（提題者） 鯨坂 真（関西大学）・渡辺 治（東京大学）

10/23（日） p. m. 13:30～16:30

\*非会員の方の参加を歓迎します

（大会連絡先・協会事務局） 東京都小平市喜平町3-3-16-304

（Tel. 0423-24-7804）

■特集 天皇制を問い直す

〈小論特集〉

## 天皇制—わたしの視点

天皇制、それはある人にとっては一日も忘れることのできない怒りの対象であり、ある人にとってはなぜかきっぱりと拒絶しえない曖昧模糊としたものであり、ある人にとってはそれはどうでもよいものである。

このようななかでいま、天皇制を擁護するあらたな論調も出ており、天皇制、ことに今日の象徴天皇制の問題性に焦点をあわせた解明が必要だと思われる。

ここではさまざまな分野の方に、それぞれの独自の視点から問題提起をおこなってもらった。

(一)

### 天皇と憲法

●天皇制—わたしの視点

猪飼隆明

科学・技術の発達、迷信や世にある非合理的なるものを克服すると実感できる時代はもはや終わったのではないか、いやむしろ非合理への傾斜を生み出す時代が到来している、との感を近ごろ強くしている。とくにコンピュータの異常とも言える発達は、ブラック・ボックスを限りなく膨張させて、結果に至るプロセス（原理的・論理的・実際の過程）を我々の実感からほとんど遠ざけてしまった。取り出した結果への我々の信頼は、インプットの際の操作の正誤を除けば、コンピ



ユーザーが新しいか古いか、精能の良し悪し、またそのメーカー如何にかかっている、と言っても言いすぎではない。プロセス抜きの結果への信頼は根拠のない妄信であり、その結果は容易に捨て去られる運命にあり、結局、不安が我々の心を支配することになる。

一方、結局のところ共通一次試験に帰着する（ことが期待される）ところの、論理的・批判的・創造的精神喪失の教育システム、管理主義的・暴力的教育体制等々の生みだす不安、さらに経済的不況の慢性化による将来への不安等々も、現在の若者の心の現実である。

こうした不安の総合は、若者を次第に非合理的なるもの（存在）へ接近させつつあるように思える。

遠くない時期に予想されるXデイの問題は、以上の若者の現実にかかわって、筆者の大きな関心事、それ以上に心配事である。

周知のように、天皇・皇族の行為とそれにつながる諸要素（日の丸・君が代等々）は、すでに超法規的強制力として現実に機能している。天皇・皇族の護衛の名のもとに、国民の権利が日常的に侵害されている事実を想起すれば、このことは容易に理解できるだろうが、その背後に、国家と宗教との完

全分離という日本国憲法の比類のない規定（言うまでもなく戦前の深い反省にもとづいて設けられた最重要な規定の一つ）が、徐々に侵害されてきたことは、ここで明確に確認されなければならないことと思われる。

一九五九年の皇太子と正田美智子との結婚神事を池田首相が国事と認定したことに始まる国家と宗教との分離原則の侵害は、建国記念の日の名による紀元節の復活、靖国神社への首相・閣僚の公式参拝の強行、一度だけではあったが剣璽動座の復活（一九七四年）、キリスト教徒自衛官の合祀等々へと続いている。

天皇は再び神になるか、と問うてみたとき、Xデイのあり方によつては、それも否定できないだろう。戸村政博氏によれば、大正・昭和度の大喪と即位大礼にかかわる主要儀式は、(1)踐祚（四儀）、(2)葬儀（二九儀）、(3)即位礼及大嘗祭（二八儀）の合計六一神道祭儀であったという（土肥昭夫・戸村政博『天皇の代替わりとわたしたち』日本基督教団出版局一九八八年）。憲法に規定された天皇は、非宗教的存在としての「象徴」であり、その死と即位にかかわる儀式は、当然のことながら非宗教的でなくてはならない。しかし、『放送レポート』（一九八六・三）に紹介された、ある放送局のTV番組（四八時間テレ

（ビ）によれば、法的規定のない「神器」移讓の儀式である「劍璽渡御」の儀式が中継放送されることになってきているように、憲法の原則はこの時一挙に反古にされる危険性がある。

この超法規的存在・神的存在としての天皇が、このXデイを機に公のものとして認知され、その神的存在を核とする国民統合が、いま企てられているのではないか、と危惧するのである。

いま、我々にとって必要なことは、天皇（の死・即位を含めて）を憲法規定に添うものとしてのみ承認すること、その逸脱を許さないということであるが、すこし翻えて考えてみると、天皇をめぐる現状の根柢は、実は、憲法規定の「象徴」そのものの内に潜んでいるのではないか、と思われるのである。すなわち、「象徴」としての天皇や皇族が、近代的人間としての必要要件たる基本的人権を有していない、言いかえれば生物学上は論外ではあるが、少くとも近代的人間ではない、ということもその一つであるが、天皇の「象徴」としての地位が、「主権の存する日本国民の総意に基く」（第一条）とは言え戦前の天皇がそのまま「象徴」たる地位に残り、かつその地位が世襲される（第二条）とき、法的はともかく現実的過程から言えば、「象徴」としての天皇の地位は、

戦前の、万世一系（神からの血縁的連続性）を根柢とした天皇の地位に連続せざるを得ない、ことに最も重要な問題をみつけるのである。

梅原猛氏らの日本文化論も結局ここに行きつくのであって、これが、現実の天皇・皇族の超法規的強制力の歴史的根柢として肥大化されようとしているのである。

## (二)

天皇の存在（地位）をはじめ法的に表現したのは、言うまでもなく大日本帝国憲法である。この場合問題になるのは、天皇の絶体性・天皇への権力の集中と立憲的形態との関係についてである。

三二年テーゼは「日本の天皇制は、その独自の、相対的に大なる役割と、えせ（似而非）立憲的形態で軽く粉飾されているに過ぎないその絶対的性質とを、保持している」と指摘したが、服部之総氏も「外見的立憲主義」、「絶対主義の立憲主義的完成」（服部「天皇制絶対主義の確立」一九四八年『服部之総著作集』第四巻）との評価を与えている。また家永三郎氏も、

下からの立憲主義を全面的に拒否するのではなく、一応そ

の枠を採用することによって、国民の要求を満足させたかのごとき印象を与え、国民が自発的に国家権力に協力する道を開き、国民を体制内に積極的に組織化しようとする：換言すれば、単に力によって制圧することによってではなく、国民の政治参加を一定限度内で許容し、立憲主義の外観を採用しながら、立憲主義を骨ぬきにするメカニズムを用意し、かえって天皇制を強化するという新しい支配方式が案出されている。

（家永『日本近代憲法思想史研究』一九六七年 八七—八頁）

と述べている。こうした評価は、伊藤博文の憲法発布直後の大津での演説において、

君主モ万世一系ノ君主、人民モ開闢以来ノ人民ノ子孫ニシテ、千古同一ノ主権者ニ統治セラレムヲ以テ我国ノ主権ハ日本ノ開闢ヨリ皇室ト終始スルモノナリ、主権ハ憲法定テ初メテ生スルノ義ニアラス、此ノ如ク太古ヨリ存在スルモノヲ憲法ニ於テ明確ニシタルニ過キサルノミ

（稲田正次『明治憲法成立史の研究』所引）

と述べていることも符合している。

しかし、これらの評価には承服しがたい。

それは、立憲の形態をもつことの独自の意味、あるいは議

会の現実に果しうる機能について、より積極的評価を与えるべきである（拙稿「明治憲法体制下での国家・議会・人民」『日本史研究』一五七号 一九七五年）というだけでなく、それ以上に天皇制と立憲制の内的連関を重視する必要があると考えるからである。

天皇の地位を念頭に置いて大日本帝国憲法の構造をみたと、最も重要な本質は、「国体」と「政体」の分離を原則としていることである。すなわち、まず第一に、天皇の地位およびその地位の根拠である万世一系について、国民は一切の容喙の権利を与えられていないこと、言い替えば、「国体」（天皇大権と万世一系＝世襲）は、「政体」＝行政権力のいかなる改革にもかかわらず保全されることであり、第二は、「政体」は、それかぎり柔軟な改革が可能である（事実、議院内閣制にしても普通選挙制にしても、憲法体制の枠内で行なわれている）ということである。この「国体」と「政体」の分離原則を憲法規定として可能ならしめるのは、天皇主権説ではなく、天皇機関説なのである。

憲法 Constitution の本質は、権力を分割することであり、これは天皇制という権力の集中を企図するものとは、全く相容れない政治原理である。この相矛盾する政治原理の統一こ

そ、自由民権運動との対決の中で「有司専制」が抱えこんだ難問であったが、最も近代的な憲法原理によってはじめ、「国体」にみあった立憲制を創出したのである。こうすることによって、人民の反撃を「国体」にまで届かせないで、「政体」でくい止めることができる、すなわち一切の政治的責任は天皇には及ぶことのない法的枠組を創始したのである。

ここでの主題ではないが、自由民権運動の成果を立憲制の採用に求める見解が一般的であるが、立憲制の採用は維新政権にとって成立当初からの課題であり、成果を問題にするなら、この天皇機関説の採用を不可避ならしめたことに求めるべきであろう。しかし、逆に言えば、この近代的法原理の採用によって、却って天皇の専制が実現されたのである。さらに言えば、天皇機関説による「国体」の保全が、「国体」のイデオロギーの根拠とともに、天皇への神格化の現実的保証となったのである。

明治権力は、自由民権運動と対峙し、それを屈服しつつ、そのエネルギーを自らの内にとりこむことによって、より強力な天皇制を確立したのである。しかし、その場合、立憲制や天皇機関説なる近代的法原理は外観・外被ではなく、その専制性にとっての不可欠の内容をなしていることが重要だと

思うのである。(拙稿「自由民権運動と専制政府」『講座日本歴史』7参照)

現在の天皇の神化の問題も、古びた問題としてではなく、ひよっとしたら新しい創造の問題として我々の前にあるのかも知れない。

(いかい たかあき 熊本大学・日本近代史)

●天皇制―わたしの視点

和辻哲郎と

津田左右吉の天皇制論

太田哲男

八〇年代半ばから、日本の「国際化」が声高に語られるようになり、それに関連した体制的な「日本文化論」が登場している。「国際化」の中でこそ、日本の「独自性」が考えられねばならないであろう。その場合、日本の「独

「自性」の中に、天皇制が含まれることになっても不思議ではない。

このような状況をふまえ、体制的な「日本文化論」の原型でもある和辻哲郎の思想における天皇制の位置づけ、およびそれと共通した論を展開した津田左右吉の天皇制論を——主としてその戦後の発言について——概観することで、今日において天皇制を論ずる一つの手がかりを得たいと思う。

(一)

十五年戦争の敗北のあと、天皇制廃止論や天皇の戦争責任論が活発化した。これに対して、和辻哲郎と津田左右吉はほぼ同様の「論理」で、天皇制擁護の論陣を張った。まずその「論理」がどのようなものであったかを概観してみよう。

第一に、天皇は非権力的な存在であり、国民の象徴であるという観点がある。

【和辻】「統治権総攬者であるということが天皇の位置にとつてそれほど中樞的なものであろうか〔中略〕。もしそれが中樞的なものであるならば、この七百年あるいは千年にわたる日本の歴史において天皇はその中樞的な意義を失っていたことになる」〔国民統合の象徴〕『全集』第十四巻、三六三頁。以

下、引用はこの本より。」「天皇が日本国民の統一の象徴であるということとは、日本の歴史を貫いて存する事実である」〔三六四頁〕

【津田】「天皇は昔から御自身に政治の局に当られたことが殆ど無かつたといふこと〔中略〕、政治上の実務に当られなくとも精神的権威はおのづから具へてゐられたといふこと〔中略〕であります」〔全集〕第二十三巻、八二頁。以下、引用はこの本より。漢字は新字体に改めた。以下同じ。)

第二に、和辻と津田の文章からの引用は紙幅の関係で断念せざるを得ないが、天皇は「文化の中心」であるという考え方があ

第三に、以上の二点から、大日本帝国憲法と日本国憲法の「同一性」という観点が出てくる。

【和辻】「国民の全体意志が天皇の意志となることこそ天皇の本質的な意義である。帝国憲法下においても、天皇は議會その他憲法の定める機関において決定したことを天皇の名において表明せられたのであつて、おのれの個人的な意志により統治せられたのではない」〔三五三頁〕「日本国憲法においても、天皇の本質的意義に変わりがない」〔三八四頁〕

【津田】「新憲法において天皇は国政に関する権能をもたれ

ないことになつてみますが、これは旧憲法時代の実際状態を法文化したものだといつても、誤りではなからうと思ひます」

(一二五頁)

以上で、和辻と津田がどのような「論理」を展開したか、また、それが天皇制の核心をその「象徴」性に見る点で共通するものであったことが理解できよう。

## (二)

前節において和辻と津田の共通点として述べた「論理」は維持できるものであろうか。このことについてはさまざまな観点からの議論が可能だろうが、まず大日本帝国憲法下の天皇制について若干の論点を記しておこう。

第一に、明治憲法をつくつた伊藤博文の考え方をみよう。それによるなら、天皇の位置が津田や和辻の言うようなものとして考えられていなかったことは明らかである。伊藤はその『憲法義解』の中で、大日本帝国憲法第六条「天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス」への註解として「裁可は以て立法の事を完結し、公布は以て臣民遵行の効力を生ず。此れ皆至尊の大権なり。裁可の権既に至尊に属するときは、其裁可せざるの権は之に従ふこと言わずして知るべきなり」と

書き、「裁可せざるの権あり」としてしているからである。(岩波文庫版、二九一三〇頁)

第二に、天皇が和辻や津田が力説するように事実として「象徴」的な存在であつたのかどうか、具体的な実例に即して考えるため、日米開戦に関する周知の史料を二つあげておこう。

まず、『木戸幸一日記』(東大出版会 一九四一年十一月三十日の条(九二七、八頁))。

三時半、御召により拜謁す。「中略」今度の〔対米戦争の〕御決意は一度聖断被遊るれば後へは引けぬ重大なるものであります故、少しでも御不安があれば充分念には念を入れて御納得の行く様に御遊ねばいけないと存じます、就ては直に海軍大臣、軍令部総長を御召になり、海軍の直の腹を御たしかめ相成度、此の事は首相にも隔意なく御話置き願ひ度いと存じますと奉答す。

また、参謀総長杉山元のメモには、木戸に対するのとは違つた大元帥的などころが出ている。たとえば、一九四一年九月五日の条。

御上 予定通り出来ルト思フカ。オ前ノ大臣ノ時ニ蒋介石ハ直ク参ルト云フタカ未タヤレヌテハナイカ〔中略〕

御上 絶対ニ勝テルカ（大声ニテ）

総長 絶対トハ申シ兼ネマス 而シ勝テル算ノアルコト

タケハ申シ上ケラレマス 必ス勝トハ申上ケ兼ネマ

ス（中略）

御上 アム分ツタ（大声ニテ）（『杉山メモ・上』原書房、

三一〇—頁）

こうした『憲法義解』の伊藤の論や、『木戸日記』『杉山メモ』からすると、戦前・戦中の天皇が和辻や津田の論じたような存在であったとみることは難しいように思われる。

第三に、津田はともかくとして、和辻自身も、戦前の天皇を「象徴」として解釈していたわけではない。紙幅の都合上、引用文を示せないが、戦中の海軍における和辻の講演である「日本の臣道」（『全集』第十四巻）の論理は、若者たちを戦場に駆り立てる論理であったということができようし、それが「天皇への帰依」という言葉を用いてなされているということとは否定できないだろう。

(三)

第一節で見たような天皇制擁護論を、いま「ソフト」なものであるということにしよう。それは次のような津田の見解に明瞭

に現れているものである。

「民主主義の政治が国民みづからの国家のすべてを主宰する政治であるとすれば、国民の天皇、国民の皇室を愛することも、その一つのあらはれ」である。「国民が国民の天皇、国民の皇室を愛することができないやうであるならば、それは国民が国家のすべてを主宰する能力のないものであることを、示すことになる。日本の皇室はむかしから専制的権力を用ゐられたことが無く」「日本の民主主義は、皇室と争つて得たものでも得るべきものでもない」（二五七頁）

このような「ソフト」な天皇制擁護論が大日本帝国憲法下において成立するかどうかという点については、前節でみたでは、日本国憲法下においてはどうかであろうか。

第一に、この「ソフト」な天皇制擁護論は、じつは「ハード」な天皇制擁護論——天皇を象徴以上の権能を持つ存在としたり、文化的・精神的な存在にとどまらず、政治的にも現実的役割を担う存在とする立場——と親近性をもっているということである。

それは、和辻の場合には、「国体」をめぐって京大の憲法学者佐々木惣一との間にかわされた「佐々木・和辻論争」において現れている。この論争自体の内容は、奥平康弘氏の

「佐々木・和辻両博士の国体論争」(『法学セミナー』一九七七年一月増刊号)に紹介されているので、その内容について記述することは省略するが、奥平氏は、この論文で、

和辻はこのような佐々木の「国体変更論」をとりあげ、

「国体」を問題にするのはおかしかろうと挑戦した。けれども、まことに不思議なことは、佐々木に「国体変更論」を書かせる動機となったところの、支配層の「国体護持」論や「国体不変更」論には、和辻はいかなる時点でもなんの挑戦も試みていない事実である。本来ならば、和辻はまづなによりも、「国体護持」論や「国体不変更」論における「国体」概念をこそ非難攻撃すべきであつたらう。

と鋭く指摘されている。つまり、和辻の「ソフト」な天皇制擁護論は、支配層の「国体護持」論と決して矛盾・対立しないのである。

同様のことは津田についてもいえよう。彼は、唯物史観の歴史学を、「事実の基礎のない空中楼阁」などといった言葉で強烈に批判し、また、再軍備の必要性、そのためには改憲も辞さないといった考え方を披瀝しているのであるが、そうした津田が、同時に「ソフト」な天皇制擁護論をとっているのである。

第二。「ソフト」な擁護論は、日本国憲法下の象徴天皇制という規定を、事実のレベルにおいても無条件的に前提しているが、事実問題として天皇は厳密な意味において「象徴」であつたのかという問題があろう。

進藤栄一氏論文「分割された領土」(『世界』一九七九年四月号)によれば、四七年九月中旬、GHQと皇室との連絡にあつていた寺崎秀英は、GHQ外交顧問のシーボルトに次のような「天皇メッセージ」——「寺崎が述べるに天皇は、アメリカが沖繩を始め琉球の他の諸島を軍事占領し続けることを希望している。(中略)天皇がさらに思うに、アメリカによる沖繩の軍事占領は、日本の主権を残存させた形で、長期の——二五年から五十年ないしそれ以上の——貸与をするという擬制の上になされるべきである」という「メッセージ」を伝えたというのである。

進藤氏は「日米安保体制の原像」ともいえるこの「天皇からのメッセージ」が、「天皇主導下に出されたもの」かどうかを今日断定することは困難だとされているが、極めて強い政治的な意味あいをもつ内容であることは明らかであろう。

次は、『統・重光葵手記』(中央公論社、一九八八年)一九五五年八月二十日の記事。そこには、



午前九時、上野発、那須に向ふ。駅より宮内省(庁)自動車に迎へられ、御用邸に行く。控室にて入浴、更衣。昼食を賜はり、一時過参人、拜謁す。渡米の使命付て縷々内奏、陛下より日米協力反共の必要、駐屯軍の撤退は不可なり、又、自分の知人に何れも懇篤な伝言を命ぜらる。

とある(七三三頁)が、この「伝言」を受けた重光外相は渡米し、ダレス國務長官などと会談したのである。和辻や津田は、こうした記事を何と読むのであろうか。

第三。「ソフト」な天皇制擁護論が、「一つの国家、一つの民族、一つのニホン」というイデオロギーの上に成り立っているということである。津田は「一つの国民として、一つの民族として」「ニホンにおいてはその国家は一つのニホン民族によつて成り立ってゐる」(二二七頁)というのであるが、このイデオロギー(虚偽意識)は、根深く国民の間に浸透しているところに、その「強さ」を持つているし、今日における天皇制論議も、依然としてこの問題を避けてとおることはできないであらう。

第四。「ソフト」な天皇制擁護論は、和辻や津田の場合には、「ハード」なそれと同じ根から分かれ出たといえよう。しかし、「ハード」な擁護論を否定する「ソフト」な擁

護論、あるいは「ハード」な擁護論と親近性の弱い「ソフト」な擁護論というものがあろう。こうした立場あるいは志向も、国民の意識の中には比較的広く存在しているように思われる。そして、ここに第三・第四として記したことを今日どう考へるかが、じつは大きな問題であらう。

(おおた てつお 東京唯物論研究会会員)

●天皇制—わたしの視点

アイヌ民族と天皇制

小川隆吉

天皇制とはいったいなんでしょう。

私たちアイヌ民族の眼からみれば、天皇制というのは、本来、私たちには過去も現在も何の関係もないものです。それは一方的につくられたものであり、私たちは、たまたま「天

皇の多数民族」の支配のもとにおかれているだけのことです。そして、その天皇の名において、自分たちが平和にくらしていた楽土を奪われた、と、勉強してきたなかでいま自分の認識としておさえています。

☆

☆

私たちの間には、このような言い伝えがありました。——北海道に天皇がはじめてやってきて、いろんな場所をみてあるいたときのこと。現在北海道の空の玄関とよばれている千歳市の郊外、千歳川上流に蘭越というところがあつて、ここはいま東洋一の規模を誇るともいわれる水産庁のサケ・マスふ化場のあるところだが、そのサケの産卵に最も適したあたりを天皇がみたという意思表示をしたらしい。そこで何人が事前の下見にやってき、そこにアイヌが住まっていることが現地ではじめてわかった。それで、現地のアイヌに地名を問うたところアイヌ語でシコツコタンと答えた。その意味をたずねたが要領をえないままに、砂地にでてシコツと書いているうちに「死骨」と読めてきた。天皇を迎える場所がこのようなふざけた地名であるのはおそれおおい、ということシコツコタンはたちどころに目出たき「千歳」にかえられた、と。

この言い伝えは、事実には反するようで、「千歳」への地名変更は江戸時代にさかのぼるようです。それでは、なぜこのような言い伝えが、現在にも残っているのでしょうか。こゝとほど左様に、天皇がおとずれる場所のアイヌ語地名その他が、こわされていったということではありませんか。

そればかりではありません。このシコツコタンに天皇がやってきたとき、アイヌ住民は道端に土下座させられ、その後いくらかの下賜金が与えられました。最初に私たちの民族がひれふさされ、わずかばかりの金が投げ与えられたその場所が、いま北海道「開道一〇〇年」を記念する地として表示され、賛美されています。

あるいは、かつてアイヌの緑野であつた、たとえば日高地方の広大な土地は、「御料牧場」として天皇に奪われ、天皇の所有するものとなりました。太平洋岸の浦河町に現在ある国営「日高種畜牧場」がそれです。町面積の四分の一にも達しましょうか、その広大な土地がアイヌに帰されることはありませんでした。近傍の新冠町でも同然です、等々。天皇の名による略奪は、枚挙のいとまがありません。

天皇(制)とは、私たちアイヌ民族にとって、そのような存在でしかありません。そして、そのような天皇制の支配の

もとで、私たちは理不尽な抑圧をうけ、差別をうけてきました。その苦しみは、今もなお続いています。

☆

☆

そのなかで、たとえば奪われた私たちの土地を返せと私たちが主張するなら、それは果たして不当でしょうか。札幌市にはおよそ三〇〇世帯のウタリ協会の会員が居住しています。それら会員を中心とするアイヌ同胞の福祉・教育等の活動の拠点として「札幌市生活館」が設けられています。しかし、札幌市ただ一つだけのこの生活館は、郊外寄りであって、あまりに不便です。ところで、札幌市の真中、北海道大学の南側、植物園からも近い一画、かつてのシャクシコトニガワ上流には、明治天皇の御座所なるものがあります。天皇が一泊した木造平屋のしゅうしゃな建物が、札幌市教育委員会によって歴史的記念物として保存管理されています。せめてこの便利な地を、建物もというのではない（それは歴史的建造物等を集めている「開拓の村」にでも移したらよいでしょう）、その跡地を私たちの新しい生活館のために、と求めたら、この要求は不都合でしょうか。一〇〇年を経過したいま、この場所くらい返してよいのではないか、と私は考えますが、シャモ、和人の皆さんはいかがされるでしょう。

このことは、「先住権」をどう考えるか、ということでもあろうと思います。まだ必ずしも定義も定かでない、むづかしい問題ですが、しかし、少なくとも一つはつきりしていることは、先住権の思想を否認することは、強者による弱者の支配を当然視する立場につながるものであろうということです。世界の趨勢が、人間存在の根幹にかかわる、民族の問題の重要性を、あらためて指し示していると思われる今日、こういう問題を理論的に解いていくことは必須であろうと考えます。

☆

☆

天皇制による民族支配のもとで生じたことですが、現在の日本におけるエゾ認識の遅れを指摘しないわけにはいきません。公教育以前の問題ですが、アイヌについて無知蒙昧という意識が定着しています。そうした、人種・民族ゆえにうける差別の源は、天皇制からはじまっています。万世一系の天皇を頂点とする単一民族の神話をつくりあげるために、先住民や内外の少数・異民族を抑圧し、おとしめるといふ政策のもとで、私たちはいわれのない差別と苦しみをうけてきました。そういう歴史をかえりみることなく、内閣総理大臣は、国連人権規約にいう意味での少数民族は存在しない、と

いつて国連に報告書も出さない。そのようにも乱暴な、矛盾した社会のなかでの生活と生存を、われわれは強いられています。

いちばん残念なことは、ひとつの民族が誇りをもって生きられない、ということ。明治らしいの同化政策をいっそう推進する準備がなされつつあります。形のうえでだけの日本の国民、日本という国家体制下での教育・文化のもので、アイヌ民族文化の継承・発展の場所ひとつ保障されていません。そして、道民、国民がその実態をわかる場所もありません。ただ、見世物化された観光地での経験・判断によるアイヌ理解、すなわち誤解と偏見、間違いが横行しているにすぎません。

たしかに、「北海道開拓記念館」はあります。しかし、ここでは、明治以前のアイヌ紹介はあっても、明治以降には全く触れられていません。さらに、とくに教育のなかです。アイヌの歴史、その近代・現代を教える姿勢が全くありません。教科書のなかのアイヌはいつも江戸時代のそれであり、あるいはまたユーカラだけです。ユーカラは世界的大叙事詩のひとつである、と。それはそうです。しかし、それらは、アイヌのゆたかで平和な時代をきちんとわからせる教科書に

なっていない。過去のものであり、アイヌは現在に存在しないものであるかにされています。単一民族国家論、同化政策のいっそうの進行のなかで、アイヌの現代史は消滅させられているのです。

そこから、アイヌ民族についていえば、その祖先、親に誇りを持ち、自分の民族の文化をうけつごうとするアイヌが減っていくということにもなります。

☆

☆

いま、いつも頭をよぎるのは、人間が対等・平等に、平和に生きられる社会、ということ。とくに平等の問題が、目下の大きな関心事となっています。平等とはなにか。わかったことは、憲法の枠内での平等は、結果だけが示される平等だ、ということ。たとえば、私たちの子弟の高校や大学の「受験」のさいに、私たちは受験以前での、現代社会についていくための基礎教養が十分身についていないままに、同じスタートラインに立てといわれます。しかし、生まれながらに差別をうけている子どもにとっては、親が期待するようには、うまくいかないのです。そこで、運動のなかで、実質的な平等のための手だてをもとめると、それは、「機会の平等」という憲法の規定になじまないものである、と憲法学

者が反論したりします。もしそうなら、憲法にいう平等は、少数民族問題を真に解釈するばあいの平等とは本質的に違っており、正しい社会的認識になっていない、と感じています。

私たちは先住民族です。しかし、天皇制の前ではこれは言葉だけだったし、現在でも勝者と敗者の論理で、「先住権」など聞く耳もたぬというのが実際で、この権利が使えるような社会になっていません。考えていただきたいのですが、数の上では絶対的な少数民族である民族が、自分たちの文化や考えかた、生活様式などに愛着や誇りをもっており、それをうけつぎ発展させようとするとき、多数者がそれを認めず、自分たちのやりかたへの同化を迫るとしたら、少数民族の人権、いやそればかりでない、そもそも民主主義などというのはどうして守られるのでしょうか。少数民族が他に代表、代理されないものとして自分たちの固有の権利と尊厳を主張する場、制度がなくて、どうして「平等」が実現できましようか。これらの問題の理論的解明は、現代の思想家たちにとっての大きな課題のひとつだと思うのですが、まだ私たちはその成果としての強力な援護をうけることができないでいます。

☆

☆

日本の経済や教育は、世界最高水準といわれています。しかしそれは、たんにものを外国に売るときだけの姿であって、アイヌについて答えられないかぎり、いかなる国際化も少しもすすんでいないといわなければなりません。そういうことをも念頭におきながら、アイヌ民族問題を真に解決していくための手だての一例として、これは昨年（一九八七年）八月のジュネーブでの「世界先住民会議」で話され、私も主張したことです。ひとつ提案してみたいと思います。それはつまり、たとえば北海道は、「難民」の幾家族かを迎え、ともに生活し、それぞれの固有の文化をこわさないで、共生できる地域をつくっていったらどうかということです。多様な価値をたて、アイヌ民族対シャモという図式でなく、多様な諸民族の関係をつくりだしていったらどうだろうか。あらためてアイヌとは、シャモとは、天皇とは、と問わなくてすむような社会を北海道につくっていくこと、それが民族問題の解決法のひとつになるのだと考えます。

いま私たちは、明治三二年制定の「旧土人保護法」にかわる新しい法律（いわゆるアイヌ新法）を要求して立ちあがったばかりです。その前途にたちはだかつているのは、侵略・支配をこととし、民族の自主的生活・独立を否認し、同化を強

いてやまなかつた天皇制の残しとしての「日本単一民族国家論」であり、そのもとの先住・少数・異民族の抹消という政治企図と社会意識です。天皇制下でつくりだされた、そうした強引な民族破壊はいまでも続いています。それに対し、私たちはたたかっていたいかなければなりません。そのことを知っていただきたい。

さいごに、万世一系の天皇が「単一民族国家日本」の「国民統合」の象徴だとするならば、アイヌ民族の存在は、日本が決して単一民族国家でないことを証明する象徴的存在なのです。国家・国歌・国境・日の丸よりも、「アイヌ」（人間の大地・人間の浄土）と共に生きていく自由を大切にできる人びとを、アイヌは「シサム」（良き隣人）といいます。今の天皇を、「ウェンシャモ」（悪人）とよぶとしたら、それは言いすぎだろうか。

（おがわ りゅうきち ウリタ協合理事）

●天皇制―わたしの視点

## 旧天皇制イデオロギーの 解体過程

功 刀 俊 洋

神格天皇と神国日本の理念を中核とし、忠君愛国の教育と国家神道によって支えられた大日本帝国の天皇制イデオロギーは、連合国の対日占領軍の総司令部GHQの一連の非軍事化Ⅱ民主化指令・政策によって解体された。GHQは、日本軍国主義の精神的支柱を破壊するためには、それが不可欠と考えていた。しかし、GHQの指令は、天皇の戦争責任を追及する連合国と日本国内の世論への先制的対抗として出され、米国と天皇の新たな同盟を形成する出発点となった。

一九四五年一〇月四日、GHQは「人権指令」を発し、政治犯の釈放、治安維持法の廃止にくわえて、天皇と天皇制度

についての言論の自由、国家による宗教の抑圧と強制の禁止を日本政府に命じた。それはすでに、天皇制イデオロギーを大きく動揺させるものだった。つづいてD・マッカーサーは幣原喜重郎内閣に憲法改正と五大民主改革を要求した。しかし、日本政府は憲法（天皇主権）、宗教・教育（イデオロギー）、財閥にかぎって改革を意図しておらず、GHQの命令にもかかわらず、これらの改革を推進しようとしなかった。

それに対し、一〇月下旬から、日本国内では再建された日本共産党が、天皇制打倒を公然と主張して活発な宣伝・組織活動を開始した。海外では、ソ連、中国、オーストラリア、フィリピンなどの連合国が天皇の戦争責任を問題にし、米国の世論調査機関は天皇処刑に三三%、天皇制度廃止に七一%の賛成があると発表した。H・トルーマン大統領は、天皇制度の処遇を日本国民の自由な選挙に委ねてよいと発言し、GHQのA・カーペンター法務局長は、天皇を戦争犯罪人として審問することに不都合はないと声明しなければならなかった。

他方、当時の日本国民の多くは、「御仁慈による終戦」、軍部の横暴の被害者だった天皇、平和をねがっていた天皇といった政府とマスコミのつくった虚像によって、天皇に対しては尊崇の念を維持していたと考えられるが、軍隊、官僚、地

主、警察といった戦時中の天皇制国家機構と政治指導者に対しては、敗戦責任の追及という形をとってきわめて強い批判をもっていた。そして、天皇制論議のひろがりにつれて、国民の天皇観も急速に変化していった。当時の世論調査では、天皇制度支持が九〇%という点ではかわりがなかったが、一月までは国体護持、つまり戦前の天皇制支持が二〇〜三〇%残存していたのに対し、一二月以降はそれが一〇%に半減し、天皇の大権を縮小して政治圏外の道義的中心とすべきだという主張を支持するものが七〇%に達するようになった。

幣原内閣の国体護持の主張や天皇制論議への不敬罪適用の脅迫にもかかわらず、国民のなかに戦前の天皇制の温存を批判する意識が普及していった。<sup>(1)</sup> 天皇と国家機構や政治権力とを結合し、それを正当化していたのは、天皇を現御神<sup>アキツミカミ</sup>として国家の最高権威・権力者にしてきた神格天皇観だったから、国民のこの意識の変化は、天皇の神格と絶対性の否定を容認するものだった。

このような内外の天皇・天皇制度批判の世論のたかまりのなかで、米政府はこの問題の将来について政策を決定できず、マッカーサーの助言と戦争犯罪の証拠集めを待っていた。<sup>(2)</sup> GHQは、米政府に先行して、占領の軍事的配慮と日本の

実情から天皇を利用した間接統治を今後も継続することが占領行政上得策と判断した。それでマッカーサーは、連合国の対日共同管理機構が設置されれば、この問題が憲法改革とからんで最重要の検討対象となると考えるのが当然だったから、天皇批判の声がこれ以上大きくならないうちに改革の足どりをやめ、天皇制度を米国の利益と占領軍が欲するところへおちつかせてしまおうとした。GHQは、天皇にきびしい国際世論を緩和し、日本国民に天皇制度を支持させつづけるため、天皇の絶対性、神格性を否定する改革を推進していった。

このような事態に対して、幣原首相と宮中も、国際世論から推測して天皇の退位か戦犯指名の可能性が濃厚であるという冷徹な現実を認識しないわけにいかず、天皇制度存続の道として大元帥、専制君主のイメージを払拭していこうとした。一月五日、幣原内閣は、天皇に戦争責任がないと弁明するための文書を閣議で決定した。<sup>(3)</sup>七日、天皇は大正のはじめから軍服に決まっていた天皇服にかえて、詰えりの「新御服」を着用することにし、同月下旬には、全国の官庁や学校から軍服姿の「御真影」を宮内省へ返却させ「新御服」の「御真影」を改めて配布した。これは、天皇を軍閥と結合したイメージから解放して戦争責任の追及を回避しながら、天皇の権

威を新たに国民の中に再生産しようとするものだった。<sup>(4)</sup>

GHQは、一月一二―一五日の天皇の伊勢神宮参拝も、同二一日の靖国神社参拝も裕仁の私事として許可した。これ以後、天皇が占領期に両神社を参拝することはなかった。GHQは、一月二〇日皇室財産を凍結し、同日伊勢神宮の間宗教法人化を日本政府に実施させた。二四日には、内大臣府の廃止を指令した。つづいて二月二日、陸軍元帥の梨本宮守正王、平沼騏一郎枢密院議長ら五九名、六日木戸幸一大臣、近衛文麿内大臣府御用掛ら九名を戦争犯罪人容疑者として逮捕する指令を出した。一六日近衛は服毒自殺した。これによつて戦時中の天皇政治の中核であった宮中グループが解体した。GHQの戦犯追及が皇族や天皇側近におよんだことは、天皇制度の温存に腐心する日本の支配層の心胆を寒からしめた。もはや、宮中はGHQの意向に沿った天皇免責対策を急がなければならなかった。

一月一五日、GHQは「神道指令」を命じた。これは、国家と神社神道との完全分離、国家による神社の支援の禁止、神祇院の廃止、公教育からの神道教義の削除によつて神道から軍国主義的、超国家主義的要素を除去するとともに、天皇がその家系、血統、起源のゆえに他国の元首より優れ、日本



が他民族より優れているという神格天皇と神国日本のイデオロギーを公的行事や公教育から排除することを要求したものであった。<sup>(6)</sup>

神道指令を作成したGHQの民間情報教育局CIEは、学校教育における天皇の「御真影」や教育勅語による神がかり的儀式が、神道とやらんで日本民族の優秀性と他国支配の使命を教化することに使われていることに注目していた。CIEのこの指令の原案では、天皇の詔書がつねに日本人の心と行動に絶対的な権限をおよぼすから、それを逆用して、天皇自身に教育勅語の廃止や神格天皇、神国日本のイデオロギーが誤りであるとはつきり言わせるべきだと述べられていた。<sup>(7)</sup>これがGHQによる天皇の「人間宣言」の原案作成の出発点となった。一二月初旬、CIEのK・ダイク局長の顧問H・ヘンダーソンは、学習院の教授R・ブライストともに神格天皇と神国日本を天皇が否定する元日の詔書案を作成した。そして、それはダイクとマッカーサーの目が通されたのち、学習院長の山梨勝之進を通じて吉田茂外相と幣原首相に手渡された。<sup>(8)</sup>

一二月になって、GHQに国家神道と神格天皇の否定の要求がこのように具体化してくると、天皇は新調したばかりの

天皇服の着用をさせ、宮内省は二日文武部省を通じて学校の「御真影」を回収する通達を出させた。翌二日には、天皇は一般国民とかわらない背広姿で、宮内省記者会と異例の会見に臨み、「食べものにはどうしているのかね」「家は焼けなかったか」と自分の責任を棚上げした質問を記者にむけた。これは、国民とともにある天皇、福祉の天皇というイメージをつくるための予行演習であった。<sup>(9)</sup>一二月二四日、幣原首相はGHQの意向を天皇につたえ、神格否定について同意をえたいうえで、秘書官に英文のメモを和訳させた。二八日、前田多聞文相が首相にかわって詔書草案を天皇に提示し了承を願うと、天皇は冒頭に明治維新の時の五か条の誓文を加えるよう命じたといわれている。天皇は「下賜された民意主義」を国民に説いて、伝統的権威の連続性を強調し、敗戦と占領による民主化の意義をあいまいにしようとした。

GHQは、一二月二一日、日本の民主化に関する基本的指令は一段落した旨を発表し、二九日、マッカーサーは国家神道の廃止にもなって天皇制度の支柱となっているものの最後の邪悪の根が引き出され、それが破壊されたと声明し、軍閥の官僚的絶対性による支配は消滅するだろうとのべた。これは、戦前の専制的天皇制イデオロギーと統治機構の解体宣

言であるとともに、改革の終了宣言でもあり、GHQに協力する天皇制度の存置を暗示したものだ。二月三十一日、GHQは学校教育での修身、日本歴史、地理の授業を停止する指令を追加し、神話的歴史観と優越民族的地理観の教育と、天皇の神格、絶対性にもとづく道徳教育を禁止した。GHQの一連の指令は、いづれも不敬罪の根拠を形成する天皇観の廃止をめざしていた。<sup>10)</sup>

一九四六年一月一日、天皇は「新日本建設に関する詔書」を発表した。詔書は「架空ナル観念」という言葉で、天皇自身がその存在の根拠とした神勅、帝国憲法第三条を否定した。同時に、この詔書を出したことで、その否定すべき「架空ナル観念」を中核として専制政治と侵略戦争を遂行してきた天皇自身の責任を一切不問に付してしまった。これ以後、開戦にも敗戦にも国民を動員できた専制的天皇制権力の象徴である詔書の神通力は、国民の間で通用しなくなった。

- (1) 鈴木しづ子「敗戦直後の民衆意識と天皇制」(『歴史学研究』一九八五年一〇月号、青木書店)
- (2) 竹前栄治『占領戦後史』(双柿舎、一九八〇年、第一章)
- (3) 粟谷憲太郎編『資料日本現代史2 敗戦直後の政治と社会①』(大月書店、一九八〇年、三四一ページ)

(4) 高橋紘・鈴木邦彦『天皇家の密使たち』(徳間書店、一九八一年)、古関彰一「象徴天皇制の成立過程」(『法律時報』52—7、六三四号、一九八〇年七月)

(5) 鈴木しづ子「天皇行幸と象徴天皇制の確立」(『歴史評論』二九八号、一九七五年二月)

(6) 高橋紘「象徴天皇の誕生」(『戦後史の焦点』有斐閣、一九八五年)

(7) 天川晃「第四代幣原内閣」(『日本内閣史録』第五卷、第一法規、一九八一年)、古関彰一前掲論文(2) (『法律時報』52—8、六三五号、一九八〇年八月)

(8) 高橋・鈴木前掲書、W・ウッダード『天皇と神道』(サイマル出版会、一九八八年)

(9) 古関彰一前掲論文

(10) 武田清子『天皇観の相剋』(岩波書店、一九七八年、第七章)

(くぬぎ) としひろ 鹿児島大学・政治学

●天皇制—わたしの視点

精神の深いところでの

つくりかえを土台に

鈴木秀一

1

社会現象を科学的に認識することは、ひどく難しいことだと実感している。価値判断が先に形成され、その価値意識に合わせて、諸事象を意味づけするという考え方が自分のなか  
にあり、この考え方はなほだ危険だと思いい知らされる経験、しかも手痛い経験を何度か重ねて、社会の科学的認識とはなんだろうか、もう一度、最初から社会の認識を積み上げていってみようと、いま自分の専門ともかわらせながら歩き始めている状況なのである。このような六十の手習いの出発点

に立って、もう一度、その手痛い経験をまないたの上のせて、その意味を確認してみることは必要なことだと思うのである。

言うまでもなく手痛い経験の第一は敗戦であった。当時、私は十六歳で、それまで小学校六年、中学校三年の教育を受け、軍隊の学校に入って五か月目だった。小学校は東北の田舎の農村の学校で、当時どこでもそうであったように神話や天皇中心の物語を「国史」として教わり、教育勅語や神勅を暗記させられ、「敵中横断三百里」や「浮かぶ飛行島」などを夢中で読み耽けり、「のらくろ」や「冒険ダン吉」を愛し、放課後は兵隊ごっこに夢中だった。日中戦争のために村からも出征兵士が出かけ、遺骨が帰ってくるということも日常的となっていた。村に一軒、「赤」の家があり、その家の前を通るときは、子どもたちは鼻をつまみ、息をしないようにして、走って駆け抜けた。餓鬼大将だった私は、子どもたちを集め、泥鰌や芹を取って、まわりの家に売りつけ、その金を一里ほど離れた市の憲兵隊に献金として届け、「東条英機」の名前の感謝状を貰ったりした。中学校では教師たちが軍隊の学校に行くことをしきりと勧め、また軍隊の学校に入った卒業生たちが颯爽とした姿で学校に来て、素晴らしい生活や

任務の重大さを話し、皆の憧れの心をそそった。天皇は現人神であること、「暴支膺懲」「鬼蓄米英」を打ち滅して、大東亜共栄圏を打ち建てることがわれわれの使命であること、そのためには命を鴻毛のように軽いものと考え、一死もつて国恩に報いるべきこと、などなどのことばが、ほとんどその意味が掴めぬまま、まじないのようにわれわれの心に浸み込んでいった。

だが、このような美しい、酔わせるようなことばのかげに、現世利益が貼りついてきたことも認めなくてはならない。「赤」を怖れることは、「赤」に対する苛酷な警察や特高の弾圧を怖れることであり、村中から爪はじきされる苦しみを蒙りたくない、ということから生じてきていたようであって、「赤」とはなにか、ということでは、国賊、非国民、スパイといった内容のないことばで説明されるのみであった。また、軍隊の学校に入ることばを教師や先輩が勧める時にも、戦争に一兵卒で行くよりも将校で行った方がとくだし、苦勞がなくてすむ、ということが美辞麗句のあいだにさしはさまれるのが常であった。

以上のような、あらゆることの判断の価値基準が、尽忠報国、戦争に勝つこと、それへの協力という線に沿っているか

いないかというところに置かれ、それに沿うことが、美しいことでもあり、得なことでもあるというようになっていた状況のなかで、軍国主義少年としての私が形成されたのであった。

## 2

山住正己氏の「日の丸・君が代問題とは何か」（大月書店）にも引用されているが、一九三六年に羽仁五郎氏が書いた「児童の歴史観とその表現」（『教育』、五、七、八月各号）では、この時期の子どもたちの作文に「知識的な深さ乃至高さが殆ど全く欠けて」いて、「『知育偏重』どころか、ここには歴史的知育の極端な被抑圧状態が推知され、そして、その他方、『感情』乃至いはゆる『道義』：理由のわからない『神秘』の『感激』等は充溢し」ていると、指摘されている（五月号）。一九三六年といえ、私が小学校に入学した年である。それから十年間で、私は軍国主義少年になり、敗戦に会い、手ひどい幻滅を味わうことになる。小学校、中学校での「歴史的知育」の全き欠如とは、科学的歴史教育が全く行なわれなかったことを意味するだろうが、それにとどまらず、軍国主義と天皇イデオロギーに貫かれた心情的イデオロギー的な歴史

教育、社会についての判断の根底となる価値基準の形成が強力になされていたことを意味することは、前節で述べたとおりである。

遠山茂樹氏は小・中・高校での歴史教育で、最小限学ぶ必要のある事項（年代、事件、人名など）は、長い間の研究と実践の成果でほぼ決ってきていると述べ、これらの基礎的な事項についての知識の習得と、事項と事項の関連の認識を訓練する場としての歴史像づくり、という二つの学習を「歴史学習の基礎学力の内容と考えたい」と書いている（『社会科学の学習内容と学力』、日本民間教育研究団体連絡会議編『社会科学教育の本質と学力』労働旬報社、一九七八年、所収）。遠山氏は、覚えるべき事項をバラバラに覚えることは歴史の認識にはならず、それらの事項を関係づけ、その関係の認識において基本的な原因・結果と副次的なそれ、関係の変化の主要な側面と二次的なそれとを識別することの重要性を指摘されている。そして、なが基本的な関連かを判断する基準は「歴史観に直接かかわる」が、その基準を学界の研究成果に依拠することで、それをより客観的なもの、安定的なものとすることができる」と述べている。

このような分析枠で、再びわが少年時代をふり返って見る

ならば、国体明徴運動が進み、「我が国体と相容れざる言説に對し、直ちに断乎たる措置を取るべし」（衆議院決議、一九三五・三・二三）とされ、科学的歴史学は学界から追放され、また科学的事実や史実を教えるべきだと考えた教師たちは教壇を追われていた（山住正己「日本教育小史」岩波新書、参照）。したがって、私は学校では、事実とか史実とそうでないものとを区別することを教えられなかった。客観的事実に関する情報と空想的・虚構の情報とが区別できず、それらを結びつけ、関連させるさせ方は、神話や物語のストーリーに嵌め込むこと、あるいはストーリーをつくることであるとき、客観的な原因・結果をさぐり、主要因と副次的要因を見わけるところとは求められない。七、八歳の小児の判断形式は、善玉と悪玉、正義の忠臣と逆賊、英雄と敵といったところで、善玉が悪玉の奸計によつて苦境に陥れば、必ず神秘的な力で助けられることになっている。神武天皇の東征で「まつろはぬ」ものどもを、金の鶏などの助けて射ち滅すイメージは、中国や東南アジアで皇軍が敵をやつつけるイメージとなる。敵は邪悪な面相をした「まつろはぬ」ものどもであり、それが自分たちと同じ、その国の民衆なのだとは露ほども思わなかったのである。まつろはぬものどもにかかわって、もうひとつ見

のがしてはならぬと思うことは、「わが国体」の考え方である。他の国々と異つて、わが国は神の子孫が途絶えることなく統治しているという稀有の国であること、万世一系の天皇は民草を「赤子」として、つまり自分の子として慈くしんできた、天皇は日本民族の長であり、神であり、親であり、その民族の一員として生れた国民は、なんと幸せなことであるか、ということは、いたるところで何回となく繰り返されることばであった。これはまぎれもなく「選民思想」である。

中学生ぐらいになって、「友邦ドイツ」の情報なども耳に入るようになり、ヒトラーが「世界に冠たるわがドイツ」と言い、アーリア民族こそが世界で最も優秀な民族だと言っていることなど聞かされ、日本民族とアーリア民族とどちらが優秀なのだろうかなどと疑問に思つたりしたが、むこうは西洋で、こちらは東洋で盟主になればいいのだろう、などと思つて納得していた。中国や東南アジアで民衆を惨殺した日本軍隊の兵士たちは、その残酷な行為をするとき、自らを神話的ストーリーにあてはめ、天皇と忠臣たちがまつろはぬものどもを殺すイメージに浸り、そのストーリーの登場人物として行動すること、そして、それをするのは、われわれが選ばれた民であつて、選ばれなかつた民には何をしてもいいのだと

いった心情を持つていたのではないだろうか。

現実と虚構とを容易に混同する心性は、児童心理学などでは、幼児期の特質として記述しているが、この心性は幼児期を過ぎれば自然に消えてしまうものなのであろうか。私の経験からすれば世の中のこと、社会事象、とくに直接経験しうることを越えた事象について、虚構的なストーリーをつくつてしまうこと、判断基準が客観的な事実連関とその関係によつて生ずる運動の意味に根拠を求めるのではなく、幼児期に形成された善玉・悪玉様式のような最も原初的な枠組に戻つてしまうことは、いくつになつても現れてくるようなのである。

現在の社会情勢の中で、天皇イデオロギーを再び子どもたちの中に形成したいとする動きの持つ現代的意味は、ひとつには先にのべた選民意識の強化というところにあるのではないかと思う。日本民族の優秀性、それを生み出した日本の国体と文化のユニークさに自信を持たせることは、さまざまな形で世界に進出することを求めている勢力の利に適用することなのであろう。すでに戦後四十年を過ぎて小学校、中学校、高校での「知育」のあり方は十分に研究と実践を積み、「知育としての歴史教育」のあり方も、その基本的な骨格や方向性

は見えている。私自身の精神構造のつくりかえの検討とその推進も、それらの多くの実践と研究に支えられてなされていくであろう。

(すずき しゅういち 北海道大学・教育学)

●天皇制—わたしの視点

君主制の日本的形態

—加藤周一の場合—

鈴木正史

一 出発——「二・二六」

加藤周一には、著作集十五巻および附録一卷（『真面目な冗談』から『山中人問話』を経て『夕陽妄語』と『現代日本私註』まで、天皇制ファシズムあるいは軍事的封建的天皇制

または人間天皇ないし象徴天皇に対する批判と告発の言説が遍在する。それは氏の文業の執拗低音の一つである。氏の批判の特質はどういうところにあるであろうか。

『羊の歌』<sup>(1)</sup>によれば、氏の「陛下」問題との自覚的な出会いは一九三六年二月二十六日、十六歳五か月、旧制中学五年生の冬であった。その時の氏の知的背景は二つある。一つは、たとえば芥川龍之介の『侏儒の言葉』である。「軍人は小児に似ている……」などという警句の世界が、氏の周囲で神聖とされていた価値の全体を一撃で崩壊させる。氏は、同一の社会現象に新聞や中学校や世間が施していた解釈とは全く反対の解釈を施すことができるという可能性に「眼をみはり、よろこびのあまりほとんど手の舞い足の踏むところを知らなかった」のである。この一撃は氏を『芥川全集』十巻の耽読に誘拐し、遂には四年修了による旧制高校受験の失敗に導くことになる。

受験には失敗したが、このあとの一年の経験は、客観的世界と自分との関係、および世界に生起する「事件と事件との間の関係」に対する探究の必要を氏に強制した。

もう一つの背景は、およそ神仏の類を信ぜず、実証主義的なものの考え方に徹底していた父親との両義的な交流である。

開業医である父親は、一方で文芸、小説の類と文学青年を軽蔑していたばかりでなく「蛇蝎のように嫌って」いた。他方で彼は、斎藤隆夫代議士の爾軍演説を激賞し、美濃部達吉博士の天皇機関説を攻撃する議員たちの「いうことは支離滅裂で、愚劣極まるものだとききおろしていた」人物でもあったのである。

そこへ「二・二六」が来る。「『陛下』を崇拜し、対外的な意味での『日本』を強調し」ていた父親と違って、氏は二つの事態に強い印象を受ける。「天皇のため」という旗印を掲げた将校たちが、その天皇から国賊とされてしまったことと、はじめ彼らを称讃していた陸軍の幹部が彼らを反乱軍として弾圧に出たこととである。氏は将校たちに同情したのではなく、彼らが裏切られたという事実「政治的な権力というものの言語道断な冷酷さ」を見てしまったのである。氏はそこから、政治に近よるべからずという結論を手に入れた。そして同時に、そのことは別に、事件の持つ「日本の歴史にとつての意味」に接近する必要を理解するに至るのである。

## 二 幕間劇——横光利一

「二・二六」の年の春に旧制高校へ入学した加藤周一の周囲には、既に左翼の組織は消滅していた。しかし少数のマルクス主義者が生きのびていて、彼らは戸坂潤や三木清に親炙しつつ、文壇の全体と京都の哲学者たちを軽蔑していた。

三年生になったある日、横光利一が学校に現われ、講演会と座談会が開催された。依頼に行つたのは氏であり、氏は主催者としての自らの役割を意識していた。

たぶん三十八歳になっていた横光の、出まかせと気取りから隔離された人柄は氏に好意を感じさせた。しかし彼の近代批判と襍みそぎ礼讃の言説は、ほぼ十代末であった氏たちによつて「片端から粉碎」される。破壊力は徹底的であった。十年のち敗戦後、中島健蔵が氏に、冗談めかして「横光はおまえたちが殺したのだぞ……おまえたちにやられたのが、よほどこたえたらしい……死ぬまで気にしていたぞ」と叱責を加えることになる。

十八歳の青年たちが彼を「殺した」のは、彼の言説と立場が、権力に追従することを目的としてはいなかったとしても、



「軍国主義権力が承認し、歓迎するものである」ゆえんを彼らが看破し、かつ承認しえなかったからである。

彼らはいかなる罣に拠つて彼に立ち向かつたか。それは、生活と政治から截断されざるをえなかった理論であり、截断されているがゆえにいよいよ過激でありえたところのものである。襖に対しては、ジェームズ・ジョージ・フレージャーの

『金枝篇』におけるアニミズム・トーテムズム分析であり、近代批判に関しては、封建的土地所有とそれによる収奪の存在を明示した『日本資本主義発達史講座』の業績であった。

氏の言うとおり、氏たちがもし横光に傷手を与えることができたとすれば、彼はそれを与える必要のない人物だったからであり、必要のある相手に傷手を与えることは「私たちにできなかった」のである。

そして、時代は狂気に向かつて急斜面を転り落ちてゆく。

氏は本を読み、音楽を楽しみながら、歴史を「傍から眺め」ていたのである。そうするほかはなかったのだ。

### 三 敗 戦

一九四一年十二月八日の時点で「大日本帝国」の敗北に

対する加藤周一の予測は的中した。予測の内容および周辺と敗戦直後における氏の「天皇制を論ず」（一九四六年三月）という文章の持つ意味については、既に触れたことがある。<sup>(2)</sup>

この文章の論点は二つ、つまり、天皇制と天皇とを区別する必要があるということ、廃止論および即時廃止論への反対がともに無意味であるということであった。

後者は、今日からはむろん空想的な議論に見えるが、当時における根底的・急進的民主主義の立場の見事な要約の一つでありえている。前者は、当時と今日とを問わず、現代日本の君主制を追究する場合の基本論点の一つであろう。

なお氏はここで、護持論者について次のように述べていた。「天皇制は一般に国民の血の中に流れているのではなく、地主共の血の中に流れているだけである。合理的な、又合理的であることを恐れる必要のない人民の血の中には当り前の赤血球と白血球と血小板との他には何も流れてはいない」

見られるとおりこれは、血液学の専門家と民主主義の戦後の形態との結合の理念型の一つである。

#### 四 「天皇制について」について

これは、雑誌『知性』の一九五七年二月号に掲載されたものである。この時期には既に「即時廃止」の可能性は消滅していた。改憲論が顕在化し、教科書国定化への組織的な宣伝煽動の活動が開始される。

ここでも加藤周一は時代の根本問題に直接することをやめない。すなわち、事態の本質は「『逆コース』の全体」から出発しているのであり、ただ一つの根源、「天皇の権威の不在」という隠された不安」から、その対策として現象してきているということである。

「問題は中心であって周辺ではない。全体であって、特定の部分ではないのだ。要するに、何とかしなければならぬのは、中心の目標と権威であり、それは何等かの形で民主主義でないとすれば、天皇を中心とする、または中心としないファシズムでしかないだろう」

氏はここでフレーザーに立ち返る。立ち返ったうえで青年客気の抽象と過激とを揚棄する。すなわち、原始民族の酋長と日本天皇とのアニミズムとしての同定は、「殆ど誤解に等

しい極端に一面的な考え」にほかならぬ。天皇崇拜の起源の問題は別として、「戦前戦後の天皇に対する国民感情が原始民族の感情とどう違うか」という問題の解明が必要であるということになるのである。

国民感情と「血の中に流れている」説に関しても、血液学理論は後景に退く。そして、近代天皇制成立の歴史的画期的問題、「俄にそれを国民の血の中に流しこんだのは誰であったか」という問題、そこにどういう目的と方法があり、必要な費用のどういふ調達があったのかという問題が提出される。憤怒の抒情詩は歴史の科学に止揚されるのである。

ここには、「昭和天皇」という記号ないし名辞および代替りの可能性と、それに伴って展開されるであろう事態についての予測の言述はむろん存在しない。けれども現下の天皇制論議のほとんどすべての主題は要約されて余すところがない。

「実体は現人神だけではなく、忠良なる臣民にもなかった。実体があったのは、無名の権力支配機構そのものだけであろう。それが天皇制というものであり、世界にも類例のない大がかりで、陰鬱な、社会的虚構であった」

虚構を虚構として正当な位置に置換しうるかどうかは、いうまでもなく私たち自身および次の世代の歴史的力量の如何

に係っているのである。

## 五 「冗談」

ほぼ二十年の後、加藤周一は一九七五年の『ニューヨーク・タイムズ』に“On the Emperor”という文章を書いた。<sup>(5)</sup>

まず、「血の中を流れている」説が七十年代の若者に妥当しないゆえんが指摘される。しかし「神聖天皇の復活を主張する凶暴な少数者」は存在するのである。自分自身を殺した三島由紀夫や他人を殺した右翼の人たちのことである。そしてもし天皇裕仁が何ものかの象徴でありうるとすれば、それは政治的支配権力のそれであるほかはない。つまり「決定は下でくだされ、上がそれを権威づけたのだ。この形式の長い伝統が、天皇象徴制の核心である」のである。そして、この天皇が象徴する制度は、「日本社会のあらゆるレヴェルで作用しているし、これからも作用しつづけるであろう」ということである。氏はここで課題として、年少期からの信条の一つ、つまり現実の「傍からの」観察の必要、「この制度を正確に理解」する必要ということに加えて、この天皇制なる集団的責任制度もしくは無責任制度に対して「有効にとり組む」

必要を提言している。

虚構を正当な位置に置換する方法の一つは冗談である。一九七七年の「国歌改正案」に曰く。

「ハチ『日本国の主権は国民にあるってことを、平たくいえば、君が代ではなくて、民が代ということじゃねえのか』」

……

クマ『それだけじゃねえ、地質学的にみれば、さざれ石が巖になりやしねえ、巖がさざれ石になるだけだってんだ』  
ハチ『思想にかかわりなく、教科書の誤りを正し、国歌の文句の明白な事実の誤りを正さないのが、文部省検閲の趣旨でございますだ』

……

クマ『……どうせ三十一文字だ——民が世は千代に八千代に岩山の小石となりて道に敷くまで』」

## 六 再びアニミズム

一九八二年、「日本歴史の七不思議」<sup>(7)</sup>でも加藤周一は問い

続ける。アニミズムは、外来の組織的な宗教とイデオロギーの体系に抗して、なぜ今日まで生き続けたか。封建制、文化担当階級の交代などの点で、日本の歴史が原始民族でなく西欧に似ていることは明白である。しかるにその日本文化の根底に「何故今日なお『アニミスティック』な世界像が生きている」のか。

氏の問いは歴史貫通的に遍在している。問いに答えるのは容易ではない。けれども、氏から学びうるのはさしあたり次の二つである。

まず、歴史を「傍から」にしろ正確に「眺め」、把握し、そのうえで表現にまでもたらず必要があるということ、<sup>(8)</sup>一種の高みの見物、「わが日本国の官民の伝統的な上下関係により、むしろ低みの見物」<sup>(9)</sup>の大切さということである。

つぎに、「有効にとり組む」という場合の方法の問題である。人は同時にいくつものことを充分に行為することはできない。一九八三年夏、氏は軍拡について何人かの人びとを前に、氏の「私の哲学」を語っていた。<sup>(10)</sup>高望みはあまりしないほうがいい、はじめから高望みをしなければ、挫折もないであろう。「朝から晩まで軍拡に反対して……くたびれると、

突然、反動として今度は軍拡したほうがいいというふうに変わる人もいる。(笑) ……毎日は反核運動に出かけないんで、半年にいったんぐらいいいという感じでいく」。

この「半年にいったん」流儀は、八五年末には「一日三十分の政治的関心主義」<sup>(11)</sup>これならだれでも可能」というところへ転化することになる。

思うに、「見物」と「とり組み」の真の統一の問題は古来それほど容易なものではなかった。けれどもさらに思うに——思わずとも——人間とは本来その両面の結合において現実存在してきたものの謂ではなかったであろうか。然るべき日の目前に迫りつつある現在、このこと意識化はいよいよ私にとって必要になっていくようである。

(1) 岩波新書、または『著作集14』平凡社。

(2) 「思想としての文学」(宮本十蔵編『現代を生きる思想』汐文社)。

(3) この区別については、たとえばほぼ一年後に印刷された中野重治の私小説『五勺の酒』との関連など調べる必要がある。

(4) 日本戦没学生記念会機関誌『わだつみのこえ』No. 86、一九八八年七月二十四日にも、この問題をめぐる討議が紹介されている。

(5) 『著作集』第八巻、邦訳鶴見良行。両人の文体の差異は

今日の日本は、いったい君主国なのか、それとも共和国なのか？

## 象徴天皇制と思想の節操

●天皇制—わたしの視点

高田 求

- 一見して明白である。ここでは鶴見に従う。
- (6) 『著作集』附録、『真面目な冗談』。
  - (7) 『山中人問話』、福武書店。
  - (8) ヘーゲル『精神現象学序言』、岩波書店ほか。
  - (9) 『著作集』第八卷「あとがき」。
  - (10) 『日本の生き方と平和問題』、岩波書店。
  - (11) 『黙ってはいられない』、新日本出版社。

(すずき まさし 名古屋哲学研究会・文学思想)

天皇の会話をきこう。

「雨になったね」

「雨になりました。それで困ったことに、お傘を置いてきてしまいました」

「どこへ置いてきたか？」

「ざっきの自動車のなかへ、忘れてまいりました」

「あの自動車は、どこへ行ったか？」

「石川県へ行っていました」

「それは困ったことをしてくれたね」

「困ったことをしてしまいました」

「入江、ほんとうに困ったことをしてくれたね」

以下は省略するが、これは、一九四七年秋、福井県巡回中での入江相政侍従との会話の一節である(松崎敏弥『フォードキュメント 天皇陛下の会話集』こま書房、による)。

天皇が呼びすてにするのは、侍従だけではない。園遊会に自ら招いた客にたいしても、天皇は呼びすてにする。

「金語楼だね」

「ハイッ、キンゴロウでございます」

「テレビでよく見えます」

「ありがとうございます。これから一生懸命笑わせる勉

強をします」

これは、一九六八年五月十四日、春の園遊会で、柳家金語楼氏と。どう見ても、これは共和国における市民どうしの会話ではない。君主国における君主と臣民との会話である。次の会話は、それが天皇の意識でもあることを立証する。

「杉村はフグはいけないといったそうだね。どうしていけないのか？」

「はい、フグだけはどうしてもお召しあがりになってはいけないことになっております」

「杉村はそういうことをいうが、せっかく義坊（常陸宮）が東園（東園基文宮内庁賞典長）を通じて持ってきたものだから絶対だじょうぶだ。そんな杉村みたいなことをいうなら、それなら東園は不忠の臣か？」

「とんでもございません。東園さんはたいへん忠義なかと、そんな不忠の臣というのには当りません。しかし……」

「杉村」とは侍医の杉村昌雄氏で、この会話は同氏著『天皇さまお脈拜見』（新潮社）より松崎氏が抜いてきたものである。

象徴天皇制下の天皇は、公務員であるのかどうか？

天皇も国勢調査表を出すらしい。その天皇の国勢調査表には「世帯主・裕仁氏の勤め先は「国家」、仕事の内容は「国家事務」、仕事の種類は「天皇」、従業上の地位が「雇用されている人」となっている」という（読売新聞、一九七五年十月三日夕刊「よみうり寸評」欄——見坊豪紀氏「ことばのくずかご」による）。

ところで「三木首相の調査表はやはり「雇用されている人」となっている」という（同）。これは、天皇が一種の国家公務員であることを示しているのだろうか？

しかし、日本国憲法第九十九条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」としている。そしてこの箇所は、「天皇又は摂政」と「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」とを区別していると読むべきものであるらしい。

そもそも天皇は、国民のなかにふくまれるのかどうか？

日本国憲法第二条は「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と述べ、その皇室典範第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」としている。このことと、憲法

第十四条が「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」としていることを整合的にとらえるための条件はただ一つ、天皇は国民の範囲外、とすることであるように思われる。

考えてみれば、憲法が国民に保障しているおおくの権利や自由——選挙権や被選挙権、表現・言論の自由、信教の自由、政治活動の自由、居住・移転の自由、職業選択の自由、営業の自由、外国への移住・国籍離脱の自由、両性の合意のみによる婚姻の自由——が、天皇をはじめ皇族には大幅に、あるいは全面的に認められていない。この人たちは国民のなかに入らないのだ、とではじめて、これらの現象は合理的に理解しうるものとなるだろう。

しかし、その「国民のなかに入らないもの」すなわち「非国民」が「日本国の象徴」であり「日本国民統合の象徴」である（憲法第一条）とはどういうことだろう。象徴とはそういうものだ、といつてしまえばそれまでだけれども。

ここであらためて、いまの日本は君主国か共和国か、という問題にもどる。学者の意見は「特殊な形の君主国」とする

説と「特殊な形の共和国」とする説とに二分されているらしい。天皇自身はといえば、依然として君主国のつもりでいるらしい。日本国憲法公布以前は、自分の意志としてそれを表明しもした。たとえば一九四五年九月二五日、UP通信社長の間をたいして「日本政府の形体が、今直ちに革命的变化をとげることは、可能でもなければ望ましいことでもないと思ふ」と答え、また同日、ニューヨークタイムズ紙特派員の間をたいしては「英国のような立憲君主国がよいと思う」と答えている。

もちろん、天皇の意志や自己意識に問題の重点があるわけではない。「ある人が王であるのは、他の人びとがかれにたいして臣下としてふるまうからにすぎない。ところが、かれらは反対に、かれが王だからじぶんたちは臣下なのだと考えている」とマルクスは『資本論』のなかで書いている（第一部第一章、注二一）。

わが国が君主国であるのか共和国であるのかはつきりしないということは、天皇が国民のなかに入るのか入らないのかはつきりしないということとともに、日本国憲法の制定過程がはらんでいた諸問題をそのまま反映しているであろう。それは今日の問題でもある。日本国憲法のかかえている諸矛盾

は前むきに——すなわち本格的な共和制をめざす方向に——解決されていかねばならない。それは、反動的な——すなわち本格的な君主制の復活をめざす——解決の努力とのたたかいと一体のものである。この観点を忘れると、象徴天皇制は、思想の節操、すなわち思想の首尾一貫性をむしろみ腐朽させるあいまいさの象徴となってしまうこともありうる。「この地位（象徴としての天皇の地位）は、主権の存する日本国民の総意に基く」と第一条が結ばれているのは、こうしたことをもふくみうるであろう。

「英国のような立憲君主国がよいと思う」ということについては、産別会議第五回大会（一九四九年十一月二八―三〇日）における米賓挨拶のなかで羽仁五郎氏が次のように述べていたことを記しておきたい。

「英国に憲法という一冊の本はない。それじゃ何によって民主主義や基本的人権を保障しているのかといえれば彼らの実に長い数百年にわたる歴史の事実の戦いによって保障されているのである。例えば、十六世紀なり十七世紀において、君主が乱暴なことをやった場合は、これを人民裁判にかけて首を切る、この事実の歴史は決して消す事はできない。……だから英国の君主制のように日本の天皇制もなりたいたいよくい

われるが、それならばイギリスの君主制のように、やっぱり人民の裁判にかけられて断罪された経験を持たなければならぬ。……」（産別会議「調査資料」一九五〇年一月十一日、産別会議第五回大会特集号）。

ところが天皇は、一九七五年十月三十一日、日本記者クラブ代表の「戦争責任をどう考えるか」という問に答えていった——「そういうことばのイヤについては、私はそういう文学方面はあまり研究もしてないので、よくわかりませんから、そういう問題についてはお答えができません」

会田雄次氏についてかつて書いた（「前衛」一九七九年五月号）ことを、もう一度ここでくりかえしたい。中央公論社『世界の歴史』7（近代への序曲、一九六一年）において、氏は、ルネサンスのフィレンツェ人が「王様など屁とも思わなかった」こと、「対等に王とつきあって」いたことを強調しながら、「アメリカの大統領は呼びすてにしても、王といえは怪しげな国の王にでも敬語をつけないといられない大新聞をいまでも持っている日本とちよっとちがう」とタンカをきっていた。天皇に敬語をつかうかぎり、アメリカの大統領には敬語、「怪しげな国の王」は呼びすて、というのよりはま



だしもいまのやり方のほうが一貫性があるのでは、というよ  
うなことはいわぬことにして、ここでの氏の心意気を私は買  
いたいと思った。天皇にかんして書く場合にも、氏が敬語を  
つかっていないことに気づいてからはなおさらであった。す  
なわち「大正天皇を育てたあのE・ベルツ」(『ヨーロッパ・  
ヒューマニズムの限界』新潮社、一九六六年)とか、「明治天皇  
には幾人かの側室があり、東宮つまり皇太子は、その一人：  
…を母として生れた」(同)とかいうぐあいに氏は書いてお  
り、これは、そこに引用されているベルツの日記自体のなか  
では、すでに出ている邦訳を利用したためだと思うが「天皇  
が退去されるや……」というぐあいに敬語がつかわれている  
(同)だけに、意識的なものとうけとれた。

ところが、やがて氏の様子が変わってきたことに私は気づ  
かねばならなかった。すなわち、まったく同じことを書きな  
がら「大正天皇の御生母は……」(『日本人の忘れもの』PHP  
研究所、一九七二年)とか、「大正天皇をお育てして名声をほ  
せたベルツ博士」(『表の論理、裏の論理』PHP研究所、一九七  
七年)とかいうぐあいである。「天皇がマッカーサー元帥を  
訪れられ、一切の罪は自分にあると宣言された」(『原点から  
の発想』サンケイ出版、一九七八年)などという、見るも無残

な文章さえ書かれるにいたる。そして私の知るかぎり、この  
変化について氏は一片の弁明もしていない。

この変化は、むしろ変節というべきものである。こういう  
ことをもふくめて天皇制は、絶対主義的天皇制はもちろんだ  
が、象徴天皇制の場合も、思想の節操をむしろみ腐朽させる  
作用を本質的なものとしてかかえているように思われる。

(たかた もとむ 労働者教育協会・哲学)

●天皇制—わたしの視点

イギリス君主制と天皇制

玉井 茂

わが国現在の皇室はイギリスの王室を理想としているよう  
であり、一般にも戦後の象徴天皇制はイギリスの議会主義的  
君主制と近似的と思われるようである。たしかにイギリ

スの市民革命は早かったということもあり、フランス革命のように徹底的でなかったし、第二次大戦後も、イタリア、ルーマニアおよびユーゴスラヴィアが君主制を廃止したにもかかわらずイギリスは君主制を維持しているのだから、イギリスは日本と似た政体といえよう。ともに「君臨すれども統治せず」の君主が現存することは事実である。だがはたして、日本の天皇制はイギリスの君主制に近いのであろうか。

まず第一に、イギリスでは女帝が許されるし現にそうであるが、日本では「皇室典範」によって禁止されている。次に、より大きな違いは、日本の天皇は四十年前まで神であり現人神と呼ばれたのに対し、イギリスでは四世紀も前からそんなことはないということ。いや何よりも重要なことは、日本にはイギリスの経験した共和制の歴史がないということでないか、と私は思う。——イギリスにも、君主が王権神授説なしは君主神権説で護られた時代があり、ジェームズ一世はみづから、君主が「地上における神」だと論じる著書を公刊した（一五九八年）。しかしチャールズ一世がジェームズ王を継ぐと、イギリスにはピューリタン革命が勃発し（一六四二年）、チャールズ王は「人民の敵」として断頭台におくられた。そして「イギリス共和国」が宣言されたのである（一六

四九年）。

今年（一九〇九年）はフランス革命の二百年、イギリス名誉革命の三百年といわれる。三百年前、イギリス議会は国外に逃亡したジェームズ二世の代わりにオランダからウイリアム王を迎えた。これが名誉革命であり、王の招請が「人民の同意」に基づくということが、この政変を辛うじて革命らしきものとしている。というのも、すでにそれまでに（一六六〇年）チャールズ二世を君主の座に連れ戻したイギリス議会は、この王政復古によって共和制時代を単なる王室の「空位時代」としてしまっていたからである。ピューリタン革命と呼ばれるイギリスの市民革命は絶対主義を打倒したが、革命に基づく共和制は王政復古によって死んだ。したがって第二のイギリス革命、名誉革命は、制限君主制を確立したに過ぎず、これが議会的な君主制に発展させる礎石であった。だが、革命の遺産は大きい。ピューリタン革命中には、多くの共和主義者が君主制の崩壊が当然共和制を招来させるべきことを告示し、それは長くイギリスの社会思想に刻印を残した。ピューリタン詩人ジョン・ミルトンは「最悪の共和制も最善の君主制にまさる」と説き、シドニー・ハリントンはより社会科学的な視点からこれを明らかにした。これらの人民主権説を発展させて

「早咲きの社会主義」を唱導するリルバーン、ウインスタンリー等の急進派も現れたのである。もちろんかれらの思想は時代の思潮とはならず、現実のイギリス政治はいわゆる中道志向で、立憲君主制、議会議議の君主制を堅持する。——哲学者ジョン・ロックの『政府二論』（二六九〇年）はこの妥協的現実を思想的に裏付けたものであり、市民社会将来の哲学となった。あまり読まれぬその第一篇は、フィルマーの『家長論』の批判を通しての王権神授説の反駁である。そしてこれとともに、イギリス王室の神性は消滅した。例えば一九世紀のヴィクトリア女王は、帝国主義的イギリス、世界の最先進国の象徴であり、その王冠は世界中の宝石でちりばめられていたが、女王が神でないことは恋愛結婚をしたことや数回反徒に襲撃されていることが証示している。

このヴィクトリア女王の治世に、わが国最初の欧米視察団、岩倉視察団が大英帝国を視察している（一八七二年七月ロンドンに到着）。一行はその商業貿易国としての偉容に驚いているが、けい眼にもこの国が「国君の威権敵ナル」君主国でありつつ「会社ノ自由盛ンニテ、共和政治ノ態アリ」とも観察している（久米邦男編『特命全権大使米欧回覧実記』岩波文庫（二）一九六ページ）。

わが国では明治維新後、自由民権運動の高まりを見た。これはフランス革命の影響が大きいのだが、その抵抗権・革命権の思想にはロックの影響が見られる。だが例えば植木枝盛を読むとき、その人民主権論が共和主義に結びつくべくして結びついていないのは、その家父長的家族制度打破論がその根にある国父Ⅱ天皇を中心とした国家大家族主義打破への言及の欠落しているのと符合する。そしてこの菊タブーは、天皇を「神聖ニシテ侵スベカラズ」とする大日本帝国憲法へと結集して行く新政府最高権力者の反動精神によるのであり、日本の天皇制強化の歴史を物語る。自由民権運動の高揚期には、植木の天皇制批判をはじめ、新聞にも「専断主義を排す」（朝野新聞、明治一四年）、「帝王非神論」（東京横浜毎日新聞、明治一四年）などの論説があるが、不敬罪の施行（明治一五年）はこれらを不可能にしてしまう。内村鑑三のいわゆる不敬事件（明治二四年）は、良心的なキリスト教徒と教育勅語との対立を示しているが、植村正久のようなキリスト教の代表者も皇室との調和の可能性を説き、いわゆる「日本的キリスト教」への路線を指さす。この点大司教に戴冠してもらうイギリス女王とは、天皇制が異質であることを示すであろう。

だからイギリスのバートランド・ラッセルは、その『西洋哲学史』（一九四六年）でプラトンから脱線して次のように書いている。

「一八六八年（明治元年）以降の日本人は、ミカドが太陽女神の後裔であり、また日本がどの国よりも古い昔に建国されたのだ、と教えこまれて来た。大学の教師がその学問的著作においてさえ、このような教条に疑いを投げかけると、誰でもその非日本的行動のゆえ、職を解かれるのである」、というのも「ミカドは神性であり、かれに対するあらゆる抵抗は冒瀆である」からである（邦訳、一九〇六、一二ページ）。

ラッセルは一九二〇年（大正九年）わが国を訪問しており、日本を知らぬわけではない。天皇制を「明治元年の発明」といつているのはおかしいとしても、大学教授の受難については当たっている。

天皇の神性は、敗戦による日本帝国主義の崩壊とともに剥奪され、天皇の大時代的な人間宣言が行われた。神聖不可侵の天皇大権、軍の統帥権は消滅した。しかし、アメリカの占領政策が天皇制を利用することになった結果、天皇は日本国の象徴として残った。新憲法は国民主権を宣言しているのだ

から、天皇が君臨するのには矛盾があるが、この矛盾が天皇制護持をも理由づける。天皇は一般国民とは違った機能や栄誉をもつものだから、やはり君主であると解釈され、この方向は天皇元首説にまで高まる。そしてもしこの方向を肯定すると、天皇はあの十五年戦争以前、すなわち開戦にも終戦にも無関係とされる天皇、万世一系の世襲君主として国民統合の象徴となってしまう。

こうして天皇制イデオロギーは、天皇を「国民的統一の表現者」とし、哲学的に「絶対無」あるいは「空性」の体現者とする。これが西田哲学では「全体的一と個物的多との矛盾的自己同一」といわれ、天皇が「絶対無」の顕現とされる（『日本文化の問題』）。西田哲学の「絶対無」とは、超越的であって同時に内在的なものであり、まさか天皇という存在のための論理ではなく、むしろそんなことに顧慮なく考えられた論理であろうが、そのいわゆる「歴史的世界」において日本文化を「何千年来皇室を中心に発展して来た」とする前提が、天皇を「絶対無」と捉えさせているようである。だが、はたしてこの前提は日本史の事実に基づいているであろうか。徳川幕府を考えただけでも、皇室中心は虚妄と思われる、むしろ近代の天皇制国家以後の理想、それも当為的スローガンに

過ぎなかつたようだ。

天皇制護持は敗戦時においてもわが国支配層の主張であった。しかしアメリカの占領政策は、この主張を尊重したというよりは、天皇制廃止による国内の混乱を恐れたため、いや共和体制への移行の阻止のためであった。国際的には、これによって日本を反ソ・反共のイデオロギー的拠点としたいためであつたらう。これは戦前、日本の独占資本が一定の発達段階においても天皇制を護つたのが、国内的には労働者・農民・勤労大衆の抑圧統制機構として必要だつたため、対外的には侵略戦争の遂行のためだつたことに対応する。

こうして日本資本主義の高度化とともに推移して来た天皇制は、戦後の安保体制ではアメリカ的となりアメリカの世界政策に依存するかに思われる。だが国内では、新旧天皇の一貫性や民族的「和」の精神の要求があるから、日本独自の文化的・宗教的な天皇制イデオロギーも流布されている。これに結びついて「象徴」の意味の肥大化・変質化の動行がある。これと矛盾的な対立をなすのが国民主権のイデオロギーであり、いわゆる「和」とは異なつた階級的連帯を求めつつある。これはあくまで天皇制イデオロギーと階級的な対立関係にあるのだが、当面の課題を「象徴」の肥大・拡大への警戒に見

る。「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」という日本国憲法第四条の順守がまず必要である。そして天皇がこのような一切の執政をやめて、真に象徴的な儀礼的な君主となる方向では、イギリスの君主制はその歴史を含めて当面のモデルになりえる、と私は思う。

(たまい しげる 朝日大学・哲学)

●天皇制—わたしの視点

血の純化による絶対化

—祭政統合と天皇権—

難波喜造

1

『日本書紀』敏達天皇の条（以下『敏達紀』と略称。他も同

じ)は、天皇の死を記して次のようにいう。

(十四年の) 秋八月の乙酉の朔己亥に、天皇、病彌留りて、大殿に崩りましぬ。是の時に、殯宮を広瀬に起つ。馬子宿禰大臣、刀を佩きて誄たてまつる。物部弓削守屋大連、听然而咲ひて曰はく「猶箭中へる雀鳥の如し」といふ。次に弓削守屋大連、手脚揺き震ひて誄たてまつる。馬子宿禰大臣、咲ひて曰はく「鈴を懸くべし」といふ。是に由りて、二の臣、微に怨恨を生ず。三輪君逆は、隼人をして殯の庭に相距かしむ。穴穂部皇子、天下を取らむとす。発憤りて稱して曰はく「何の故にか死ぎたまひし王の庭に事へまつりて、生にます王の所に事へまつらざらむ」といふ。

朔が乙酉にあれば己亥は十五日にあたる。殯宮は、埋葬までの期間、死体を納めておく建物で、その間種々の葬送儀礼が行われた。誄は、そうした儀礼の一つで死者を慕ってその霊に向つてのべることをいう。蘇我馬子と物部守屋とが、誄する相手の態度をたがいに嘲笑しあい、ために両者の不仲が決定的なものになってしまったことを伝えている。蘇我・物部の両者の確執が、新たに伝来した仏教に対する態度の違いにあったことは、広く知られている通りである。記事はその後、穴穂部皇子が皇位に野望を抱いていたことを記して

いる。もつとも『古事記』は、欽明天皇の皇子女を譜第する中で、この皇子を「三枝部穴太部王、亦の名は須売伊呂杼」と記しており、敏達や用明の異母弟にもかかわらず特に「スメ(天皇の)イロド(同母弟)」と呼ばれていたのは、あるいは次の皇位を約束された立場にあったのかも知れない。だとすれば、不遜ではあつても野望の語は当らないことになる。しかし、それにしても『用明紀』元年に見える事件は異常である。

夏五月に、穴穂部皇子、炊屋姫皇后を好きむとして、自ら強ひて殯宮に入る。寵臣三輪君逆、乃ち兵衛を喚して、宮門を重環めて、拒きて入れず。

穴穂部皇子は、先帝崩後一年にみだず殯宮にあつて服喪中の皇后を、犯そうとしたのである。「姿色端麗」と伝えられる炊屋姫皇后も、この時にはすでに三十五歳になっていた。(2) たんなる痴情の沙汰としては見過し難いものがある。事件は、穴穂部皇子が、自分の行動を阻止した三輪逆を「礼なし」として、物部守屋とはかつて攻め滅すという展開になる。(3) ために「炊屋姫皇后と馬子宿禰と、ともに穴穂部皇子を発恨みたまふ」ことになったという。(4)

仏法を崇敬する蘇我馬子に対し、三輪逆は物部守屋らと

「俱に仏法を滅さむと、謀りて寺塔を焼き、併せて仏像を棄てむ」としたという或本の所伝があったり、逆を殺すために自ら出向こうとする穴穂部皇子を、「王たる者は刑人を近づけず」といつて蘇我馬子が諫めて止めさせたという記述があったりで、事件にかかわる人間関係はまことに分りにくく複雑だが、結局は用明天皇没後の皇位継承をめぐるいきさつの中で、穴穂部皇子は蘇我馬子の兵の手で誅殺され、物部守屋もまた馬子大臣を中心とする軍勢に討滅されて終っている。

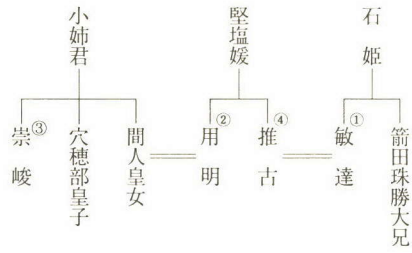
こうしてみると穴穂部皇子は、皇位に対する強い執念を抱いて生き、そのためにかえって望を遂げることなく生涯を終った悲劇の皇子という印象が強い。そこで、穴穂部皇子をも含め、欽明天皇の皇子女がどういう順序で皇位を継承していたかを簡単にふりかえってみよう。

欽明の皇太子は、皇后石姫（宣化の女）の生んだ箭田珠勝大兄皇子であったが、この皇子は欽明十三年四月に死去。そこで十五年正月に、同じ石姫腹の弟淳中倉太玉敷尊を皇太子に立てた。欽明の後、即位して敏達となったのはこの皇子である。敏達は四年正月、息長真手王の女広姫を皇后に立てたが、同年十一月になくなったので、五年三月豊御食炊屋姫尊の立后となった。炊屋姫は欽明妃堅塩媛（蘇我稲目の女）の

女だから敏達にとつて異母妹にあたる。その同腹の兄橘豊日尊は敏達の次に即位して用明となった。用明の皇后は同じく異母妹にあたる間人穴穂部皇女。穴穂部皇女の母小姉君は『記』によれば堅塩媛の姨とあり、『紀』では「堅塩媛の同母の妹」となっている。問題の穴穂部皇子と、後に崇峻となった泊瀬部皇子とは、間人穴穂部皇女の同母弟である。崇峻の即位は前述の物部氏討滅の翌月。『崇峻紀』には「炊屋姫尊、群臣と天皇を勧め進りて即天皇之位」とある。崇峻が蘇我馬子の意をうけた東漢直駒の手で殺されたのはその五年十一月であった。その後に踐祚したのが炊屋姫すなわち推古女帝である。群臣の要請を固辞しつづけていたが、「百寮上表して勸進まつること三度に至」つて遂に即位を受諾したと伝えられている。

前述の人間関係を簡略に表示すると次ページのようになる。数字は皇位継承の順を示している。崇峻については、立後の記事はない。

こうして単純な表にしてみると、改めて気づかれるのは、徹底した族内婚と、皇位が前帝の皇后の同母兄弟へと順次うけ継がれているという事実である。先帝の死後、その皇子たちが順に皇位を継承した例は、仁徳死後の履仲・反正・允恭



の三天皇の先例があるが、

II

この場合は三皇子とも大后磐之媛の生んだ同腹であつて、父系だけの問題として

欽明皇子の三天皇と仁徳の後を継いだ三天皇の系譜とには、もうひとつ奇妙な暗合がある。

は、欽明の三皇子と同じであるが、母系をも考え合せると事情は全く違ってくる。

欽明の父継体天皇は、仁徳の皇統が武烈天皇で一旦途絶えた危機に、特に迎えられて即位したことで古来問題視されてきた天皇である。

仁徳皇子たちの場合にはなかった皇后としての皇女たちが、皇位継承に介在したのではないかという感じが

（武烈）天皇既に崩りまして、日統知らすべき王無かりき。故、品太天皇（応神）の五世の孫、袁本杼命を近つ淡海国より上りまさしめて、手白髪命に合はせて、天の下を授け奉りき。（『武烈記』）

残ることをどうしても否定しきれない。

(1) 『用明紀』にも穴穂部皇子を「皇弟皇子」と呼んでいる。

(2) 『推古紀』

(3) (4) 『用明紀』

(5) 『敏達紀』割注

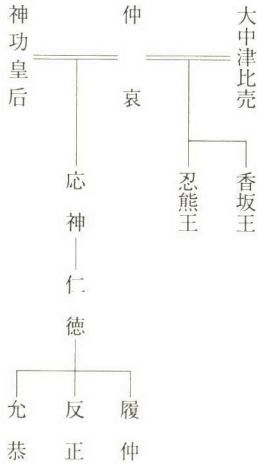
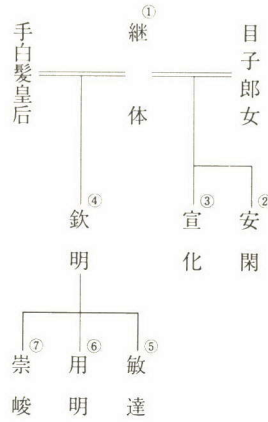
(6) (7) 『崇峻紀』

(8) 『推古紀』

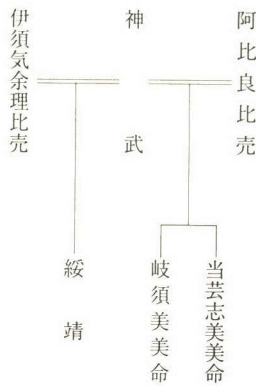
手白髪皇女は武烈の同母妹である。「手白髪命に合はせて」という表現は、今でいう婿養子を想定させる記述といえよう。壮年になって急に即位した継体には、当然のことだが、前妻とその所生の子があつた。それが安閑・宣化の両天皇であり、皇后嫡出の欽明はその後で皇位に就いたことになっている。しかし、この辺の事実については従来から疑問視されており、記紀の薨年千支の喰い違いなどから、安閑・宣化朝と欽明朝の初期とは重なり合っている。すなわち二王朝が併立していたのではないかとする有力な見解も出されている状況である。



欽明の最初の皇后が宣化の女石姫であるのは、両王朝統一のための必要条件であったと考えられないわけではない。一方、仁徳の父応神天皇は、胎中天皇として知られているいきさつで、父仲哀天皇の死後に皇后所生の皇子として生れ、母皇后



に伴われて九州から倭に還り上った際、「待ち取らむと思ひて」「軍を興して待ち向へ」る香坂・忍熊の二王子を打倒して、天皇位を確保している。<sup>(2)</sup>このような前妻の子と後妻である皇后の嫡出子との争いは、神武天皇の薨後にも同様の形で伝えられている。

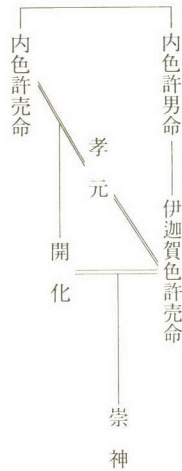


故、天皇崩りまして後、その庶兄当芸志美美命、その嫡后伊須気余理比売を娶せし時、その三柱の弟を殺さむとす  
て……  
〔神武記〕

その報せを受けた嫡后腹の三皇子中、神沼河耳命が当芸志美美を殺して、皇位につき綏靖となっている。状況はほとんど同じといってよいだろう。ただ、この場合は皇位を望んだ当芸志美美が前帝の嫡后と結婚しているという問題があり、しかも、その伊須気余理比売は、出生の事情もあって「神の

子」と特に称えられる女性であった。三輪山伝説の意富多泥古と同様、神祭りに携りうる特別な存在であったと考えて誤りないと思う。

なお、父帝の妃を自分の妻とした例はもう一例あり、系図で示すと次の通りである。



記紀の伝承の中で、ハツクニシラスメラミコトと呼ばれるふたりの天皇神武と崇神、あるいは新王朝の始祖ではないかと推定されている応神と継体。そうした問題含みの天皇の系譜が、穴穂部皇子の事件が提起する疑問に細いしかし確かな糸でつながっていることは、決して偶然ではありえないと考える。執政者大王の影に添う形で祭祀者太后があり、両者の嫡出子が正系と認められてきた歴史と論理。その血脈の絶対化をめざして進められた族内婚の徹底。いわばその極限の姿が六世紀末から七世紀初頭の欽明天皇の皇子女の時代であったといえよう。そして天皇の称号が公的に使用され始めた

のも他ならぬこの時代からであったとみられている。<sup>(3)</sup>『古事記』の記述が推古天皇で終わっていることの意味もまた、この点にあるとみてよいのではないだろうか。祭政の両権を一身に集中した天皇とそれをとりまく狭いみうち(皇族)。それは必然的に狭い皇族内部での皇位継承争いの継起となり、いわゆる謀反と内乱の時代を招くことになった。滅びにむかう純血の天皇家を救ったのは、その血脈の絶対化を意識的に押し進めながら、文武夫人宮子、聖武皇后光明子を先頭に族外婚を復活させ、その婚姻関係を軸に実質的な権力を天皇から奪い去っていった藤原氏の出現であったといえよう。

(1) 喜田貞吉「継体天皇以下三天皇皇位継承に関する疑問」。

林屋辰三郎『古代国家の解体』

(2) 『神武記』

(3) 天皇号の確実な初出は推古朝十六年の隋への国書、および同十五年の「法隆寺薬師銘」である。

(なんば きざう 仏教大学教授・国文学)

●天皇制—わたしの視点

被爆者にとつての天皇

舟橋喜恵

(一)

被爆者の被爆体験記をよむと、もう二度と戦争はいやだ、一日もはやく核兵器や戦争のない世界になってほしいという必死の思いが、よくつたわってくる。しかしその被爆者が、天皇について、または天皇制について、日頃どう思つて暮しているのかという問題になると、かならずしも、よくわからない。被爆体験記が、直接天皇や天皇制と結びつけて叙述されるのだが、この頃はすくないからである。たとえば被爆後四〇年たつて出版されたNHK広島放送局編『いつまでも絶

えることなく——被爆四〇年ヒロシマの手記』(ぎょうせい、昭和六一年三月)にも五〇名ちかい被爆体験記があつめられているが、その執筆者たちが、どんな気持ちで四〇年間、天皇や天皇制を眺めてきたかは、やはりよくわからない。これほど天皇や天皇制への言及がすくないのは、天皇の戦争責任を云々することが政治問題をはらみすぎ、突つこんだ批判はしないほうが賢明だという世間の一般的風潮を反映しているからかもしれない。

このことは活字になつた被爆体験記の場合だけではない。広島に住んでいると、被爆者にお目にかかり、なまの被爆体験を聞かせていただく機会もおおい。そのような機会の一つに、毎年八月六日に広島YMCAを会場にして開かれる「原爆被害者証言のつどい」がある。主催するのは、いわゆる草の根グループの諸団体で、「原爆被害者相談員の会」(被爆者相談の専門家である医療ケースワーカーや社会福祉関係者、被爆者、ヴォランティアによって運営されている)や、ひとり暮しの被爆者を訪問して話し相手になりながら被爆体験の継承をめざしている「被爆者家庭訪問をすすめる会」、「ヒロシマ被爆二世の会」などである。年によっては他の草の根グループも主催団体にくわわる。そして全国各地から八月六日をめざして

集まってくる人びとに、一〇名ぐらいの小グループにわかれてもらい、被爆者とひざつきあわせて、二時間ぐらいをめどに静かに語りあい、質問や意見交換をするのである。大勢の人の前では気がすまないと、しりごみする被爆者も、一〇人程度の人となら話しあってみよう、証言もしてみようといつて本音で話してくださいようだし、耳をかたむける小学一年生ぐらいから六〇歳以上の人たちも、小グループならば気軽に質問ができるようで、この企画は概して好評である。これは全国の人に本当のヒロシマの姿を知らせ、被爆者援護法制定の必要をひろく認識してもらうための草の根グループらしい企画である。参加者はだれでもよく、例年三〇〇名ぐらい、証言する被爆者の数も年により違いはあるけれども三〇名から五〇名ぐらいである。わたくしも毎年八月六日には、なにはさておいても「原爆被害者証言のつどい」に出席し、証言をうかがうことにしている。このごろは被爆者の方がたも高齢になり、証言できるのも今年が最後かもしれないという被爆者もすくなくないからである。

そしてこの「原爆被害者証言のつどい」に参加する被爆者たちも、戦争をのろい、核兵器をにくみ、再びヒロシマ・ナガサキを繰り返さないようにという願いではおなじでも、天

皇や天皇制について、どう考えているかはよくわからない。その証言内容が天皇のことや、天皇制の問題にまで広がることはあまりないし、また参加者からも、そうした質問があまりでないからである。小グループだから率直な意見交換は可能なのだけれど、全体の雰囲気は、意識して天皇のことを避けるというより無関心にちかく、あえて天皇制の問題に言及しなくても、戦争反対、核兵器反対の運動はすすめられるという気持ちのようで、ここには象徴天皇時代の日本人の一つの姿が、浮かびあがってくる。

べつの例をあげると、日本原水爆被害者団体協議会（略して被団協という）を中心にするめられた被爆者運動の一つに「国民法廷」というのがある。これは法廷となる舞台に被爆者と日本政府のそれぞれの代理人が登場し、被爆者の代理人が日本政府の戦争責任を追求し、日本政府の代理人のほうは、原爆被爆者対策基本問題懇談会（厚生大臣の私的諮問機関）の意見書（一九八〇年一月一日発表）の線にそって応答し、両者のやりとりを観客にみてもらいながら、みんなで戦争責任を考え、被爆者援護法の必要をひろく世間に訴え、その制定運動に拍車をかけようという企てである。いまあらためて広島で上演されたときの脚本をみると、被爆者の苦しみ

は戦争と原爆によってもたらされたものとして、戦争を開始した日本政府の責任を追求する場面が繰り返してこく。

そうした場面で戦争責任を問われているのが日本政府であるのは確かだが、天皇はどうなのだろうか。もちろん日本政府という言葉には天皇をふくめるのが、戦争責任にかんするかぎり当然ではないかと主張することはできる。主権者として統治権をもち、国民のあいだに強力な権威をもちつづけた天皇が、一五年戦争の政治過程とその結果について責任がないなどということは、およそ常識が許さないからである。けれども実質的な統治権をもたない象徴天皇が四〇年もつづいてきた今日、日本政府という言葉だけでは、天皇の責任が曖昧になることは否定できないだろう。ここには先に述べたような天皇の戦争責任を突っ込みすぎないようにという配慮が、やはり働いたのかもしれない。団体の結束をまもるための配慮も働いたかもしれない。あるいはそうしたことは、すべて承知のうえで、被団協はこう考えたのかもしれない。つまり被団協がめざしているのは、国家が戦争の責任をとって国家補償にもとづく被爆者援護法制定に積極的になってくれることである。そして現行の憲法のもとでは、それができるのは象徴天皇ではなくて日本政府なのだから、現実的な運動とし

ては標的を現在の日本政府にしぼっていい。

(二)

被爆者たちの話に、どうして天皇があまり登場しないのだろうか。特別の思想信条の持主はべつとして、ふつうの庶民感覚をもった被爆者の天皇観は、おそらくさまざまなのだろう。戦争反対、核兵器反対ではそれほど違いはなくても、天皇のこととなると、そうはいかないというのが被爆者の、そして非被爆者をふくめた日本人のふつうの姿なのだろうか。天皇の戦争責任は占領軍も問わなかったし、占領が終わったあとの日本人自身も結局は問うことができなかった。大日本帝国や軍国主義への呪いの言葉はでてきても、天皇や天皇制はその対象から除外されてきた。そういうところに現在の象徴天皇は存在する。

原爆投下直後の広島の惨状をリアルに描き、各国語にも翻訳されてよくよまれている本に、被爆当時、広島通信病院長だった峰谷道彦氏の『ヒロシマ日記』（現在は法政大学出版社発行）がある。この日記の一九四五年八月一日以降数日にわたる記述のなかには、天皇の権威をかさにきて猪突猛進した軍首脳部にたいする恨みや厳しい批判が峰谷氏自身や周辺

の人たちの心情として語られているが、天皇については安否をきづかう言葉がみられるだけである。ここには蜂谷氏の育った時代の天皇観がよくでていいる。また占領下のプレス・コードのもとで歌集『さんげ』（私家版、一九四七年二月五日発行）を出版して原爆の悲惨さを告発した正田篠枝さんも、『耳鳴り——被爆歌人の手記』（平凡社、一九六二年一月三〇日）のなかで、「大きな旗」と題する、つぎのような詩を残している。

「天皇 皇后 両陛下 皇太子 美智子妃殿下 よ

言うては 済まないけれど 言わずに おれない

この気持 許して ください

大東亜の 宣戦の布告を なさい まして から

一九四五年の あの夏に 終戦の 詔勅を

被爆の身で 悲惨の中に 慈悲の言葉と 聞きました

親愛の情を 持った 私です ……

あなた様方は なにゆえに 黙って なにも

おっしゃらないので ありましよう

スモウや テニスや 野球を ご覧に なるばかりでなく

浩宮さまが かあいかったら 原水爆や ロケットが

私達の頭上に サクレツする 戦争に まきこまれない

様に こんなにするから 心配するな と 言葉を聞かして いただきとう あります

過ぎし日に 祖国のために 死んで 逝った

あわれな 庶民の ころを 知って ください

地球上に 人類が 生きるようになって 以来

始めての 原爆犠牲に なった 日本国の 君主として

原水爆製造禁止の 先頭の座に 立って 全世界の

人間の まごころに 訴えて ください たのみます ……」

（二五六―七ページ）

『耳鳴り』には安保改定に反対した詩もおさめられているが、そのような正田さんでも、開戦の詔勅をおこなった天皇の戦争責任は考えていない。終戦の詔勅を慈悲の言葉ときいたのは、蜂谷氏がそれを「陛下の御発意にもとづくものであった。私はますますもって聖慮の有難さに感激した。」（一九八二年版、九四ページ）とのべたのと変わらない。平和をめざす国家の天皇なら世界平和の先頭にたってほしい、何かいってほしいと正田さんは思っていた。人間天皇と君臣一体の家族的感情はちゃんと結びつくのである。わたくしたちは、蜂谷氏や正田さんの天皇観を、戦前の残滓だと安易に考えて

はいられない。

蜂谷氏の『ヒロシマ日記』の最後の一九四五年九月三〇日のところに、広島島の惨状をみたアメリカの将校から「私だったら国を訴える」といわれ、蜂谷氏が「国を訴える、国を訴える、繰り返し繰り返し口の中でいってみたが、国情を異にする私にはいくら考えてもわからぬ言葉であった。」（一九八二年版、二九六ページ）と記すところがある。被爆者たちは、いま国を訴えている。そこまではきた。しかし天皇抜きなのだろうか。

（ふなはし よしえ 広島大学・社会思想史）

●天皇制—わたしの視点

天皇制と日本文化論

—西田哲学をめぐる—

古田 光

今日天皇制イデオロギーとよばれている思想には、大まかにいって二つの形態があると思う。一つは、旧憲法における主権者としての天皇、「現人神」としての天皇を復活させようとする思想である。もう一つは、戦後の「象徴」天皇制を支持し、それこそが本来の天皇制のあり方としながら、これを新しい国家主義と結びつけていこうとする思想である。これは、極右、極左の過激な思想を排除すると称しながら、しだいに機構ぐるみファシショ化の道をたどろうとする。中曽根前首相の「戦後政治の総決算」路線も、このような流れに属するものとみてよいであろう。

さて、この後者の流れについて注目されるのは、それが最近、桑原武夫氏、上山春平氏、梅原猛氏、梅棹忠夫氏ら、「新京都学派」とよばれる人びととの結びつきを強めてきていることである。これは中曽根前首相が彼らの日本文化論に共鳴し、「国際日本文化研究センター」の設立を推進し、各所の講演で彼らの所説を援用していることから明らかであろう。一九八五年の軽井沢セミナーで彼は「いま昭和六十年になって、天皇はご在位六十年、終戦後四十年。この平和でゆたかな時代になったところで、……もう一回、日本のアイデンティティというものを、これだ！というものをつくるべきにきたと思うのです。だから私は『国際日本文化研究センター』をつくらうじゃないかと言っているのです」と発言している。はたして「新京都学派」とよばれる人びとは、こうした期待に応えることができるであろうか。

「新京都学派」といっても、こまかく見ると、各人の見解にはかなりの相違がある。しかし、彼らのうち上山、梅原の両氏はともに京大哲学科の出身であり、ある意味で西田哲学、京都学派の天皇制論、日本文化論を継承している、とみる人（たとえば岩井忠熊『天皇制と日本文化論』一九八七年）もいる。ここではまず西田哲学の天皇制観、日本文化論をとりあげ、

それが彼らにおいてどう生かされているかという点を検討してみたい。

天皇制と日本文化に関する西田幾多郎の見解は、彼の晩年の著作、とくに『日本文化の問題』（一九三八年）、「哲学論集第四補遺（原題「国体」、付録に「世界新秩序の原理」など）」（一九四四年）などに示されている。これらを読むと、たとえば「我国の国体に於ては、皇室が世界の始であり、終りである。皇室が過去未来を包み、絶対現在の自己限定として、すべて皇室を中心として生々発展するというのが、我国体の精華であるのである」とか、「皇室を中心としての我国の肇国には、天地開闢即肇国として歴史的世界形成の意義がある。故に万世一系、天壤無窮である。神国という信念の起る所以である」とか、ほとんど神がかり的な天皇制（「国体」）讚美の言葉にぶつかって驚かされる。しかし、西田は、少くとも主観的には、ファシズム（全体主義）にも帝国主義にも反対であった。これは、たとえば「最も戒むべきは、日本を主体化することではなければならないと考える。これは皇道の霸道化にすぎない、それは皇道を帝国主義化することに外ならない」といった言葉からもうかがわれるであろう。西田は「皇道」とか



「日本精神」とかよばれているものを、たんに特殊なものとしてではなく、もっと普遍的・世界的な見地から、つまり、彼のいう「歴史的世界の自己形成の原理」からとらえなおし、それによって当時の天皇制ファシズムの方向を修正しようとしたのである。

『日本文化の問題』の前半は、この「歴史的世界の自己形成の原理」なるものの説明に当てられ、それは論理的には「全体的一と個物的多との矛盾的自己同一」ともいうべきものであるとされる。この規定は実在的世界のすべての領域を貫く根本原理であり、彼が長年の思索の結果到達したものである。西田はこの論理によって、「皇室」や「日本文化」の問題を、次のように意味づけた。

何千年来皇室を中心として発達してきたわが国文化のあとを顧みると、「全体的一と個物的多との矛盾的自己同一」をよく体現している。全体的一としての歴史の主体はいろいろと変わった。古代では蘇我氏、藤原氏、それから鎌倉幕府、足利幕府、徳川幕府と変わった。しかし、「皇室は此等の主体的なるものを超越して、全体的一と個物的多との矛盾的自己同一として自己自身を限定する位置にあった。」わが国の歴史においては、いかなる時代にも社会の背後に皇室があり、

時代の担い手としての主体が行き詰まったとき、中国では革命になったが、わが国ではいつも「皇室に返る」ことによつて新たな時代に踏みだした。「復古と云ふことは、いつも維新と云ふことであつた。」明治維新がそのよい例であらう。こうしてわが国の歴史では、「皇室は何処までも無の有であつた、矛盾的自己同一であつた」といえるのである。

ところで、歴史的世界というものは、つねに主体が環境を環境が主体を限定し、作られたものから作るものへと、イデオロ的に自己自身を形成していく。そのゆえに「文化的」である。西洋文化は大体において環境から主体へと考えられ、東洋文化は主体から環境へと考えられる。上述のような皇室を中心とした日本文化の特色は、「主体から環境へと云ふ方向に於て、何処までも自己自身を否定して物となる、物となつて行ふ」というところに見出される。「無心」とか「自然法爾」とかということが理想とされる。「すべてのものを綜合統一して、簡單明瞭に、易行的に把握せうとするのが日本精神である。」その真髄は「物において、事に於て一となる」ということである。日本は何千年来東洋の孤島に位し、縦の世界として発展し、右のような特色をもつ文化を形成してきた。しかし、今日の日本はもはや閉じられた社会ではなく、

世界にむかって開かれた日本である。今日の日本文化の問題は、「縦の世界性の特色を維持しつつ、これを横の世界性に拡大することにならなければならぬ。主体として他の主体に對することなく、世界として他の主体を包むこととでなければならぬ。」そして、「矛盾的自己同一的に事実に於て結合する一つの世界を構成することとでなければならぬ。」要するに、われわれはわれわれの歴史的發展の底に、「歴史的世界成立の原理」を見出すことによって世界に貢献しなければならぬ。「それが皇道の發揮と云ふことであり、八紘一宇の眞の意義でなければならぬ。」

このように西田は、「矛盾的自己同一」の論理によって日本の歴史や文化をとらえ、「皇室」（天皇制）を「全体的一」（支配権力）と「個物的多」（民衆）との矛盾対立を止揚する「無の場所」として意味づけた。これは皇室によって軍部の「霸道」（ラッシュム）を修正しようとする熱意から出たことであつたにしても、あきらかに誤まりである。矛盾的自己同一の論理の歴史的現実の世界への適用は、こうして失敗に終つた。西田には「制度」としての天皇制への洞察が欠けていたのである。この点は、かつて上山氏自身もその西田哲学論

（『日本の思想』一九七一年）のなかで分析し、批判している。西田の天皇制論を、そのままの形で現代に生かすことは不可能であり、またそうさせてはならない。しかし、その背後にある「矛盾的自己同一の論理」そのものは、なんらかの形で復権されうるいろいろな可能性を秘めているように思われる。とくに皇室を政治上の主体を超越して、これを包む「無の場所」として意味づける西田の考え方は、実は旧憲法時代の天皇よりも、むしろ現在の「象徴」天皇のほうによりよく当てはまるだろう。したがつて、西田の「論理」が、すこし形を変えながら、現天皇制擁護の論理として復活する可能性は十分にあるといわなければならない。

ところで、戦後における日本の経済的發展を背景として、明治以来の「日本近代化」をほぼ成功とみなし、明治維新天皇制の再評価を求める声があがってきた。この先がけとなつたのが桑原武夫氏である。この動きはさらにその「成功」の要因を日本社会、日本文化の特質に求め、日本の伝統、アイデンティティをさぐる動きをよびおこした。こうして桑原氏の日本近代化論と上山氏、梅原氏の日本文化論が結びつき、さらに中曽根流の経済大国ナショナリズムの期待がよせられることになつたのである。上山氏、梅原氏は、日本近代化の

歴史的背景は縄文・弥生時代にまで遡って考察されねばならないと主張する。梅原氏の場合は、その精力的活動にもかかわらず、その天皇制に関する見解はまだあいまいにぼかされている。これに対して上山氏は、「国体」という言葉を、ある意味で再評価しようとする。この言葉は明治憲法創出期に井上毅がナショナル・アイデンティティの根拠として作出したもののだが、氏はその基礎には律令制以来の天皇のコンティニューイティがあったとし、連続性を貫きつつ革新していった点（「復古」即「維新」）を高く評価している（桑原武夫『明治維新と近代化』一九八四年）。しかし、これは必ずしも氏自身が日本のアイデンティティは天皇制にあるとみていることを意味しない。むしろ、氏自身の立場からすれば、なんらかのコンティニューイティを維持しつつ積極的に外来文化を受け入れてきた日本人のフレキシビリティこそ、日本のアイデンティティというべきではなからうか。そのほうが、日本文化の特色を「凹型文化」、「虚の文明」としてとらえる、氏の日本文化論にも整合的ではなからうか。

日本文化の特色は、外来文化の受け入れかたのなかに見出されるであろう。そして、その受け入れかたが、つまりその「包容的受容」の仕方が、たんに日本的であるだけでなく、

同時にある意味での世界性、普遍性をもつ、というのが西田の考えかたであった。上山氏の「凹型文化」としての日本文化論は、明らかに西田の文化論ないし「場所」の論理からの影響を受けている。そして、現在はまさしく、そうした「雑種文化」といわれる日本文化の「世界性」が問われている時代なのである。それは「天皇制」を生みだし、それを支えてきた文化でもあった。われわれは世界にむかって開かれた目で、もう一度、日本文化のありかたを根本的にみなおしてみるべきではないだろうか。西田の文化論が再検討に値するものを含んでいるとすれば、それはそういう見地からであろう。問題は「天皇制」を生みだし、それを支えている精神構造はどういうものか、という点にある。これが徹底的に自覚化され、多くの国民のものとなったとき、天皇は「国民統合の象徴」ではなくなるであろう。新しい「民主主義的な統合」のありかたが、「日本文化」を基礎として模索され、形成されなければならない。それがわれわれの課題である。

（ふるた ひかる 横浜国立大学・哲学）

# 霧の中の現代天皇制

——皇室イメージの記号論——

志田昇

## (1) CLUBと天皇制

最近、「ジャパン・トータル・クラブ」というところから入会案内のパンフレットが送られて来た。これを読むと日本のニュー・リッチとか呼ばれる人種が内心何を望んでいるのかよくわかって面白い。

『「CLUB」——その発祥は15世紀の英国貴族社会。……メンバー以外は入れない敷地内は彼らが安心してくつろげる場所となり、そこにひとつのステータスが生まれま

した」(強調は筆者)。

警察官の巡回つきの「ゲート」(門)に守られた敷地と「クラブ・ハウス」、「メンバーズ・オンリー」(排他性)、「オーナーのステータス」(所有者の特権的地位)、「グレード」(格式)、「資産の安全性」(私有財産の神聖)、「小さな外国」(白人風)、「子々孫々にまで継承できる」(世襲制)、「さりげなく、気品に満ちた会話」(育ちの良さ)、「オーナーの安全」などの言葉が「貴族」性のシンボルとして操作され、金と名誉と安全との幸福な結合のイメージが作りだされている。入会金四五〇万円、入会資格三〇歳以上、自

家保有、年取七〇〇万円以上の方。ちなみに、筆者には入会資格すらない。そういえば、海上自衛隊に沈められた第一富士丸の乗客も入金五〇万円の「クラブ」のメンバーであった。「安全」は金に依じて与えられるといったらしいすぎであろうか。

クラブの発祥の地イギリスでは、市民革命後の動乱の時代（一七世紀・一八世紀前半）には、コーヒー・ハウスが栄え、あらゆる階層の人たちがあらゆる種類の話題について論じあい、語りあった。その後、社会の階層秩序がかたまるにつれ、服装に制限をもうけるなどの方法で、メンバーが固定され、上流階級の店は、閉鎖的なクラブに転化した。一九世紀の中頃、中流のブルジョア階級がバブ（大衆酒場）から逃げ出し、会員制の社交クラブに所属するようになって、クラブは全盛時代をむかえたといわれている。もともと英国の「クラブ」とは、「所属しているクラブによって、そのひとの社会的評価が決まる」というるほどで、いわばすでに確立した階層秩序を維持、強化する機能をそれらもつ」（角山栄・川北稔・村岡健次『産業革命と民衆』河出書房新社）ものだったのである。

現代日本で、レストランや演奏会の客に服装制限が課せ

られたり、クラブ（リゾート、ゴルフ、船釣り、パニー・ガール付きクラブなど）が流行したりしているのも、社会の階層秩序が固定化しつつあることに原因があるのではなからうか。戦後の焼け跡闇市時代の国民全体の貧困化や高度成長期の中流社会化は終り、土地や金を「持てる者」と「持たざる者」との階層格差が広がった。上野千鶴子らが言うように、国会議員の世襲化、長島二世、中井貴一の人気など二代目の活躍がめだち始めた。「努力」や「素質」より、「生まれ」や「育ち」が物を言う時代がやって来たのである。かくして、今やクラブが流行する基盤は十分に成熟したと言ってよい。すでに資産を手に入れたニュー・リッチが次に名誉を求め、格式の高いクラブに入って、社会的評価を高めることを望むだけではない。土地も金も持っていない庶民の一部も富と名誉のイメージにあこがれて、少しでもグレードの高いクラブに入りたがるのである。そして、俗物たちの「名誉」とは、光源となる有名人、スターとの距離で測られる。皇室こそ究極の大スターであり、皇室とお近づきになれる機会は金では買えないほど高価である。

したがって、最も「名誉」あるクラブは、天皇に招待された各界の名士たち（小スター）が集まる「園遊会」には

かならない。そこには、政・財・官の各界のトップをはじめ、一流の文化人、芸能人、スポーツマンなどがいそいそと出席し、「お言葉」をいただいて、あまりの有難さに涙を流したりするのである。同じようなものに叙勲制度がある。医師会や弁護士会の会長になるために何億円もの選挙資金をおしまない人がいる。実は天皇から勲章がもらいたいからだ、といわれている。現代では、テレビのおかげで、

底辺の庶民も、「皇室クラブ」の行事に臨席したような気分を味わえる。松下圭一は「大衆天皇制論」（『中央公論』一九五九年四月号）の中で、「政治的『悪』はスターの『美』

によって、大衆からかくされるのである。大衆君主制のもとでは、君主は『脱政治化』しながら『政治的美』に転化するとき、最もすぐれてその政治的効果を現わす」とのべた。つまり、君主は「スター」であり、即位式や結婚式は最も豪華な政治的芝居である。大衆がスターに見とれている時には、仮に政治家が株で不正にもうけようが、税金が上がるが、話題にもならず、政治的支配は安定するのである。

ところで、君主制は世襲を本質とするから、主役はやらに変わるわけにはいかない。社会構造や大衆の願望がど

んどん変化していくのに、何十年間も同じイメージでは、国民の統合をするのがむずかしい。そこで、今日の日本では、天皇、皇太子夫妻、浩宮の三つの皇室イメージが並存して、役割分担を果している。

この三つのイメージが、どんな社会構造から生み出され、国民の「光源」として機能するようになったのかこれまでの天皇制論の名著を参考にしながら考えてみたい。

## (2) 「戦前」の象徴としての昭和天皇

——現人神、家父長制家族、軍国主義——

昭和天皇のイメージは、戦前の軍国主義の時代の神権的天皇制と分離することができない。敗戦によっていかに憲法上の権限が変化したとはいえ、同じ人物が「天皇」という地位にとどまったからである。

戦前の帝国憲法に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と明記されているように、天皇は軍事大権を含む政治権力の全体を握っていた。天皇は軍服を着た「大元帥」として臣民の上に君臨していたのである。同時に、天皇は、国家神道の最高祭司であり、「現人神<sup>あまひとがみ</sup>」として、宗教的・精神的な権威を独占していた。信教の自由は事実上存在し

なかつた。こうして、天皇は、政治権力と宗教的・精神的権威を一元的に所有し、「全国家秩序が絶対的価値体たる天皇を中心として、連鎖的に構成され、上から下への支配の根拠が天皇からの距離に比例する」（丸山眞男『超国家主義者の論理と心理』一九四六年、『増補版現代政治の思想と行動』未来社、一九六四年に所収）体制が成立した。しばしば独裁者と呼ばれた東条首相でさえ「陛下の御光を受けてはじめて光る」と自認していたのである。天皇の光を受けた上級の人物に圧迫された下級の者は、自分より下の者をいじめることによってしか精神を安定させることができなかつた。これが丸山の言う「抑圧の移譲による精神的均衡の保持」（つまり、イジメの構造）である。十五年戦争で、普通の日本兵が「皇軍」の一員としてアジアの民衆に蛮行を働いた際の心理を、丸山は「圧迫を移譲するべき場所を持たない大衆が、一たび優越的地位に立つとき、己れにのしかかつていた全重圧から一挙に解放されんとする爆発的衝動に駆り立てられた」と説明している。

藤田省三は、『天皇制国家の支配原理』（未来社、一九六六年、同名の論文の初出は一九五六年）の中で、天皇が「神」であり、万能の「君権」を意味していたばかりでなく、温

情にあふれた「家父」のイメージで、人間生活の情緒の世界に入りこみ、日常的親密さをもって君臨していたことを指摘している。これに対応して、天皇の国家は、「神国」、「政治国家」であると同時に、「家族国家」であつた。このような諸観念の同一化によって、むきだし<sup>むきだし</sup>の権力行使が、一方で神の命令として神聖化され、他方で「涙の折檻<sup>せうかん</sup>、愛の鞭<sup>むち</sup>」として、家父長的な温情の所産とされた。こうして、「加害者は胸を張り、被害者は跪く」（松浦総三『マスコミの中の天皇』大月書店、一九八四年）天皇制的精神構造が作り出されたのである。

それでは、なぜこのように極度に権威主義的なイデオロギーが国民を統合できたのであろうか。

周知のように、戦前の日本社会は、急激な「近代化」によって、官僚機構の支配の貫徹と軽工業および軍需工業を機軸とする産業革命を遂行し、独占資本主義の段階に達していた。同時に、この近代化は権力の頂上の天皇制と社会の最底辺の農村の寄生的地主制という二つの権威的秩序を温存し、利用することによって促進されたものであつた。

丸山眞男は、『日本の思想』（岩波新書、一九六一年）の中で、農村共同体こそ戦前の天皇制国家の最終の「細胞」である、

とのべている。地主Ⅱ名望家支配下の農村共同体は地方「自治」制により、天皇制官僚機構と結合されていた。この結合を意識的にイデオロギー化したのが「家族国家」観だったのである。

渡辺治も戦前には、農村の共同体秩序が「農村との結びつきを断ち切れない労働者を媒介にして、企業の労資関係にまで持ち込まれ、その社会関係の基軸を形成した」（藤田勇編『権威的秩序と国家』所収「現代日本の権威的構造と国家」、東京大学出版会、一九八七年、より詳しくは同書の安田浩「近代天皇制国家試論」という。戦前の天皇制イデオロギーは農村の共同体的秩序に依存しながら、同時に独占資本のイデオロギーとして機能していたのである。

敗戦後、アメリカ占領軍によって、戦前の天皇制は解体された。天皇制のイデオロギーの社会的な基盤であった寄生的地主制度は、一九四六年にはじまる農地改革で消滅した。「家族主義国家」観の現実的な基盤であった家父長的家族制度も、個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた新憲法と一九四七年の民法改正によって消滅した。神道は国家から分離され、一九四六年に天皇はいわゆる「人間宣言」を行い、現人神の幻想はくずれた。一九四六年に制定され

た日本国憲法は、天皇は「象徴」にすぎないものとし、天皇の行う国事行為は政治と関係しない形式的・儀礼的行為のみに限定された（針生誠吉・横田耕一『国民主権と天皇制』法律文化社、一九八三年、参照）。

ところが、軍服を背広に着かえ、「神」から人間になった昭和天皇は、一九四六年から「地方巡幸」を開始し、行く先々で「万歳」の歓声に包まれた。「天皇を間近に見た国民は、ただ感涙にむせんだ」（高橋紘『象徴天皇』岩波新書、一九八七年）のである。敗戦にもかかわらず戦前の学校教育によって、天皇制的精神構造を内面化するまでたきこまれた世代の国民の中には、——天皇の「聖断」による終戦のおかげで日本が救われたという宣伝の効果もあって——天皇を敬愛する感情は残り、総選挙で保守党が勝利する一因となった、といわれている。その後も天皇は、戦前型政治の復活をめざす保守勢力の象徴となっている。

しかし、天皇には、戦争と軍国主義のイメージがいつてまわるだけでなく、天皇が一度も戦争責任を国民に謝罪しなかったことは天皇に敬愛の念をいだく人にもわりきれない感情を残した。天皇の戦争責任については、藤原彰『天皇制と軍隊』（青木書店、一九七八年）、井上清『天皇の戦争



責任』(現代評論社、一九七五年)に詳しい。

### (3) 中流化社会の象徴としての皇太子夫妻

——平民、恋愛、家庭——

一九五二年にサンフランシスコ講和条約が発効して、占領期は終り、日本は法的に「独立」した。当時支配層の内閣では、鳩山一郎らの明文改憲派と、吉田茂らの解釈改憲路線を主張する保守本流との間に対立があった。鳩山らの改憲構想は、再軍備の明記のほか、天皇の元首化、基本的人権の制限、旧家族制度の復活、などをかけ、大日本帝国憲法への郷愁を示す、復古的、反動的なものであった。

しかし、鳩山内閣のもとでの一九五五年の選挙では社会党が三分の一以上の議席を獲得して、改憲の野望をくじいた。こうして「天皇元首化のための明文改憲路線は当面採用されなくなり、戦争と旧体制のイメージがまつわりついた天皇にかわって、成人となった皇太子が解釈改憲路線の当面の主な担い手としてマスコミの前面に出されてくる」(藤原彰、吉田稔、伊藤悟、功力俊洋『天皇の昭和史』新日本出版社、一九八四年)のであった。そして、一九五八年十一月の皇太子と正田美智子との婚約発表とその後の「ミッチー・ブ

ーム」がやってきた。この時期には、日本の社会構造は、すでに戦前とは大きく変わっていた。戦後の改革で、華族制度と地主制度は廃止され、小作人は自作農になり、ブルー・カラーとホワイト・カラーの差別も縮小された。一九五六年には「もはや『戦後』ではない」といわれ、生産力は戦前の水準を回復して、経済の高度成長が始った。実質賃金が毎年上昇しただけでなく、賃金格差も縮まっていた。都市人口が増加し、高校や大学への進学率も年々高くなっていった。国民の階層格差は戦前にくらべると縮小し、「中流意識」が広まり始めていた。皇太子と正田美智子は日本社会の中流化現象の象徴として歓迎されたのである。

松下圭一は『続大衆天皇制論』(『中央公論』一九五九年八月号)の中で、皇太子の結婚について、「今度の結婚の意味するものは、日本の独占資本が政治的支配層として成熟したことであり、天皇制は独占資本の支配を政治的に粉飾する芝居として機能する。しかし、この場合注目すべきは、『平民』と『恋愛』というシンボルを操作しながら、戦後の新憲法感覚に訴え、天皇制自体が戦前の形態から変化したことである。その結果、現在なお残存する天皇神権思想・国粹思想にとっては打撃であったが、そしてまた戦中派や

戦後世代における皇太子冷視派の存在にもかかわらず、新中間層を中心に新しく若い世代に対応するのに一応成功した。こうして、天皇制は、マス・コミにのって絶対天皇制から大衆天皇制へと『転進』した』とのべた。正田美智子は、旧華族の出身ではなく、日清製粉の経営者の娘（いわゆる「粉屋の娘」）であり、いかにも「平民」らしい健康的な美しさと西欧風の教養（キリスト教系の聖心女子大出身）は国民の憧れのまとなった。皇太子についても、アメリカ人の家庭教師ヴァイニング夫人の影響で戦後民主主義に理解があるというイメージが広められていた。婚約が、「軽井沢」の「テニス・コートで芽生えた恋」にもとづくものであるかのように、マス・コミが演出し、それが大衆の共感をえたのであった。

また、松下は、「『平民』と『恋愛』というシンボルはこれまでの『家族』主義的旧意識とは、対立するものであった。このブームのなかから、新しく皇室イメージが旧中間層的な『家族』から新中間層的な『家庭』へと転化したとみてよい」と分析した。天皇のイメージは親が結婚に介入するような家父長制的な家族が原型であり、「旧中間層」（農林漁業者、商工業者）と戦前派を支持基盤としていた。

これに対して、皇太子夫妻の作り出した新しい皇室イメージは、都市の「新中間層」（ホワイト・カラー）と戦後派の青年が理想として憧れる「幸福な家庭」（恋愛結婚による核家族）であった。

当時、松下とは対照的に、井上清は「皇室と国民」（『中央公論』一九五九年五月号）の中で、ミッチー・ブームが、「国民が警職法改悪反対の一応の勝利からさらに前進せんとするのをたくみにはぐらかした。またいまでは皇太子ブームをあおりこのブームを選挙にも最大限に利用している」ことを指摘した。この論文の終りの部分で、井上は「たんなるスターとして大衆に愛されるというのは、支配階級の意図は実現されない。彼らは今度のブームで、とにもかくにも大衆の関心をいっぺん皇室にひきつけておいて、つぎにはその皇室を荘厳にしようとするであろう」と警告した。

井上の警告はかなり当たっていた。結婚式後の統一地方選挙で自民党は圧勝し、一九六〇年の安保反対闘争が終わると、宮内庁と右翼による言論弾圧が始まった。一九六一年から天皇に対する批判的報道や評論はマス・コミのタブーとなり、約十年間「冬の時代」が続いたのである。

だが、今から考えれば、松下圭一と井上清の議論は、両方とも一面的であったようである。というのは、一九六〇年代以降「おそれおおい天皇」のイメージと皇太子夫妻の「愛される皇室」のイメージは、一種の二重構造をもって、国民統合の象徴としての効率を高めていくからである。それは「一九五〇年代後半から、しだいに進行しだした高度経済成長のなかで拡大しだした『家の幸福』と『平和』を至上価値としたマイホーム主義型若年層には、『すてきな』プリンス一家のイメージを、また旧意識層には、威厳をもった『国家元首』的な裕仁イメージを」（土方和雄『いま天皇制を考える』学習の友社、一九八六年）というものであった。

**渡辺治『日本国憲法改正史』**（日本評論社、一九八七年）

によれば、一九五〇年代に支配層に存在した明文改憲派（鳩山、岸派）と改憲消極派（吉田派）は、一九六〇年を機に、「権威的改革派」（佐藤派）と「戦後型統治派」（池田派）にそれぞれ再編された。この分類にしたがえば、天皇のイメージは「権威的改革派」のイデオロギーに対応し、皇太子夫妻の皇室イメージは「戦後型統治派」のイデオロギーに対応する。しかし、一九五〇年代に、皇太子のイメージが政治利用されたのは、改憲派⇨権威的改革派の岸政権の

時期であったし、逆に、一九六〇年代に天皇の再神格化がはじまったのは、戦後型統治派の池田内閣の時期であった。つまり、タカ派（権威的改革派）は皇太子夫妻のハト派的イメージを利用し、戦後型統治派は、天皇の威厳のある国家元首的なイメージを利用する傾向があるように思われるのである。

タカ派の政治家がハト派的な皇室イメージを利用しようとして失敗した場合もある。タカ派として有名な中曽根前首相は、一九八六年に、韓国の全斗煥独裁政権を援護するねらいで皇太子夫妻の訪韓を発表したが、美智子妃の入院で実現しなかった。牛島秀彦は『ノンフィクション・皇太子明仁』（朝日新聞社、一九八七年）で、「父天皇の『現人神路線』とは対比的な『人間路線』を歩み、平和憲法をあくまで守ろうという皇太子の妻である美智子妃の唐突な宮内庁病院への入院は、露骨な皇室利用に対する現体制への『夫婦一体』の精一杯の抵抗」という皇太子の学友の見方を紹介している。

平和憲法の支持者と伝えられる皇太子は、当然ながら、タカ派のイデオログからは、評判がよくない。改憲派団体「日本を守る国民会議」の議長である加瀬英明などは

「皇太子というと、あまり人気がない。……率直にいつて、私は同じ世代の者や、私より若い者で、皇太子を賞める者に一人も会ったことがない。困ったことである」(『神秘的な天皇』日本教文社、一九八五年)と公言している。タカ派のグループが期待をよせているのはむしろ浩宮である。『文芸春秋』一九八七年十二月号には、宮内庁職員有志による「内部告発Xデー・私たちの憂慮」という文章がのつている。それによると、皇太子夫妻は皇室祭祀に余り熱心でなく、むしろ浩宮の方が熱心であるという。もつとも近頃では「浩宮様に触発されたかのように、お二人ともご熱心になられました」そうである。それでは、復古的なタカ派から期待される新世代プリンス浩宮は、いったいどのような新しい皇室イメージを作り出しているのであろうか。

#### (4) 帝国主義的成熟の象徴としての浩宮

——「お嬢さま」、英会話、皇室祭祀——

一九七三年のオイル・ショックで日本の高度成長と中流化は終り、七〇年代後半には「保守化」現象が生じた。八〇年代の中頃以後になると飽食と「金あまり」の中での(金)と(心)、「持てる者」と「持たざる者」との新しい階層格差

が拡大した。猪瀬直樹の表現をかりれば、「いまは衣食足りて階級を知るといふか、飽食時代になると新しい差異を求める空氣が強まってきて、その頂点に天皇ブランドが位置しているような時代」(『ミカドの肖像』小学館、一九八六年)なのである。また、日本は一人あたりのGNP(国民総生産)でアメリカを抜く「経済大国」となり、世界最大の債権国になった。企業の「国際化」も多国籍企業化の時代が始まり、同時に、独占資本と自民党は新しいナショナリズムの確立を求め始めている。

このような、日本の「経済大国」化と新・階層社会化の象徴として、浩宮の新しい皇室イメージが作られているのである。ミッチー・ブームの時代には、「平民」との恋愛ということで「庶民性」が強調されたのに対して、浩宮の妃候補には、上流階級の「お嬢さま」の「貴族性」が求められている。「浩宮の結婚相手の予想記事には、家柄(財産)と血(家系)がどうだといった身分差別的ムードがあふれかえった記事が大量に生み出され続けている」(天野恵一『情報社会の天皇制』社会評論社、一九八八年)のである。浩宮が結婚相手の条件の一つとして「英会話」ができることをあげているのも興味深い。いかにも「国際化」の時代

にふさわしい話である。浩宮の結婚問題で、マス・コミが注目しているもう一つの点は、かつての美智子妃のようなキリスト教の信者には、妃候補の資格があるかどうかという点である。天皇家は、現在は「私事」としてではあるが、皇室祭祀を、行う神道の最高祭司の家柄である（皇室祭祀の実態については、村上重良『天皇の祭祀』参照、岩波新書、一九七七年）。しかも、浩宮は、皇太子とちがって伝統を重んじ、皇室祭祀にことのほか熱心だと伝えられている。民族宗教である神道の復興をめざすには、キリスト教系女子大出身の「お嬢さま」と結婚するのは都合が悪いのかもしれない。

要するに、浩宮の皇室イメージは、都市のニュー・リッチ（新富裕層）の理想といってもよいであろう。小学校時代から大学まで一流私学で学び、土地と金と金もち、不労所得で暮らし、外国に留学したことがあり、レトロ（神道の儀式など）が好きなのである。また、美人女優に花束を送ったりしているように、「メン食い」で「ミーハー」なのである。

浩宮の新しい皇室イメージは、日本社会の帝国主義的成熟の象徴でもある。「お嬢さま」は、金と名誉の記号であ

り、「英会話」は、対米従属と海外進出（国際化）の記号であり、皇室祭祀は、民族主義ナショナリズムの記号なのである。

##### (5) 「国際化」と主体性の確立と天皇制

浩宮の皇室イメージには、中曽根前首相の戦後政治総決算論や弱肉強食的新自由主義のイデオロギーと親近性が感じられる。一九八五年の第五回軽井沢セミナーで中曽根は「新しい日本の主体性——戦後政治を総決算し、『国際国家』日本へ」（『文化評論』編集部『天皇制を問う』所収、新日本出版社、一九八六年）という講演を行った。この中で、中曽根は、「国際国家日本へ前進する」こと（国際化）と、同時に「日本としてのアイデンティティ（主体性、同一性）をもう一度見直し、確立する」ことを主張していた。中曽根の言う国際化の中味は、日本が「大国らしい役割と責任を果たせ」というもので、海外進出のすすめであり、主体性の確立とは、日本人としてのナショナリズムをもつことであるから、これは大国民主義ナショナルイズムⅡ帝国主義のイデオロギーにほかならない。この大国民主義ナショナルイズムを支える基軸として選ばれたのは、結局のところ天皇制と神道であった。中曽

根は、一九八七年八月「軽井沢セミナー」で、次のように発言した「健全なナシヨナリズムが必要だ。これは国民が運命共同体の意思を持ち、世界の中で主体性を示し、協力し、発展することだ。そういう時に我々が国家の統一をはかるには象徴としての天皇の存在が大切だ」(傍点筆者『朝日新聞』一九八七年八月三〇日)。

ただし、中曽根は、単純に戦前の天皇制を復活させようとはしていない。政治権力には関与せず、精神的な伝統的権威をもつ「超然として天空に輝く太陽のような存在」である天皇を新しい大国民主義ナシヨナリズムの基軸にすえようというのである。

前に述べたように、日本のニュー・リッチとその模倣者たちは、「市民社会」の内部で、金と名誉と安全の獲得競争にはげんでいる。だが、人間の心的欲望には金や名誉でどうしても、充たされないものが含まれている。それは、「社会的共同性の感覚」「何か目にみえない共通の心情の共有感覚のようなもの」ではなからうか。「その金や名誉の追求では充たされない不充足感を、国家がもつともてつとりばやく集団的に組織する方法が『民族イデオロギー』の利用である」(杉村昌昭『漂流する戦後——天皇制市民社会

はどこへ行く』インパクト出版会、一九八八年)。中曽根がねらっているのは、現状では、金と名誉と安全の幸福な結合という世俗的価値の象徴「光源にとどまっている天皇と皇室」という大スターを、神聖な「天空に輝く太陽」にまで格上げし、新しい大国民主義の象徴「光源に高めることである。そうすることによって、金と名誉では満たされない大衆の心の「空虚」にまばゆいばかりの光をそそぎ、社会的連帯を求める感覚を大国民主義の回路に流しこもうとねらっているのである。

Xデー以後の連続的な非日常の儀式は、このような天皇と皇室の神聖化の絶好のチャンスとなるにちがいない。いづれにせよ、昭和天皇が死去してから約三年間は、葬儀、即位式、新元号の発表、大嘗祭、浩宮婚約発表、結婚式、子供の誕生など皇室の行事が続ぎ、マス・コミが皇室にのつとられたような事態になるであろう(久保英司『昭和が終った日』参照、柘植書房、一九八八年)。来年の一九八九年にも、昭和初期に匹敵する世界同時不況の再来が一部体制側のエコノミストによって予測されている中で、独占資本の支配は、それほど安定したものではない。だが、菅孝行も言っているように、「危機的なものは必ずしも無力ではな

い」(『現代天皇制の統合原理』明石書店、一九八四年)。危機の時代からこそ、天皇制のもつヘゲモニー装置としての潜在力が発揮されることも十分ありうるのである。

(しだのぼる 美学)

〈次号予告〉 1988年12月中旬刊 予価980円

# 季刊 思想と現代 第16号

**特集 フランス革命200年と現代民主主義** (仮題)

フランス革命は、今からみても様々な意味でアクチュアリティを失わない人類史的な事件であった。本特集では単なる200年の回顧ではなく、現代、特にその「民主主義」の光と影において生きづいているものは何かを照らし出す。座談会—江口朴郎、湯川和夫、古茂田宏 執筆予定者—森英樹「フランス人権宣言の今日的意味」/渡辺憲正「フランス革命とマルクス」/小林武「フランス革命とアジアの近代化」ほか(タイトルは仮題)。ご期待下さい。

唯物論研究協会編集 (年間購読料送料共4720円)

発売元 白石書店 千代田区神田神保町1-28 ☎03(291)-7601

■書評

石井伸男・清真人・

後藤道夫・古茂田宏著

『モダニズムと』

ポストモダニズム

戦後マルクス主義思想の軌跡』

河原 飴

思想や理論が歴史的・社会的な制約・条件付けを受けることはおそらく避けられないことであろう。理論的にも実践的にもその誕生から「普遍的な人間解放」を課題としたマルクス主義も例外ではないと思う。ただし、こうした制約が直ちに理論的な欠陥になると言うのではない。思想の個性的な形態が普遍性へと展開しないわけではないからである。問題なのは、その個性が変革の思想としてのマルクス主義にとって看過しえぬ否定的な影響をもつに至る場合であろう。本書が些か性急に過るとも思える勢いで論じているのは、日本におけるマルクス主義のこうした問題状況であろう。

四人の著者はこれまで、「従来の」マルクス主義に批判的な視角から、それぞれの領域での発言を続けている。本書は一定の共通認識に基づいて「戦後マルクス主義思想の軌跡」をいわば対抗思想をも含みこんだ論議領域において辿るという方法がとられる。これまでマルクス主義から厳しい批判を受けてきた人々をも思考の糧とする方法が疑問や批判を呼び起こすことは予想に難くない。けれども、先に触れた問題状況を明らかにし、そこから脱却を計るためには避けては通れぬ手順であったのであろうと理解する。

さて、本書のまえがきには、各論文の要旨が含まれ、あらためて内容紹介をするのは蛇足之感がなくもないが、共通認識を確認するための最小の範囲でふれておこう。「スターリン主義の受容と克服」（石井伸男）においては、スターリン主義が「マルクス主義の近代主義的歪曲」と「根深い前近代的要素」との複雑な絡みつきによって生じたものとして捉まれ、今日なお「現代社会主義に浸透した思想体質の問題」としてその克服への努力の必要性、とりわけ「知識人と党派」との「相互の自立性と自律性」の確保が強調される。歴史的な順序にしたがった以下の三編の論稿

も、戦後の日本社会を特徴づけた前近代的要素と近代化の急務性とが、マルクス主義のみならず思想世界全体に「戦後性」として作用を及ぼしていることを共通点として議論が展開される。

「戦後日本における〈実存—マルクス主義〉問題の展開（清真人）」でも、思想の戦後の枠組が「実存的思考とマルクス主義」との間を、両者の「対決をおとしての相互豊穡化の〈対話〉的過程ではなく、〈闘争〉の過程」となしたことで、それにも拘らず、マルクス主義の戦後の展開を推し進めてきた問題であり続けているという視点が貫かれる。著者によれば、「戦後マルクス主義哲学の発展をうながした主要な促進的・問題提起的契機は多く」がほかでもないこの問題の「討論磁場」から発しているのである。何故なら、それは「人間の全体的解放」の探求へとマルクス主義哲学をつねに駆り立てる「問い」だからである。日本における近代化と近代批判の交差しあった戦後思想のあり様と、近代批判の現在の課題を語るのが「階級と市民の現在」（後藤道夫）である。著者によれば、いわゆる高度成長後の現代にあって問題となっているのは「近代」の「不足」ではなく「近代」の「過



剩」なのである。現代社会批判にとってこうした視点が不可欠であるにも拘らず、「近代」化の先頭に立つことと『近代』を超えることを予定調和的に把握するというある種の歴史的伝統」がいまだ「マルクス主義者のエートスに大きな影響を与えている」という困難が指摘される。

最後の「ポストモダニズムと唯物論」（古茂田宏）は、「ポストモダニズム」と「マルクス主義」との「論理的対決点の再構成」を通して、マルクス主義・唯物論の「可能性」を探っている。モダニズムと共有された近代の諸価値に無前提に依拠することは逆に現代社会の統合原理に符合してしまうという危険性が語られ、そして、「従来のマルクス主義が身に帯びてきたいくつかの問題点」の一つとして、「合理主義」対「非合理主義」の対抗軸でのポスト・モダニズム批判に疑義が呈される。

本書に共有されているのは、マルクス主義がその出自において根底に具えていたはずの〈解放〉の理念を現代にふさわしく再生させようという意図であろう。今日の日本の現実はこの現代のマルクス主義に〈近代の根底的批判あるいは止揚〉という問題を正面からつ

きつけている。モダニズムとポストモダニズムという問題構成はこの現実そのものから発していると言えるであろう。マルクス主義がこの問題状況の中でいかなる解答を与えるかによって、思想・理論の領域での現代的な構図に大きな変化をもたらすかもしれない。本書で扱われた限りで言っても、実存論的な思想や市民主義ラジカリズムが、あるいは現代批判の構えを崩さぬポスト・モダニズム的な諸潮流がマルクス主義にとって優れた対話者として現われる可能性が存在しないとは言えないであろう。

さて、以上のような論評の仕方は著者達の意に適わぬものであろう。「本当の問題を深く考え」、各論文をしつくりと吟味し、それぞれと対話的な思考を進めることが望まれたはずである。残念ながら今評者はそうした期待に応じる力量はない。疑問に思える点もないではないけれども、本書のような試みが「安易な図式的説明」による批判にさらされることのないことを望みたい。

（青木書店 二五〇〇円）  
（かわはら そう 名古屋哲学研究会会員）



■書評

J・ゼレニー著

島崎隆・早坂啓造監訳

『弁証法の現代的位相』  
——合理性の歴史と論理——

牧野 広義

本書は、唯物論的弁証法を人間の合理的思考の歴史的発展の中で位置づけ、また現代観念論や科学論との対決を通して唯物弁証法の現代的意義を論じた、実にスケールの大きい弁証法研究である。

ゼレニーは科学的合理性のタイプを、①アリストテレスのタイプ、②ガリレイ・ニュートンのタイプ、③唯物弁証法のタイプに区分する。①においては、観想的・非技術的な理論把握とともに『形而上学』等に見られる弁証法的把握も重視される。②は近代自然科学の主流となった合理性タイプであり、その特徴は非歴史的・技術的な点にある。③は新しい合理性のタイプであり、ここではすべての存在形態および思考形式を流動的な過程の中

でとらえ、かつ、思考と人間存在の実践的（歴史的・社会的）基盤を考慮するという「二重の歴史化」を特徴とする。この唯物弁証法的な合理性のタイプは、ヘーゲルの悟性—理性理論を積極的に継承する。

分析的悟性が抽象の同一性の枠内と限界内で運動する思考であるのに対して、弁証法的理性はこれをそのモメントとして含みながらも自然および人間社会の自己形成的な動的構造と生成・発展を把握するものであるとされる。ゼレニーは唯物弁証法をこのような合理性のタイプととらえて、数学的論理学や現代哲学等と対決してゆく。

フレーゲやラッセル・ホワイトヘッドらによって発展させられた数学的論理学も悟性的思考の新たな発展段階を示しているにすぎず、このような形式論理的な導出に対して、世界を自己発展、自己産出の諸過程として把握する弁証法的導出が、独自の演繹的理論としての意義をもつことが主張される。

また、フッサールの「諸学の危機」やハイデッガーの「形而上学の克服」も、それらが、ニュートン的な合理性タイプからひきおこされた諸学の危機や、現代における客観主義と主観主義との分裂を問題とする点は評価でき

るとしても、しかしこれらの問題を真に解決できるものは、超越論的現象学でも哲学的神話学でもなく、まさに唯物弁証法的な合理性タイプであると主張される。

さらに、現代科学の動向としてブリゴジンがいう「存在から生成へ」や彼が依拠しているホワイトヘッドの実在の過程的把握に対しても、唯物弁証法的合理性からの再検討が加えられている。

以上のようなゼレニーの議論には、合理性の三つのタイプについてもっと展開してほしい点や、形式論理学と弁証法との関係など議論の余地があると思われる問題提起もある。しかし何よりも、現代哲学の諸潮流に対して、彼らへのそうとう立ち入った理解と批判の上で立って、唯物弁証法の優位性を堂々と主張している点が印象深い。

また本書は、適切な訳文や訳注など、訳者らの共同研究の成果であることがよくうかがえる。また監訳者の一人である島崎隆氏の解説論文が付けられているが、これも大変わかりやすく、弁証法研究者にとっても有益である。多くの方に本書の一読を是非勧めたい。

（梓出版社 二四〇〇円）

（まきの ひろよし 大阪経済法科大学・哲学）

〔前号批評〕 特集 人間と自然の共生

人間と自然との共生を読んで

田中 一

前号の特集課題は人間と自然との「共生」である。共生とはともに生きることであつて、決して両者が氣息奄々として「存する」ことではない。多くの論が共存とすることを敢えて共生としたところに、編集関係者の並々ならぬ意気込みが感ぜられる。私は最近一書を上梓しそこで共生に付いて何程かの論を展開した。そのときの論を思い起こしながらこの特集の各論を読んでみると、いつの間にか各著者と討論しているような鎖覚に陥っている。この書評は書き散らした討論メモである。

冒頭の座談会は密度の高いものであつた。最初に『ローマ・レポート』が取り上げられ、例によつて成長とは経済的成長に限ることはない、むやみに悲観論になる必要はない、人間と自然との調和のある学が必要などの言葉が目にはいる。これらの文言に異論はないが、具体的内容に裏付けされない一般論に些か食傷しているため、途端に *solea* と期待はもう十分だなどという思いにとらわれた。しかしながら、生態学的生産という自然のサイクルに組み込まれた生産、すなわち人間性にふさわしく自然を改造し、自然の本来の性質をよりよく発現させるといふ発想が後に続いているのを見れば、私にも先の文言を素直に受け取ることが出来る。以上の論を一層発展させるため、疑問を幾つか付け加えておこう。

座談会の最初で重要な見解が二つ述べられている。一つは世界的な帝国主義体制が現在の世界的レベルでの生産力の発展に照応できないところからくるという問題提起であり、もう一つは成長という概念を経済的な範疇に押し込めないで、人類全体の全面的な発展という文脈の中で捉えなければならないということである。この場合、生態学的生産を、経済的生産を一層発展させるものとしては考えられないようである。

後者の見解は近ごろよく耳にするところである。これに対して私のマルクス経済学の知識がまことに貧弱で皮相的な為であろうか、以下の疑問が自然に湧いてくる。それは生産力の発展が社会的矛盾の解決を介して生産関係を変化させ、生産様式を変え、ついには社会の全ての成員に高い物質的繁栄と精神的開花を保障するというコンテクストのなかの生産力と上記の成長との関係である。このかつてはしばしば人の口に上つた古典的命題を今更持ち出すのは、野暮でナウくないことなのであろうか。上記の見解では、当面の事態に対処する一時的な処置として成長を非経済的成長と解せよというのは、あるいはまた経済生産が今日の水準に達した以上、以後は成長を質的に転換しなければならないと主張しているのか不明であるが、もし前者であれば課題解決の方向を示したことはならず、また

後者であれば上記のコンテクストに触れないで終わることは許されないのであろう。次にローマ・レポートに対して投げかけられたもう一つの批判を取り上げてみよう。それは経済的・政治的システムに解決の問題点を探っていないという点である。

さて誰の目にも明らか通り、生命を有する存在はこれを有さない存在に比べて遥かに高い運動性を持っている。知的社会的存在がなお一層格段と高い運動性を有することは誰の目にも明らかなことである。このような運動性の著しい違いは否定しがたい与件である。

これらの与件がそれぞれの社会システムを媒介として人間と自然との共生に多くの問題をもたらしている。個々の事象を具体的に考察すれば、比較的容易にこのことを把握することができよう。用語の不適切さに対する批判を覚悟の上で、この与件を基本とする見地を自然科学的見地と呼ぶことにする。この見地を欠いたときには、人の持つ能動的運動性を否定した結論に陥りがちである。その極端な場合が原始生活に戻れという主張であり、あるいはまたたかだか信念か期待の形をとったオペラミズムになってしまう。私もまたローマ・レポートに対してかなり厳しい批判を持

っているが、その要点は自然科学的見地を欠いた現代マルサス人口論に陥っているという点にある。

次は椎名重明氏の「自然と人間の自然」である。氏は、今日の自然破壊について根本的反省が欠けていることを指摘した後、人間の自然力である労働力やその自然力と密接不可分の土地の自然力を完全に商品化することが到底できないことを強調して、これを英国の土地囲い条例の歴史的経過の中で比較的詳細に論証した。土地囲い条例の歴史的経過の所論から自然破壊についての根本的反省としての「自然と人間の自然」に関する知見を導くことは、論者から読者への宿題として残されているように思われる。英国史には殆ど何の知識もない私にとっては勿論の事、読者にとってもかなりたいへんな宿題である。

次に入江重吉氏は「自然尊厳公理からエコトピアへ」のなかで、未来に互る自然と人間との共生を内部から支える精神的支柱として環境倫理学を紹介している。工業文明のもたらす地球規模での環境負荷をこのままにしてよいのかという問題は倫理的課題をもたらすその解決を求めて、人間中心主義から離陸し、生態系を構成する全ての自然を単に手段とし

てのみ扱うのではなく、同時に目的として扱う自然尊厳公理に達する。この公理のもとで人間は自然と共生して真に高次の文化文明を築き上げることになる。

氏はこの倫理学が未来に対する責任を含んでいないことを指摘しながら、その責任は未来の世代のみならず未来の自然をも含むべきことを強調して、倫理学は環境倫理学のレベルに到達しなければならぬと結論する。さらに氏は、人間および他の生物は生態系の中で互いに競合する生命的欲求・欲望を持っているが故に、人間が自然と共生する道は自然とかかわる緊張関係の中で、人間がある面では自分の文化の維持発展をはかりながら、他の面では絶えず人間中心の生活活動のあり方の軌道修正を指摘する。問題は軌道修正の内容にある。明言的な陳述はないが、著者の所論は静止社会論を背景にしているように感ぜられる。しかしながら、たとえばそのような見地にたつとしても、その社会を支える倫理学的内容を考察して行くことは欠くべからざることであろう。

つぎに杉田聡氏がエコロジー危機としての共同性の疎外について論じている。氏は市場が提供する商品・サービスへの過剰依存によ

って人が自ら必需品をつくることをやめ、こうして自らのごく基本的な生活を自らの力で送ることをやめ、その結果として自立性を疎外するに至ったのみならず、共同性実現のための能力をも疎外して共同性を実現する地盤即ち社会関係を形成するための機会を疎外させてきたことを強調する。さて人間はどのような時でも否定的な側面と共に生きることに對する肯定的な面を有している。人間に對する考察では絶えずこの両面を見つめていなければならぬ。このことをいままらのように述べるのは読者や著者に對してまことに失礼と思うが、この論文を読みながら、その背景にある人間像が果して未来に向かう生を所有しているのであろうかという懸念を持たないでもなかつた。

さらにまた著者がこれらの根本要因を工業化に求め、大量生産・大量消費の回路を抜け出し、欲求の水準を下げ「生活を変える」ことによって再生産領域に由来する人間の疎外を解決して「エコロジーの危機」を免れることを示唆しているが、ここでは結局解決の道を非工業化社会に求めることに求めているように見える。またここで展開されている疎外論は多少とも批判的論議を呼ぶのではないであ

ろうか。

次に林智氏が「人間・その未来の選択」の中で環境科学の立場から、地球の慢性的危機即ち狭義の公害や環境問題だけでなく、資源や精神的・情緒的・文化的問題、及び食糧問題・人口問題・南北問題等々、地球生態系あらゆる局面の問題を克服していく「理性的開発」「環境優位の開発」「永続可能な開発」に有効な筋道として、環境アセスメントの行為の流れを提示した。これらの行為が実施された場合、程度の差はとにかくとしてその有効性に疑念をはさまぬ人はないであろう。しかしながら、この論に對して哲学や社会科学の分野から、事態ははるかに深刻なのだ、環境アセスメントの行為の流れで克服されるような容易な事態ではないのだ、という声が聞こえてくるかも知れない。しかし事態の深刻さに応じた道筋の基本が今日提示されているわけではない。従って今日では未来への道を探るための素材を各分野から提示してこれを積み重ねていかねばならない。そのようなものとして、同氏の提示したところには耳を傾けなければならぬと思われる。

最後に中島篤之助氏が「原子力発電について」と題してチェルノブイリ原発事故の解説

がある。適切な分かりやすい内容であるが、特集の中の一つである以上原子力科学者として人間と自然との共生について何程かの言及がほしかった。

以上幾つかの興味ある試みがあったが、にも拘らず読了後に些か満たされない思いを感じるのは何故であろうか。唯物論者の論は特に「人間と自然の共生」に関する課題に對して指導的でなければならぬ。現在の多くの論では現代をきわめて特別の時代として絶対化しているように見える。しかし時代を相対化してみる所に哲学的チャレンジが始まるのではないであろうか。

(一) 田中一『未来への仮説』(培風館、八六年)

(たなか はじめ 札幌学院大学  
・物理学・情報学)

○読者の声「こだま」に、ふるってお便りを  
お寄せください。

◇二百字詰原稿用紙三枚以内

◇住所・氏名・年齢・職業を明記してください。なお匿名希望のかたは、その旨お書き  
そえください。

◇掲載にあたっては、紙幅のつごうなどから、  
編集させていただく場合がございます。御  
了承ください。

# 『思想と現代』総目次

創刊号('85. 5)～第14号('88. 7)

定価各980円

ただし 8. 9. 12号は1200円

## 創刊号 (85・5) 特集 人間の解体?

〈創刊記念座談会〉 思想と現代

齊藤茂男・本多勝一・芝田進午

人間の「解体」の危機とその克服 中易一郎

人間の見えない文化 佐藤和夫

現在の風景 中河 豊

〈文化時評〉

映像文化の世界 島田 豊

〈研究ノート〉

人間・社会・生物 鈴木 茂

ウィルソン『生物社会学』をめぐる

〈ニュー・カレント〉

歴史のなかの諸マルクス主義 大津真作

理性とヒューマニズムの勝利にむけて

——真下信一先生を追悼する 吉田千秋

戦後四十年と「日本文化」論の消長

河村 望

哲学の戦後精神——真下信一論—— 鈴木 正

〈書評〉

吉田傑俊著『戦後思想論』 渋谷治美

村瀬裕也著『戴震の哲学——唯物論と道徳的価値』

岩崎允胤

吉野正治著『あたらしいゆたかさ』

——現代生活様式の転換—— 角田修一

## 第2号 (85・7) 特集 戦後四〇年と知識人

戦後「啓蒙主義」の危機と再生の問題

吉田傑俊

大衆社会論を越えて

矢澤修次郎

——知識人と大衆の弁証法

社会問題のコモン・センス論

小川晴久

——戦後における古在由重氏の仕事

〈ポスト・モダン〉と唯物論 浦地 実

〈座談会〉 戦後思想と〈ポスト・モダン〉

古茂田宏・新原道信・桜井健

村田常一・浦地 実

〈ぶっく・えんど〉

「欲望」の現在 古茂田宏

〈研究ノート〉

ナショナルリズム再考 湯川和夫

——福沢諭吉と大川周明

〈ニュー・カレント〉

〈権威主義的ポピュリズム〉をめぐる

〈書評〉

加藤哲郎

仲本章夫著『理性と復権』 梅林誠爾  
新時代工房制作『喫茶店のソクラテス』 中村行秀

第3号 特集 問題としての理性  
(85・10)

デカルトと近代理性 河野勝彦  
フランス啓蒙思想における理性と感性 永治日出雄

カント、ヘーゲルと近代的理性 太田直道  
啓蒙的理性の可能性、もしくは  
コミュニケーション合理性 赤井正二

チョムスキーの「合理主義」 下川 浩  
レヴィ・ストロースの超知性主義 渋谷治美

近代日本における理性の態様 山田 洸  
真下信一における理性 福田静夫

《対談》 理性では古いのでは？ 仲本章夫・松井正樹

《ぶっく・えんど》  
「性」を読む 市川達人

《文化時評》  
スポーツと遊び 中村行秀

《研究ノート》  
レーニンのフィヒテ評価について 奥村浩一

《書評》

坂野登著『意識とはなにか  
—フロイトとユング批判』 種村完司

鯉坂真著『現代思想の潮流』 高田 求  
佐伯胖著『「わかる」ということの意味』 竹内章郎

《投稿》  
創刊記念座談会「思想と現代」を読んで 牧野広義

第4号 特集 民衆と文化のへゲモニー  
(86・2)

《対談》 政治と笑い 井上ひさし・島田 豊

生活と文化 真田 是  
現代文化と民衆 吉田千秋

「平凡であること」の価値 中西新太郎  
—赤川次郎と日本型大衆文化の成熟

文学の制度と近代化の過程 へーター・ビュルガー／照井日出喜訳

《研究ノート》  
レベルと科学 川口啓明

《文化時評》  
プロセスにかかわらない生活様式 中村行秀

《書評》  
トーピッチュ著／生松敬三訳『イデオロギー』

と科学の間—社会哲学(上) 横田栄一

戦後思想の一つの遺産 古田 光  
—務台理作の哲学をめぐる

三木・戸坂をおもう 鈴木 正  
—獄死四〇年を記念して

「新岩波講座・哲学」の論調と現代に  
おける哲学の任務 碓井敏正

『注文生産の思想』を排す・再論 芝田進午

第5号 特集 現代科学と人間の交貌  
(86・5)

《座談会》 自然・科学・人間 柴谷篤弘・北村 実・藤井陽一郎

科学と人間についての考察 高田 求  
核兵器廃絶の課題と科学者の責任 増田善信

価値とエントロピー 舘野 淳  
—「資源物理学」批判

技術とイデオロギー 山本 剛  
現代科学と実在論の行方 武田一博

—強い実在論か弱い実在論か

《文化時評》  
食を考える—食事・食餌・飾餌— 中村行秀

《ニュー・カレント》

エスニシティと日本社会

吉崎祥司

〈書評〉

舟橋喜恵著『ヒュームと人間の科学』

新村 聡

第6号 特集 教育の現在  
(86・7)

あゝ、PTA

浅野富美枝

中学校現場の多忙化と管理強化

塩見光生

体罰容認意識批判

神田光啓

自主性教育勝利の中でのいじめ

久田健吉

予備校の現場から

佐藤 進

手しごと・労働・技術教育

依田有弘

教育における平等と能力の問題をめぐって

吉崎祥司

国民のための大学教育

堀 孝彦

—現代青年の思想的位相にふれて

柿沼秀雄

第三世界の教育運動と思想

田中喜美子・道家達将・山科三郎

《座談会》 「臨教審」をめぐる思想の問題

《ニュー・カレント》

イギリスにおける文化・芸術研究の

理論をめぐって

吉田正岳

《研究ノート》

三段階論と科学革命論

梅林誠爾

戦後啓蒙思想の論理と真理

小池直人

—丸山真男の思想をめぐって

《書評》

山本広太郎著『差異とマルクス』 真田哲也

横田栄一著『市民的公共性の理念』 豊泉周治

第三段階論と科学革命論

梅林誠爾

戦後啓蒙思想の論理と真理

小池直人

—丸山真男の思想をめぐって

《書評》

山本広太郎著『差異とマルクス』 真田哲也

横田栄一著『市民的公共性の理念』 豊泉周治

第7号 特集 やわらかい保守主義、  
かたい保守主義  
(86・10)

《座談会》 保守精神をみつめる

山田宗睦・古田光・吉田傑俊・鈴木 正

日本の保守思想の系譜

河村 望

「日本的なもの」への視角

岩崎信彦

新保守主義の二つの顔

古茂田宏

現代日本イデオロギー論

岩井忠熊

科学論における相対主義をどのように

批判すべきなのか

《文化時評》

尾田 弘

最近のソ連映画雑感

岩尾龍太郎

和辻哲郎ノート

太田哲男

《ブック・エンド》

体罰、教師懲戒の解明

《書評》

加藤恒男

《対談》 男と女の性的状況

中山千夏vs.佐藤和夫

エッセー《性・快楽・唯物論》

「快楽」のうさんくささ、および、哀れな

オナンのこと

秋間 実

性―支配から承認へ

石川伊織

どの世代もいい性を

小松みゆき

セックスのためのセックス

細川真佐人

性について語れと悩まされて

松井正樹

《万葉集》の性と現代

義江明子

架空おしゃべり3対1の「選ぶ」

米原万里

《男たちへのラブレター》

—シエン・テとシユイ・タのはざま

《アメリカの「夢」―雑婚と性

性をめぐる法と道徳と自己決定権

性の政治学―I・イリーチの

バナキュラージェンダー論

谷川道子

荒このみ

星野澄子

杉田 聡

山田実著『われわれの哲学』

野村博史

歴史学研究会編『天皇と天皇制を考える』

桃井 健

高島通敏著『地方の王国』

江上由美

第8号 大特集 性<sup>セックス</sup>・欲望と制度  
(87・3)

《対談》 男と女の性的状況

中山千夏vs.佐藤和夫

エッセー《性・快楽・唯物論》

「快楽」のうさんくささ、および、哀れな

オナンのこと

性―支配から承認へ

どの世代もいい性を

セックスのためのセックス

性について語れと悩まされて

《万葉集》の性と現代

架空おしゃべり3対1の「選ぶ」

《男たちへのラブレター》

—シエン・テとシユイ・タのはざま

《アメリカの「夢」―雑婚と性

性をめぐる法と道徳と自己決定権

性の政治学―I・イリーチの

バナキュラージェンダー論

谷川道子

荒このみ

星野澄子

杉田 聡



フロイトにおける性 坂野 登

― 夢分析を通してみる小児性欲動の存在

《文化時評》

1+1=1 (『ノスタルジア』考) 岩尾龍太郎

《ぶつく・えんど》

子ども・発達・教育を見直す 池谷壽夫

現代における共同生活の欲求について

― 「いじめ」から「やさしさ」へ

幸津国生

《書評》

東京唯物論研究会編『戦後思想の再検討 人間と文化篇／政治と社会篇』 吉田千秋

岩崎允胤・鯉坂真編著『西洋哲学史概説』 中河 豊

第 9 号 特集 いのちにふれる―バイオエシックスの周辺

《対談》 バイオエシックス

― 全体的な人間科学への問題提起

中川米造・福田静夫

《バイオエシックスの現在》

文学から考える 及川和男

生命の尊重からその人の可能性への挑戦に

川島みどり

日本式生命倫理

重い障害をもつ子どもたちのこと 高谷 清

車いすからの声

宮川照子

生命と倫理

― 人間とその生の尊厳および民主主義的共通性の観点から

同性の観点から

死の定義をめぐる哲学と倫理

森岡正博

ビオスの中のソキエタス

竹内章郎

生命と人間の倫理的課題

川口啓明

「生物災害」予防の課題

芝田進午

― 予研の研究者各位への公開質問状

粟田賢三君をしのぶ

古在由重

粟田賢三先生を悼む

芝田進午

《文化時評》

《ゾーン》を歩み抜いたおじさんたち

― 『ストーリー』考

岩尾龍太郎

《読書ノート》

『文明論之概略』覚え書

ゆかわやすお

― 『文明論之概略』を読む』を読んで

《もう一つの思想家像》

山本宣治の生涯と学問論、知識人論

佐々木敏二

《書評》

高島善哉著『時代に挑む社会科学』 川上英雄

平野喜一郎著『現代思想と経済学』 志田 昇

河野勝彦著『デカルトと近代理性』 石川光一

第 10 号 特集 揺らぎのなかのメディア―(87・7) 特集 連帯と分断・管理の狭間で

《対談》

メディアを哲学する

メディア・情報・人間

尾関周二

情報化社会におけるコミュニケーション主体

の変容

伊藤 守

中井正一の「電送される言葉」 浅野富美枝

イギリスにおけるメディア論の展開

《ニュー・カレント》

佐藤 毅

オーストラリアの実在論者たち

《ぶつく・えんど》

武田一博

「コミュニケーション論」の現在

庄司 信

《もう一つの思想家像》

宮沢賢治と唯物論

高田 求

《書評》

岩佐茂・尾関周二・島崎隆・高田純・種村完

司著『哲学のリアリティ』 カント・ヘーゲル・マルクス』

神尾 孝

岩淵慶一著『初期マルクスの批判哲学』

渡辺憲正

「女性の時代」に問われているもの

中野麻美

第11号 特集 〈公〉と〈私〉の変容  
(87・9) 新たな結節点を求めて

《対談》 “公私”関係と主体の形成

宮本憲一・吉田千秋

公共性の現実的基礎と社会の共同資産

—現代における「公」と「私」をめぐって

池上 惇

欲望のモラル―〈私〉について

津田雅夫

近代日本思想上における公と私

山田 洸

「私生活」の世界、「私」の生活世界

豊泉周治

遮断としての市民的公共性

横田栄一

《文化時評》

ミクロコスモスへの祈り(『サクリファイイス』)

《読書ノート》

ニーチェのユートピアの夢

岩尾龍太郎

稲生 勝

河野勝彦

—ドゥルーズ・ガタリ『アンチ・オイディ

パス論』

《もう一つの思想家像》

鎌田柳泓―哲学と心理学との間

《書評》

高取憲一郎著『心理学のルネサンス』

上利博規・志田昇・吉田正岳著『美学理論の

展望』

石井伸男著『社会意識の構造』

大沼正則著『科学史を考える』

マルクスにおける労働と人間

—「自由の国」の理解をめぐって

第12号 特集 アジアのなかの日本  
(87・12)

《鼎談》 アジアのなかの日本を考える

小谷汪之・吉田傑俊・石井伸男

遠いアジア―内的検証の試み

—自立のための新国際主義宣言

「脱亜論」と「南海先生」

—「三酔人経綸問答」一〇〇年に寄せて

日中十五年戦争と戦争責任

小菅奎申

小川晴久

土方和雄

君島和彦

解放の神学の視点から見たアジアの中の日本

山田経三

「国際化」時代の外国人労働者

《エッセー》 わたしとアジア》

香港で落ちた「ウロコ」

日本の勤労者はどんな顔をしてアジアの人々

と付合うことになるのか

—アジアにおける文化の問題

過去を変えることはできない

《文化時評》

霧が晴れる日―恐慌論ブームを読む

志田 昇

《海外論文翻訳》

ヘーゲルへのマルクスの負債

ジャック・ドント／石川光一訳

《もう一つの思想家像》

和辻哲郎研究の回顧―自己反省をこめて

《書評》

清真人著『言葉さえ見つけることができれば』

芝田進午著『核時代Ⅰ』『核時代Ⅱ』

赤井正二

《前号批評》

秋間 実

特集「〈公〉と〈私〉の変容」を評す

市川達人

第13号 特集 宗教の覚醒 (88・5)

《座談会》 宗教ブームをどう読むか？

信楽峻磨・飯峯明・鯉坂真(司会・河野勝彦)

新興宗教と現代の宗教意識 田平暢志

気枯れ社会の霊術宗教 西山 茂

— 宗教的実感主義の台頭とその背景

現実に対する宗教の積極的関与の教義的

可能性について

キリスト教に将来はあるか 亀山純生 橋本左内

— 戦争責任の告白と平和責任の実行

《文化時評》

霧が晴れる日(2)

— 階級の見える大衆社会の誕生 志田 昇

《読書ノート》

現代を読み解くトレーニング 佐藤春吉

— 藤田勇編『権威主義の秩序と国家』

《もう一つの思想家像》

大杉栄私記 清 真人

ペンヤミンと貧しさの経験

吉田正岳

《書評》

鈴木正著『思想史の横顔』

アーレント著・ベイナー編『カント政治哲学の講義』

有井行夫著『マルクスの社会システム理論』

森下直貴

角田修一

《前号批評》

特集「アジアのなかの日本」を読む

特集「アジアのなかの日本」を読む 新浪惇介

第14号 特集 人間と自然の共生 (88・7)

人間と自然の共生をめざして

芝田進午・本谷 勲・廣井敏男 椎名重明

自然と人間の自然

— その近代的概念についての一考察

自然尊厳公理からエコトピアへ 入江重吉

エコロジー危機としての共同性の疎外

杉田 聡

人間・その未来の選択

原子力発電について 中島篤之助

《文化時評》

霧が晴れる日(3) 志田 昇

— 「新人類」と「イギリス労働者階級」

最澄とその思想

岩崎允胤

《海外論文翻訳》

ベトナムにおける哲学研究

フラム・ニュー・クオン／藤井正訳

《書評》

溪内謙著『現代社会主義を考える』 竹森正孝

吉田傑俊編著『現代日本の思想』 福山隆夫

グールド著『個体発生と系統発生』 稲生 勝

《もう一つの思想家像》

森有正と感性の問題

— 意志と思想へのセンス

《前号批評》

宗教ブームを斬る 碓井敏正

## ■編集後記

◆八月に入ると、原爆投下と「終戦」記念が自然と話題になる。そのなかには不愉快な、腹立たしいものがいっつもある。

今年のその一つは、NHKの特別番組「戦争を知っていますか」で起きた放送差替え問題である。子ども向けに編まれたこの好シリーズの八月六日に、フィリピン人を母親にもった女性がフィリピンで起きた苦勞を語った。それはそれで好感をもてたが、じつはこれは差替えられたもので、当初予定して録画したものが上部の筋から拒否され、急速制作したものであったのである。お蔵入りさせられたものの語り手はフィリピン女性で、日本軍の残虐ぶりを話したのが「子ども向きではない」と理由づけられたらしい。

◆マスコミのこの「自主規制」は、あの戦争を侵略戦争と認めず、責任をひたすら回避する政府・自民党の姿勢と気脈を通ずるものがある。そこに流れている根本態度は、あの戦

争を被害者の立場からしか回顧しないということである。加害者の立場を明確にすれば、あの戦争の残虐性と侵略性が浮き彫りにされ、当然、その責任主体が問題になる。

◆そのまないたに第一にのせられるのが天皇であろう。だからこそ、天皇をいかにして戦争責任者から免がれるようにするか。これが今日に至るも日本の支配層がもつとも腐心する点である。夏の国民的行事ともいうべき高校野球大会の人氣に乗じて、今年をはじめて皇族浩宮に始球式をおこなさせたのもその一策であろう。

後日、新聞関係者に「彼はどんな資格で始球式をやったのか？」と聞いたら、知らなかった。資格などともとないのである。

◆さて、本号は天皇制問題一本やりの特集号にした。秋におこなう本協会の研究大会のテーマに連動させての企画だが、この問題への関心の広がりや深さを考えてのことである。できるかぎり多様な視点からの問題提起が出来るように、対談、論文

に加えて、小論特集ともいうべきものを設け、さまざまな分野の方に執筆をお願いした。当初の予定から抜けたものもあつたが、ほぼ計画通りに構成できて一安心というところである。

◆本特集の内容評価については読者におまかせしたいと思うが、みなさんの問題関心をさらに深めるものになったならば幸いである。

さらに議論を深めるために、一月二日、二三日に東京農工大で開催される本協会の研究大会に参加して下さるようお願いします。

(吉田千秋)

## 編集 唯物論研究協会

東京都小平市喜平町

三三三―一六一三〇四

『思想と現代』第15号©

1988年9月25日発行

(季刊) 定価980円

発行所 唯物論研究協会

発行人 芝田進午

発売元 株式会社白石書店

東京都千代田区神田神保町1-28

〒101 ☎03-291-7601

印刷所

東銀座印刷出版株式会社 製本所 坂本製本

# 唯物論研究 ●バックナンバー

- 創刊号  
特集 現代日本の反動化と思想の問題
- 第2号  
特集 民主主義 (品切)
- 第3号  
特集 現代の感性と理性
- 第4号  
特集 世界史の現段階
- 第5号  
特集 人間の幸福とはなにか
- 第6号  
特集 現代日本の文化を考える
- 第7号  
特集 転換の時代
- 第8号  
特集 現代のマルクス像 (品切)
- 第9号  
特集 われわれにとって国家とは何か
- 第10号  
特集 科学・技術と現代文明
- 第11号  
特集 歴史の進歩と現代生活

# 出版案内



鯀坂真著

現代思想の潮流  
2500

北村実著

哲学と人間  
1800

宮原将平著

科学との対話  
1800

岩佐茂著

唯物論と科学的精神  
1800

日隈威徳著

現代宗教論  
1800

岩崎允胤著

恒久平和と人間の尊厳  
1700

守屋典郎著

日本資本主義分析の巨匠たち  
1700

林田茂雄著

漱石の悲劇  
1900

佐木秋夫著

宗教と時代  
1800

佐木秋夫著

新興宗教の系譜  
1800

林田茂雄著

親鸞の思想と生涯  
1500

平田哲男著

現代史における国家  
2500

林田茂雄著

人間行動の弁証法  
1500

平野義太郎著

平和の思想  
1600

白石書店

レーニン 不破哲三著

「カール・マルクス」

を読む

マルクスの理論の核心にせまる労作！

レーニンがマルクスの学説＝科学的社会主義の理論の核心をどう見地で整理し、どういう順序と論理で展開しているのか。その展開にそって、レーニンを読むなかで、この短い文献の中に凝縮された大事な考え、観点を浮きぼりにする。今日の世界や日本の動向との関連で科学的社会主義の基本、階級闘争の前進方向を学ぶ最良の書！

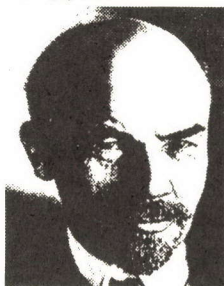
唯物論的で弁証法的な自然観とはなにか！

『自然の弁証法』  
—エンゲルスの足跡をたどる—

「近代唯物論は自然科学の進歩を総括する」（エンゲルス）。未完の手稿『自然の弁証法』の執筆過程、エンゲルスの問題意識と思考の発展を綿密にたどる。

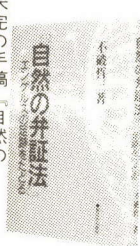
四六判上製  
1300円＋税  
250

9月新刊！



不破哲三著

四六判上製  
1300円＋税  
250



自然の弁証法  
エンゲルスの足跡をたどる

国際的にも最初の研究として話題を呼んだ論文！

「資本主義の全般的危機論」  
の系譜と決算 不破哲三著 四六判上製 1200円＋税 250

東京・渋谷・千駄ヶ谷4-25 新日本出版社 ☎03(423)8402 (営)  
振替東京3-13681 ①151 ☎03(423)9323 (編)

定価 980円